

8月14日公表

平成18年度 九州食料・農業・農村情勢報告

特集編：九州の温暖な農山漁村でのスローライフの実践

農林水産省 九州農政局

は し が き

今、戦後農政の転換期を迎え、農業を21世紀にふさわしい戦略産業として発展させていくために、国内農業の体質強化に向けた構造改革や、農業の多面的機能の健全な発展を図るための農地・水・環境の保全に関する新たな施策を19年4月から本格的に実施しています。とりわけ、九州の農業は、我が国の重要な食料供給基地としての役割を担うとともに、地域経済を支える基幹産業でもあり、農政の動向が九州地域の将来のカギを握っていると言っても過言ではありません。

本「九州食料・農業・農村情勢報告」は、こうした最近の動向を踏まえ、九州農政局管内における食料・農業・農村をめぐる情勢についてとりまとめた九州版の農業白書です。本報告は、「トピックス」、「特集編」、「動向編」と「参考付表」から構成され、幅広い関係者の方々に活用いただく観点から、分かりやすさや読みやすさに配慮するとともに、ページ数を従来よりも大幅に削減しました。

冒頭の「トピックス」では、この1年間の主な出来事に焦点をしぼり、農政改革の主要な対策（新たな経営安定対策、新たな米需給調整システムへの移行、農地・水・環境保全向上対策）の開始、鳥インフルエンザの発生や農産物の輸出など全部で6つの話題を取り上げています。

「特集編」では、九州は、中山間地域や離島など、農業の体質強化のための条件には恵まれていない地域が多いが、温暖な農山漁村で新たなスローライフを実践する活動が注目されていることを取り上げました。交流や定住を通じた地域づくりを行うことで、農山漁村の活性化を図ることを目的に、各地で実践される新たな活動の概要を紹介し、活動の魅力を座談会で語り合いました。さらにそれらの取組を広げていくための課題を調査し、支援策を示しました。九州の農山漁村の新たな可能性についての情報発信となることを願っています。

「動向編」では、「特集編」で取り上げた内容以外について、政策課題ごとに、統計データや取組事例等を用いて九州地域の食料・農業・農村の動きを整理しております。内容は、食料自給率の向上、食の安全、農業構造施策などの8章で構成しております。

本報告書が、関係者の方々に広く活用され、九州の食料・農業・農村の現状や取組等について理解を深めていただく上での一助になれば幸いです。

最後になりましたが、本報告書の作成に当たり、多大な御協力を頂きました方々に心より感謝申し上げます。

平成19年8月

九州農政局長 南部 明弘

目 次

はしがき

トピックス編

1	動き出した農政改革	3
(1)	新たな経営安定対策の始動	3
(2)	米政策改革の推進	4
(3)	農地・水・環境保全向上対策の導入	5
2	高病原性鳥インフルエンザの発生	6
3	農産物の輸出拡大を目指して	8
4	原油や穀物の価格高騰による九州農業への影響	10
5	地球温暖化による九州農業への影響	12
6	九州から2つの天皇杯（農林水産祭）	14

特集編 九州の温暖な農山漁村でのスローライフの実践

はじめに	17
第1章 農山漁村に吹く新たな風	17
1 失われつつある農村集落の伝統文化や芸能	17
2 ふるさと回帰願望を持った団塊世代の大量退職	17
3 国民の農山漁村やスローライフへの関心の高まり	18
4 定住の促進に向けた地方自治体等の動きの活発化	18
5 豊かな自然を活かしたグリーン・ツーリズムの先進地・九州	19
第2章 農山漁村でのスローライフの新たな取組	20
第1節 特集編に関する座談会の開催	20
第2節 各地で光り輝く様々な取組事例	29
1 都市と農山漁村の交流の促進に向けた取組	29
2 農山漁村における定住等に向けた取組	33
第3章 スローライフの実践に向けた課題と九州農政局としての取組	36
1 都市と農山漁村の交流の促進に向けた課題と九州農政局としての取組	36
2 農山漁村における定住の促進に向けた課題と九州農政局としての取組	39

動向編

第1章 食料自給率の向上を目指して	45
1 我が国の食料自給率の状況	45
2 九州の食料自給率	46
3 食育アイランド九州	47
4 九州の豊かな農産物の地産地消の推進	48
5 九州食料産業クラスターの形成	49

6	放牧の推進等による飼料自給率の向上	50
7	九州における農産物の消費拡大	51
(1)	米	51
(2)	麦・大豆	51
(3)	野菜・果実	52
(4)	牛乳	52
第2章	食の安全と消費者の信頼の確保	54
1	食品安全行政の推進	54
(1)	食品表示・JAS規格に関する普及・啓発	55
(2)	食品表示に関する監視体制	55
(3)	食品の不適正表示への対応	56
2	消費者に対する情報提供とニーズの把握	57
第3章	望ましい農業構造を目指して	59
1	九州の農業構造の特色	59
2	担い手の状況	60
(1)	認定農業者の育成	60
(2)	農業経営の法人化の推進	61
(3)	新規就農	62
(4)	一般企業等（特定法人）の農業参入	63
3	農地の活用状況	64
(1)	耕地面積と耕地利用率	64
(2)	農地の流動化	65
(3)	農地整備を契機とした担い手への農地集積	66
(4)	地目別耕作放棄地率と遊休農地対策	67
4	新たな経営安定対策の展開	68
(1)	米・麦・大豆	68
(2)	畜産	72
(3)	野菜	74
(4)	果樹	76
(5)	さとうきび・でん粉原料用かんしょ	78
第4章	米づくりの本来あるべき姿の実現を目指して	80
第5章	農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して	84
(1)	農業の有する多面的機能	84
(2)	農地・農業用水等の保全管理の現況	84
(3)	環境保全型農業への取組	85
(4)	農地・水・環境保全向上対策の実施	86
(5)	農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の取組事例	87

第6章	九州の農林水産物を世界へ	88
第7章	「バイオマス王国」九州	92
1	バイオマスタウンの構築	92
2	バイオ燃料の生産・利用の取組	94
3	外食事業者等による循環型社会を目指した取組	95
第8章	農業農村整備の展開	96
1	主な国営事業の動き	96
(1)	諫早湾干拓事業	96
(2)	川辺川土地改良事業	97
2	農業用水利施設の整備による干ばつ時の効果	98
参考付表		101

トピックス編

1 動き出した農政改革

(1) 新たな経営安定対策の始動

農政改革元年となる平成19年には、効率的かつ安定的な農業経営の育成の加速化を目指して、新たな経営安定対策が導入された。

ア 米、麦、大豆等の品目横断的経営安定対策

米、麦、大豆等の土地利用型作物に対する支援策については、これまでの全農家を対象として品目別に講じてきた対策から、対象を認定農業者と一定の要件を備えた集落営農組織に明確化し、これらの担い手の経営全体に着目した対策に転換した。19年産については、九州管内で、認定農業者で5,467経営体、集落営農組織が1,353経営体の合計6,820経営体が加入した。



出張受付（19.5.22 熊本県人吉市）

イ 畜産

19年度から肉用牛肥育経営安定対策及び地域肉豚生産安定基金造成事業の対象者は、認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認で認めることとなった。19年度は、これに基づき九州管内で、肉用牛肥育経営2,189経営体、養豚経営857経営体が契約した（19年3月現在）。

ウ 野菜

野菜価格安定制度においても、産地を担い手の育成・確保状況等によって区分し、支援に差を設けることとなった。19年6～8月に秋冬野菜から受付が開始された。

エ 果樹

19年4月から、果樹産地構造改革計画で明確化された担い手等が行う優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築等の前向きな取組を支援することとなった。

オ さとうきび・でん粉原料用かんしょ

最低生産者価格を廃止し、19年産から、地域において安定的な生産を担う者に対し支援を実施することとなった。対象要件審査申請は19年5月から始まっている。

効率的かつ安定的な農業経営：主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営

(2) 米政策改革の推進

(新たな需給調整システムへの移行に向けた取組)

米政策改革は、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連対策等の改革を整合性をもって実行することにより、22年度までに「農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指すこととしている。

こうしたなか、18年7月に、「経営所得安定対策等実施要綱」において、19年産から米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることとあわせ、米については農業者・農業者団体の主体的な需給調整システム（以下「新たな需給調整システム」という。）へ移行することが決定された。

(九州の取組)

新たな需給調整システムでは、第三者機関的組織（地域協議会(九州管内に364組織)、以下「地域協議会」という。）にすべての方針作成者（米穀の生産出荷団体及び米穀の取扱数量が20玄米トン以上の生産者、集荷業者等で認定を受けた者）が実効ある形で参画し、方針作成者別の需要量に関する情報の算定、方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールの設定等を行うこととなった。

九州管内においては、35%の地域協議会において需要に応じた配分ルールが設定され、方針作成者から方針参加農業者に生産数量目標等の配分が行われた。

○ 生産数量目標の配分ルールの事例

事 例	地 域 名	具 体 的 内 容
大規模農家への配慮を行った事例	A 協議会 外	一定の率を全農業者に一律配分し、残りを担い手に追加配分
生産希望数量を採用した事例	B 協議会 外	事前に全戸へ作付希望数量の調査を実施し、希望に基づいた配分を実施
中山間地に配慮した事例	C 協議会 外	一定の率を一律配分し、残りのを中山間地へ配分

第三者機関的組織は地域水田農業推進協議会が兼ねているところがほとんどであるが、別に設立しているところもある。

(3) 農地・水・環境保全向上対策の導入

(農地・水・環境保全向上対策を19年度から導入)

農地・農業用水等の資源や農村環境は、農業の多面的機能の発揮に不可欠な存在であるが、近年、過疎化、高齢化、混住化等による集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきた。

また、環境に対する国民の関心が高まるなかで、農業生産の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、農林水産省では、多面的機能の健全な発揮を図るための地域振興対策として、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域ぐるみの効果の高い共同活動と、環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を19年度から導入した。

(九州では約3,400の活動組織で実施予定)

九州農政局においては、対策の実効性を確保するために、18年度に102地区で実験事業を実施した。

19年度からは本格実施することとなり、共同活動支援については、7月時点で管内約3,400の活動組織で取り組まれ、約16万haが支援交付金の対象となる予定であり、現在、活動組織において活動計画の作成を行い市町村との協定を順次結んでいる状況である。

営農活動支援については、支援交付金の交付の対象となる活動組織において、現在規約が作成され、農業者が作成する生産計画をとりまとめて市町村を通じて県に意見照会を行っており、あわせて、活動計画の作成を行い市町村との協定を順次結んでいる状況である。



活動組織による自主施工の木柵



景観形成作物の植栽



非農家も含めた清掃活動



地域住民への説明会

2 高病原性鳥インフルエンザの発生

(経緯)

平成19年1～2月に宮崎県において3件(清武町、日向市及び新富町)の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。

本病は、16年に山口県において、我が国では79年ぶりとなる発生が確認され、同年には大分県及び京都府でも発生が確認されている(17年には茨城県を中心に弱毒タイプの発生が確認された)。また、19年1月に、岡山県でも発生が確認された。

今回の発生では、農林水産省、県、市町等の連携のもと、発生の疑われる事例確認後、速やかに発生農場の飼養鶏の隔離及び周辺農場の飼養鶏の移動自粛が行われ、高病原性鳥インフルエンザであることの確認後、家畜伝染病予防法等に基づき、発生農場等における飼養鶏の殺処分や発生農場を中心とする半径10km 以内の家きん等の移動制限等の防疫措置が講じられた。

その後は、清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、2月7日に清武町、2月21日に日向市、3月1日には最終発生地である新富町の移動制限が解除された。また、5月8日に最終発生に係る防疫措置が完了してから3か月が経過したため、我が国はO I E(国際獣疫事務局)の規定により清浄国に復帰した。

(農政局の対応)

九州農政局では、清武町において本病が疑われる事例が発生した1月11日に農政局長を本部長とする「九州農政局高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、以下の取組を行った。

ア 消費者への正確な情報提供

(ア)九州農政局のホームページに「鳥インフルエンザ情報」のコーナーを設置し、随時内容を充実

(イ)「鶏肉や鶏卵を食べることによって、人に感染することは報告されていない」といった本病に関する正しい知識の普及・啓発のためのチラシ、ポスター及び冊子を市町村、関係団体等に配布

(ウ)九州農政局メールマガジン「高病原性鳥インフルエンザについて」を臨時配信し、本病の正しい知識と発生の経緯について周知

イ 小売店舗における不適切な表示に関する調査

清武町において本病が疑われる事例が発生した翌日から小売店舗の調査を実施し、不適切な表示が見られた場合は撤去



防疫作業(宮崎県)

・修正の要請を行うとともに正しい知識の普及・啓発のためのチラシを配布し情報提供を行った。2月28日までに9,700店舗の調査を行い、不適切な表示が見られた119店舗すべてで撤去・修正が図られた。また、調査結果については公表を行い、不適切な表示の内容、店舗における消費者の反応、店舗独自の取組内容についても情報提供を行った。

ウ 防疫作業等への人的支援

宮崎県からの要請を受けて、以下の作業に職員を派遣した。

(ア) 車輜消毒作業

清武町、日向市、新富町及び周辺地域における車輜消毒作業に1月13日から2月28日まで延べ57名を派遣し、移動制限区域に設置された消毒ポイントを通過する畜産関係車輜の消毒作業に従事した。

(イ) 発生農場における防疫作業

日向市及び新富町における発生農場等の防疫作業に110名を派遣し、鶏の殺処分、殺処分鶏や鶏糞等の袋詰め及び埋却作業等に従事した。

(ウ) 家畜伝染病予防法に基づく報告の集計作業等

宮崎県下の家畜保健衛生所3か所に1月29日から2月19日までの間、毎週月曜日に各所1名ずつ延べ12名派遣し、家畜伝染病予防法に基づく所有者からの死亡鶏数報告の集計作業等に従事した。

エ 食料消費行動が変化して生産者等が被る経済的被害を防止するための関係団体への協力要請

管内各県及び関係団体に対し、「宮崎県産の鶏卵・鶏肉は扱っていません」といった内容の告知、発生県産であることのみを理由とした鶏卵・鶏肉の取引拒否等の不適切な行為が行われることがないように、流通・小売業者等への本病に関する正確な知識の普及について、協力を要請した。

オ その他

本病発生による事業者間の取引の変化による鶏卵・鶏肉の価格への影響及び消費者の本病への不安感による購買行動の変化、学校給食での鶏卵・鶏肉の使用実態等について情報収集を行った。

(感染経路の究明)

農林水産省は、獣医学、野鳥、野生動物等の専門家で構成する疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明に取り組んでいるところであり、19年4月には、国内への侵入経路については、野鳥によるウイルスの持ち込みが想定されること、鶏舎への侵入経路については、野生生物(ネズミ、野鳥等)によるウイルスの持ち込みが想定されること等を内容とする中間報告がとりまとめられた。最終報告については夏を目途にとりまとめられることとされている。

3 農産物の輸出拡大を目指して

- 広域連携による農産物輸出の取組 -

九州では、東アジアと近接している地理的優位性を活かして、農産物の輸出が拡大している（動向編第6章参照）。このようななかで、輸出先での品揃えや有利な取引の確保、効率的な輸送等を実現するために、広域的な事業者間の連携による輸出の取組が始まっている。

（九州・沖縄の農業団体がシンガポールでフェアを開催）

九州・沖縄8県の農業団体からなる九州沖縄農業経済推進機構は、平成19年1月12日～21日に「九州収穫祭」をシンガポール伊勢丹スコッツ店にて開催した。福岡産あまおう（いちご）、熊本産デコポン、大分産梨、宮崎産さつまいも等、延べ70品目を販売し、シンガポールの消費者に九州の農産物をPRした。

（バンコクで九州の食品を紹介）

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の九州管内各事務所は、19年2月21日に「九州食品プロモーション2007 inバンコク」をタイ（バンコク）アロマホテルにて開催した。九州管内の18の事業者から、まぐろ、関あじ、関さば、トマト、いちご、各種焼酎等104品が出品され、バンコク現地のバイヤー及び食品関係者に九州地域産の食品についての魅力を広く紹介した。



「九州食品プロモーション2007 inバンコク」熊本ブース

（北海道の農業団体と連携した農産物の輸出）

JA全農ふくれんと北海道の農業団体であるホクレンは19年3月7日～13日までの7日間、「福岡の旬の果実と北海道の新鮮な牛乳のコラボレーション」をテーマに、「福岡Fruits&北海道Milkフェア」を香港そごう銅鑼湾店で開催した。JA全農ふくれんは、いちご（あまおう）、なす、トマト等の生鮮野菜を中心に、ホクレンはLL牛乳、ヨーグルト等牛乳乳製品を中心に出品した。

九州の主な農林水産物・食品の輸出品目と輸出先

佐賀県

<うんしゅうみかん>

→カナダ 18年度 616トン輸出

<コメ>

→台湾、シンガポ - ル

18年度 4トン輸出

<なし>

→中国、台湾 18年度 5.8トン輸出

<いちご(さがほのか)>

→香港、台湾 18年度 1.7トン輸出

福岡県

・18年度輸出額 8億2,000万円

<いちご(あまおう)>

→18年度輸出実績 51.7トン

→香港、台湾以外に新たに シンガポ - ル、タイ、米国へ輸出

・米国本土への日本産イチゴの輸出は日本初!

・タイではフル - ツパ - ラ - で「あまおうフェア」を実施

<なし>

→中国では、上海に加え、新たに北京・天津へ販路拡大

<ぶどう(巨峰)>

→香港等の他、シンガポ - ルで巨峰フェアを開催

<茶>

→欧州で八女茶PR活動を実施

<その他>

・JA全農ふくれんとホクレン通商が提携し、共同出荷等を検討

長崎県

<うんしゅうみかん>

→カナダ 18年度 186トン輸出

<タイ他>

→韓国 18年 3,824トン

10億3,300万円輸出

<冷凍イカ、アジ類等>

→中国 18年 3,247トン

3億6,900万円輸出

大分県

<なし>

→台湾 18年度 127トン輸出

<養殖ブリ>

→北米、中国など

18年度 240トン輸出

<タチウオ>

→韓国(福岡市場経由)

<水産加工品>

→北米など 18年度 9トン輸出

<牛乳>

→香港等へ輸出

熊本県

<うんしゅうみかん>

→カナダ 18年度 184トン輸出

→台湾 18年度 4トン輸出

→香港 18年度 4トン輸出

<なし>

→台湾 18年度 77トン輸出

<いちご>

→香港 18年度 6.3トン輸出

<かんしょ>

→香港 18年度 3.5トン輸出

<メロン>

→香港 18年度 1.5トン輸出

<牛乳>

→香港へ輸出

宮崎県

<かんしょ>

→香港 18年度 2.5トン輸出

→シンガポ - ル 18年度 5.9トン輸出

<きんかん>

→香港 18年度 207kg輸出

→シンガポ - ル 18年度 104kg輸出

<ごぼう>

→香港 18年度 20トン輸出

<さといも>

→香港 18年度 20トン輸出

<木材>

→中国

・18年度 スギ丸太を117m3輸出

・スギ製材品でマンション等の内装を施工

→韓国 県内製材工場が韓国の展示会に出展

<牛肉>

→米国へ輸出

鹿児島県

<茶>

→ドイツへ緑茶を輸出

<牛肉>

→米国へ輸出

<養殖ブリ>

→米国、台湾等の日本食レストランへ空輸

・18年度 710トン(東町漁協) 9億円輸出

<養殖クロマグロ>

→香港、上海へ奄美大島の養殖クロマグロを輸出

<水産加工>

→米国、東南アジアへさつま揚げ、かつおタタキ、削り節を輸出

<木材>

→韓国へH18年度で木造住宅10棟分(357m3)を輸出

→中国政府が進めているモデルハウス展示場に、

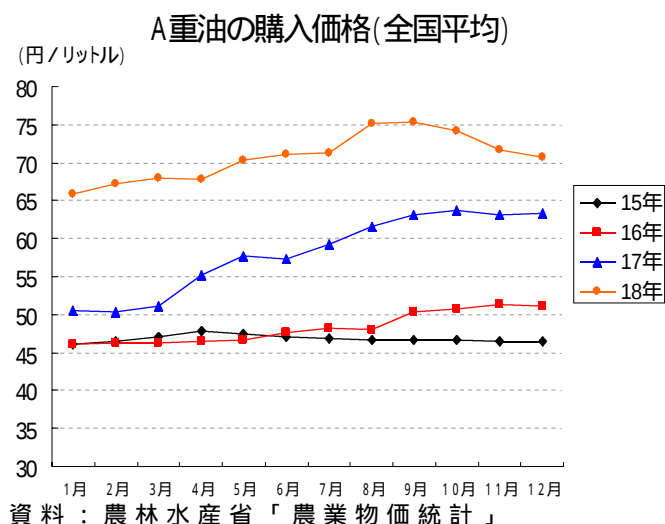
県内製材工場が日本代表として参加

4 原油や穀物の価格高騰による九州農業への影響

（原油価格の高騰による影響）

A重油の価格は、平成16年の夏以降徐々に上昇し始め、17年春からは急激にA重油価格が上昇した。18年10月からは徐々に下降したものの15年の価格水準（10月～12月の平均）と比べると1.5倍の水準となっている。

このような情勢のなか、農業用A重油の価格高騰が施設園芸を中心に農業に大きなダメージを与えることから、九州農政局では、（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助を活用した施設園芸用高効率暖房機への更新を推進するとともに、暖房器具の点検整備の徹底等の技術指導を行ってきた。



（穀物価格の高騰による影響）

とうもろこし等飼料穀物の価格については、16年夏以降の原油価格の上昇に連動した海上運賃等輸送経費の上昇に加え、米国のバイオエタノール向け需要及び中華人民共和国の食料向け需要の増大、さらには豪州での干ばつ等の影響により上昇してきた。

今後、バイオエタノール生産向け需要のさらなる増加が見込まれ、飼料費の上昇による畜産経営に及ぼす影響が懸念されるため、九州農政局では、配合飼料の価格変動の影響を受けることが少ない効率的な畜産経営を実現するために、家畜の生産性向上等配合飼料価格の上昇に対応可能な飼養技術等の普及、家畜改良の推進等を行う「九州地域配合飼料価格上昇対応生産性向上推進会議」を設置し、稲発酵粗飼料の生産拡大、国産稲わらの利用拡大、牛の放

○ 米国の燃料用エタノール生産向けとうもろこし需給の予測（2007年2月）

市場年度	2005/06	2007/08	2016/17
とうもろこし生産量 (百万トン)	282.3	306.5	358.0
燃料用エタノール生産向けとうもろこし需要量 (百万トン)	40.7	81.3	110.5
エタノール生産量 (万キロリットル)	1,675.0	3,343.0	4,544.0
参考 飼料用とうもろこし需要量 (百万トン)	155.9	148.0	151.8
とうもろこし輸出量 (百万トン)	54.5	48.9	57.2

資料：USDA 「USDA Agricultural Projections to 2016 (February 2007)
注：エタノール生産量は、燃料用エタノール生産向けとうもろこし需要量からの推計。

牧、飼料生産の外部化、飼料の生産性向上に関する取組等を推進する「九州地域飼料増産行動会議」及びエコフィード（食品残さの飼料化）等の利用促進等を推進する「九州地域食品残さ飼料化行動会議」等と連携し取り組んでいる。

○ 配合飼料価格の上昇を踏まえた今後の対応方向



用語解説

稲発酵粗飼料	稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉をいっしょに密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。
エコフィード	食品工場などから発生する食品残さを利用した家畜飼料のこと。米ぬかや調理くずなどを加工する。
DDGS	エタノール生産による副産物、穀物を利用したエタノール発酵後の蒸留廃液を加熱乾燥させたもの

5 地球温暖化による九州農業への影響

地球温暖化により我が国農業には、作物の生育障害、品質低下及び病虫害の発生生態の変化による被害の拡大等の影響が懸念されている。

九州の農業生産において、地球温暖化と関連があると思われる代表的な現象として次のようなものがあり、技術的対策や試験研究を実施しているところである。

（水稻の高温障害等による品質低下）

近年、出穂後の高温（平均気温が27℃以上）によると見られる乳白粒等の白未熟粒の発生や粒の充実不足等の問題が見られ、特に九州の基幹的品種である「ヒノヒカリ」の品質低下が著しい。

これに対して、各県では高温耐性品種の選定・導入、遅植の推進、水管理等の栽培技術の改善等の対策を講じている。

また、九州沖縄農業研究センターが高温耐性品種「にこまる」を育成し、長崎県において奨励品種となっている。



（果実の着色不良等）

果実の成熟期における高温のため、うんしゅうみかん、ぶどう等において果実の着色不良が見られている。また、発芽、開花期の前進化、生理落果の増大、結実不良等の現象も見られる。

これらに対して、各県では、品種転換、土壌水分制御による障害果発生の軽減、適正な着果量の確保、園内環境の改善等の指導が行われている。

また、試験研究機関において、ぶどうの環状はく皮（幹の樹皮を環状に剥ぎ、養分が根の方に行くのを抑えて、果実の方にまわるようにする技術）等の果実の着色促進技術研究が実施されている。

【果実の着色促進技術の例】

ぶどう赤色系品種「安芸クイーン」のハウス栽培における環状はく皮（佐賀果樹試）

（出典：平成17年度九州沖縄農業研究成果情報）



はく皮区



無袋区



無処理区

開花90日後の着色状況



はく皮の状況

なお、九州農政局が各県を対象に調査（平成19年2月）した「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査結果」は、下表のようになっている。

	作物等への影響	対応策
麦の生育ステージの前進化	生育ステージが前進化し、晩霜害による不稔、赤かび病の発生に懸念や生育が過繁茂となり茎立ちが早くなる傾向	麦踏み・土入れの徹底とともに、栽培方法や播種方法の検討
大豆の乾燥による充実不足	豪雨による播種の遅延、害虫の発生期間の長期化及び乾燥による充実不足の懸念	生育状況に応じた畝間かん水、排水対策、適期・適正防除、中耕培土等の徹底
野菜の品・質低下・病害虫の発生	（果菜類） 着花、着果及び果実着色不良並びに高夜温による草勢低下等 （葉茎菜類） たまねぎでは分球抽台の増加、雑草・病害虫の発生 白ねぎでは夏場の害虫の多発や生育不良 レタスでは変形球の発生や暖冬の凍霜害	遮光資材（寒冷紗、ｸﾚﾌｫﾝ塗布等）の利用、簡易天窓の導入等温湿度管理の徹底 播種時期の変更、適正追肥、適正防除の徹底 耐暑性品種の導入及び病害虫対策技術の導入 品種の更新や保温用被覆資材の選定
果樹（果実）の着色不良等	果実の着色は、成熟期が高温で推移することによって抑制されることから、九州管内の生産現場では、うんしゅうみかん（各県）、ぶどう（各県）等で果実の着色不良等が発生	樹勢の維持、新梢管理、被さり枝の剪定、遮光資材の設置、干ばつ時の灌水等
花きの奇形花等の品質低下	夏期の高温障害（立枯れ、品質低下、奇形花の発生等）、出荷量の減少、害虫の発生及び株の疲労による秋～春作にかけての収量の減少等	品種選定、作型の変更、遮光資材の導入、換気施設の活用等
工芸作物（茶の品質低下）	萌芽の早進化による晩霜害、萌芽・生育の不揃いによる品質の低下、病害虫の発生パターンの変化及び多発等	防霜対策の強化（防霜ファンの設定温度の検討・設定率の向上等）、整せん枝法の検討、防除体系の見直し
飼料作物及び畜産性の低下	（飼料作物） 夏期の高温により病害虫の多発及び、フタテンチビヨコバイ等熱帯性新害虫発生の懸念	品種の選択（耐暑性、耐病性）、防除の実施及び作付け時期の調整
	（家畜） 暑熱の影響は、全畜種で生産性の要因となる。乳量・産肉・流産の低下、受胎率低下、流産の発生等 蚊・ハエ・ダニ等の衛生昆虫の増加による疾病の発生、衛生環境の悪化	暑熱対策として、畜舎内の温度を下げる工夫（換気、送風、噴霧、根の断熱等）が必要。また、新鮮な水の供給、衛生管理等適正な飼養管理の徹底

6 九州から2つの天皇杯（農林水産祭）

毎年秋に開催される農林水産祭においては、効率的な農業経営や地域住民によるむらづくり等の先進事例が表彰されており、その中で、活動の内容が特に優れ、広く社会の賞賛に値するものについては、天皇杯等が授与されている。

平成18年の農林水産祭においては、5つの部門のうち2つの部門について、九州から天皇杯受賞者が誕生した。

園芸部門

野菜経営（ブロッコリー）

ふきはら しげお 氏 ふきはら ちあき 氏
吹原 繁男 氏 吹原 ちあき 氏
長崎県雲仙市

昭和46年に価格の安定しているブロッコリーに着目し、旧吾妻町^{あづまちょう}内で初めて栽培を開始し、周年栽培体系の確立や大型育苗施設の整備、省力化を目指した機械化等により先駆的な規模拡大を図った。現在、本人と妻、後継者（息子）3人の家族経営で、ブロッコリー9ha、水稲60アールを栽培し、高所得を実現している。

吹原氏の取組により、ブロッコリーは自治体の振興品目に選定され、作付面積が増加している。今後、同氏は、家族労働力でブロッコリー10ha経営の実現を目指している。



むらづくり部門

かつせい かきょうぎ かい
ふき活性化協議会（代表 小川 寛治 氏）
ぶんごたかだし
大分県豊後高田市

ほ場整備事業に当たり設立された協議会を平成9年に「ふき活性化協議会」と改め、全住民参加組織として「農業と観光が調和した地域づくり」をスローガンに掲げた。

農業振興面では、3集落1農場の集落営農の確立や、合鴨肉の販売や加工直売所に代表される六次産業化が実践され、従事者数・生産額も順調に増加している。

生産・環境面では、子どもの食農教育、体験交流、Uイーターンの受入れを展開している。

豊かで住みよいむらづくりを行ったプロセスは、全国のむらの再生や活性化を目指す地域にとっての模範である。



特 集 編

- 九州の温暖な農山漁村での
スローライフの実践 -

九州の温暖な農山漁村でのスローライフの実践

はじめに

九州は、温暖な気候に恵まれ、緑あふれる豊かな自然とそこに住む人々の織りなす暮らしの知恵や独特の歴史文化を有している。

地域の自然や歴史文化を大切に、感性を磨き、「ゆっくり、ゆったり、ゆたかに」うるおいのある人間関係を取り戻す暮らし、即ち「スローライフ」という価値観が人々の間に広がりつつあり、九州の農山漁村の自然環境や暮らしへの都市住民等の関心が高まっている。

また、平成19年からの大量退職が見込まれる団塊の世代にとっての農山漁村は、第二の人生をスローライフで豊かにする上での魅力的な場として注目されている。

一方、農家数の減少や農業従事者の高齢化等により、農山漁村の活力は低下しつつあり、このような新たなスローライフの実践の場として、定住や都市住民との交流を通じた地域づくりを行うことで、農山漁村の活性化にもつながると考えられる。

特に、九州においては、都市と農山漁村の交流について先進的な取組が実践されており、地域の活性化を図っている事例も数多く存在している。

このため、本特集編では、九州の農山漁村における新たなスローライフの実践事例や地域活性化の成功事例、その支援に関する取組事例を紹介するとともに、課題の整理を踏まえた取組の推進方策を示すこととする。

第1章 農山漁村に吹く新たな風

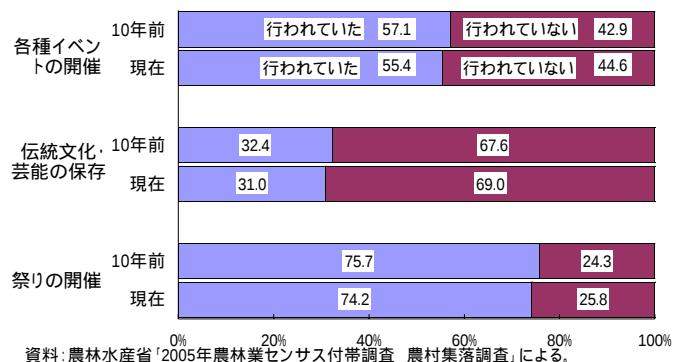
1 失われつつある農村集落の伝統文化や芸能

日本の人口は、平成17年には戦後初めての減少となっている。農業面では、17年の九州の農家数は10年前に比べ17.0%減と既に大幅に減少し、農業就業人口も同様に10年前に比べ20.7%減と大幅に減少している。

農家数や農業就業人口の減少は、農業基盤の維持管理へ影響を与えるだけでなく、集落機能の低下の大きな要因となっている。

九州における農村集落での地域活性化のための活動の状況を10年前と比べると、「各種イベントの開催」、「伝統文化・芸能の保存」、「祭りの開催」が行われていない割合が増加しており、集落活性化のための活動が停滞してきていることが見える。

図1 九州における活性化のための活動の有無別集落割合



2 ふるさと回帰願望を持った団塊世代の大量退職

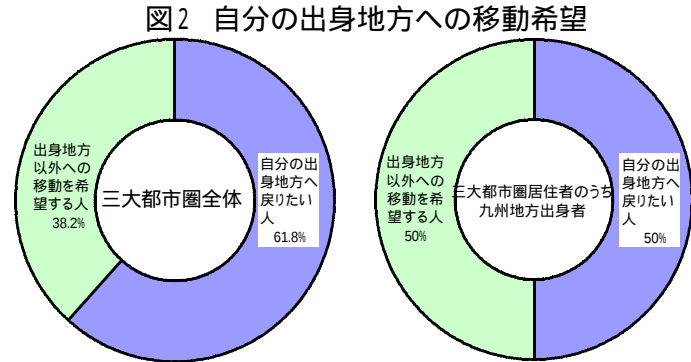
昭和22年から24年に生まれた戦後ベビーブーム世代（いわゆる「団塊の世代」、以下「団塊世代」という。）は平成19年から定年を迎えることとなる。

17年10月1日時点での我が国の人口構成でみると、総人口1億2,777万人のうち、団塊世代は687万人にのぼり総人口の5.3%を占めている。

国土交通省「都市・地域レポート2006」によると、三大都市圏(東京、大阪、中京)

に住む団塊世代の26～40%が今後10年間で移動希望を持っており、その大部分は自然に恵まれた地域へととなっている。

また、自分の出身地方への移動希望がどの程度あるかをみると、62%の人が出身地方への回帰願望をもっており、九州地方出身者の回帰願望は50%であった。

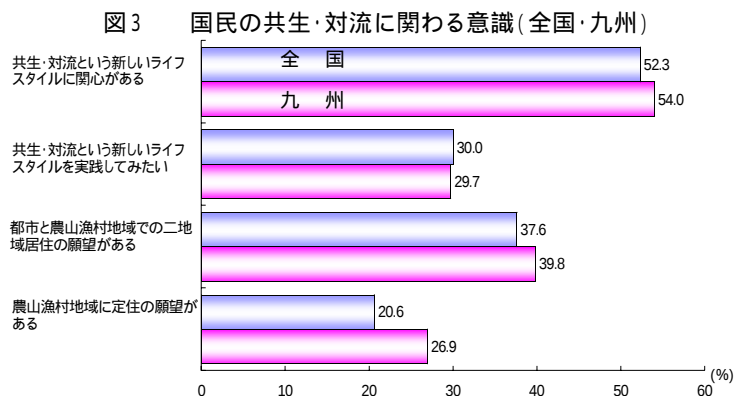


資料：国土交通省「都市・地域レポート2006」による。

3 国民の農山漁村やスローライフへの関心の高まり

一方、都市と農山漁村の共生・対流については九州は全国に比べ関心が高く、実践願望も約3割の人が持っており、都市と農山漁村地域間での二地域居住の願望については全国に比べ高く、農山漁村地域への定住に対する願望も高くなっており、農山漁村やスローライフへの関心が比較的高いことがうかがえる。

また、地産地消への関心や顔の見える安全・安心な国産の農産物への関心が高まるなど、国民の農山漁村への関心は高まっている。



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(18年2月公表)

注：1) 全国20歳以上の男女3,000人を対象として実施(回収率58.2%)

注：2) 「都市と農山漁村地域での二地域居住の願望」、「農山漁村地域に定住の願望」については「都市地域、あるいはどちらかという都市地域」に住んでいると回答した者を対象として質問したものである。

コラム1 ～スローライフって？～

- 「スローライフ」は、「ゆっくり、ゆったり、ゆたかに」生活するといった意味で、「スローフード運動」を起源として、さらに意味合いが広がった造語とも言われています。
効率性、合理性、スピードを求める生活から、ゆったりとした文化や暮らしを大事にしようという考えのもとに生まれた言葉で、そういう意味では、農山漁村での暮らしは、もともとスローライフなものとと言えます。新たなライフスタイルの創造(自己実現)とともに、波及効果として、新たな地域づくり、人づくりが期待されます。
- 「スローフード運動」は、ゆっくりと楽しんで食事をする、家族等とゆとりのある暮らしをすることを目指し、北イタリアのブラという小さな町からスタートした運動です。
具体的には、大きく分け次の3つの取組が行われています。
消えつつある郷土料理や質の高い食品を守ること。
質の高い素材を提供してくれる小生産者を守っていくこと。
子供たちを含めた消費者全体に味の教育を進めていくこと。
- また、最近「ロハス」という言葉がよく聞かれます。「ロハス」とは健康と環境、持続可能な社会生活を心がける生活スタイルのこととされています。



郷土料理の講習会

4 定住の促進に向けた地方自治体等の動きの活発化

団塊世代の大量退職や都市住民の農山漁村への関心が高まるなか、九州では地方自治体等による情報の受発信等による定住の促進に向けた動きが活発化してきている。

長崎県五島市や新上五島町は、団塊の世代等を対象としたUIターン事業に積極的に取り組んでおり、ホームページ等を通じた住宅、医療、教育等に関する様々な情報提供や各種体験ツアー等を実施している(30ページの事例を参照)。

また、NPO 法人を主体とした活動も活発化してきており、「NPO 法人グリーンラ

「イフあまくさ」(熊本県天草市)は、天草市内の遊休農地を活用し、都市住民向けの体験ツアーや定住に向けた支援等を実施している(33ページの事例を参照)。

コラム2 ～宮崎県綾町でのスローライフの取組～

- 日本一の面積を誇る照葉樹林帯が広がる宮崎県綾町が「スローフードな町」として注目を浴びています。平成14年には、地元の食材と「食」に関する文化を大切にしていこうと「宮崎・綾スローフード協会」(浜田倫紀会長)が発足しました。

40人を超える工芸家が住み、体験型観光にも力を入れている綾町が「自然」「体験型観光」と「グルメ」の融合でさらにパワーアップしています。また、旬の食材を使った薬膳料理の店やフランス料理・イタリア料理の「スローフードな店」が小さな町内に数店舗あります。



地元食材をふんだんに用いた料理

- 宮崎・綾スローフード協会のホームページ：<http://www.miyazaki-aya-slowfood.jp/>

5 豊かな自然を活かしたグリーン・ツーリズムの先進地・九州

九州は、複雑な海岸線に囲まれ、南北に九州山地が縦走し、我が国有数の火山帯が走るなど、その自然は多様で変化に富んでいる。また、気候面では、気温が高く、日照時間と降雨量に恵まれ、冬作も盛んで、周年にわたり多様な農業が展開されている。

このような九州の農業・農村は、都市住民や団塊世代にとっては、魅力的な場であり、今、グリーン・ツーリズムの先進地として注目を集めている。

大分県安心院町(現宇佐市)は、平成9年、我が国初の「グリーンツーリズム取り組み宣言」を議決し、町の重要政策として位置付け、13年には「グリーンツーリズム推進係」を設置するなど、官民が一体となった推進体制をいち早く整備している。

こうした取組のもとに生まれた「会員制農村民泊」は「安心院方式」と呼ばれ、大分県や国が規制緩和を行う契機となり、全国の「農泊」の取組に影響を与えている(安心院での取組：安心院町グリーンツーリズム研究会ホームページ(<http://www3.coara.or.jp/~ajimu/>))。

また、九州ツーリズム大学(熊本県小国町)は、9年、全国に先駆けて、ツーリズムの担い手等の人材育成や関連情報の発信等を目的として開校された。その後、北海道ツーリズム大学の設立等各地のツーリズム大学の設立に影響を与えている。

コラム3 ～学びやの里 九州ツーリズム大学(熊本県小国町)～

- 「地域のつくりには「学習」と「交流」が大切だ。」そう提唱したのは、小国町に生まれた近代医学の父、北里柴三郎博士です。九州ツーリズム大学の誕生は、博士の志を受け継ぎ、未来へとつなげていく取組でもありました。

平成9年、ツーリズムを実践していくリーダーやコーディネーターとなる人材の育成、各地域で求められている関連情報の発信センターの設立を目指して九州ツーリズム大学は開校されました。

講師陣には地域づくりやツーリズムの専門家、研究者に加え、農家民泊や農家レストランの実践者等を全国から迎えています。そのカリキュラムも「ツーリズム概論」などの基礎的な講義から、トレッキングや山芋掘り体験、農家民泊や農家レストランの体験、現地調査を踏まえた「ツーリズムのプランニング」等多彩に富み、カリキュラムそのものがツーリズムの体験となる仕組みです。

受講生は、年齢も10代から70代までと幅広く、最近では退職者より、若い人や女性、都市住民が増え、関東、関西等遠方からの受講生がいるのも特徴です。

- 九州ツーリズム大学のホームページ：<http://manabiyanosato.or.jp/tourism/>



研修宿泊施設「木魂館」

農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーン・ツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育んできた自然・生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。

第2章 農山漁村でのスローライフの新たな取組

第1節 特集編に関する座談会の開催

九州農政局では、平成19年6月19日、本特集編のテーマに関係して、異なった活動を展開する5名の方を招いて、座談会を行い皆さんの魅力の源を探ってみた（各々の活動内容は26～28ページを参照）。また、観光という観点から見た農山漁村についても話題とした。

出席委員名：片岡 力、沢畑 亨、鎮守 喜代美、林 浩昭、本田 節（敬称略・五十音順）
九州農政局：澤田農政局次長、河津農村計画部長

【澤田次長】今回の九州食料・農業・農村情勢報告の特集編では、「九州の温暖な農山漁村でのスローライフの実践」をテーマとして取り上げました。皆様の活動を事例報告にまとめながら、そこでは伝えられない皆様の魅力やエネルギーが何であるのかを座談会で迫ってみることにしました。

人の心を動かし、惹きつける大切な点について

【澤田次長】いきなりズバリ一番大切な点をお聞きしたいと思うんですが、人の心を動かし、惹きつける大切な点は何だと思えますか。

【鎮守委員】行動を起こす人間が輝くことが重要で、いかにして自分を磨いて輝かせていくかが大切だと思います。様々な人との交流や研修を通じ、新たな目標を毎年見出し出てきた気がします。

今後の目標は、地元の野菜にできるだけ手を加えず、素材を活かした料理を提供できるレストランを開くことです。3月からは地域限定でブラックファースト宅配便を始め、絞った牛乳と焼きたてのパンをセットで提供し、ゆくゆくはヨーグルトやデザートまで広げていきたいと考えています。

このようななか、地域で花を植えたり、ゴミ箱を設置するなど、よそからのお客さんを地域全体でもてなそうとする動きが芽生えてきています。

【林委員】自分がいかに楽しくやっているかにつきると思います。現在、観光をテーマにした「森羅万象の国」（27ページの林委員取組事例を参照）という事業に取り組んでいますが、観光とは「光を観る」、一人一人がいかに輝いているか、そしてそれを観てもらおうというのが観光であるとのコンセプトで取り組んでいます。自分も苦しい事があっても、楽しむようにして行って、少しでも地元の人が楽しくなるようにしたいと思っています。

それから、地元には輝いている人がいっぱいいるんですね。びっくりします。例えばコピーライターの人がいて、地元の農家にキャッチコピーを作ってもらったりと共同で作業をしていて、とてもおもしろいですね。

【本田委員】地域づくりにおいては、様々な人々と交流することが地域の良さを気付かせてくれることから、人間は交流が大事だと考えています。自分が輝くには、色々な要素があり、一人では輝けず、仲間や家族の理解が必要です。グリーン・ツーリズムという地域振興の一つの手法には、これまで主役になれなかった女性や高齢者、地方が主役になれる要素があります。地域で誰でも経験しているその目線のなかで何かをつかみ、生き甲斐を持って取り組んでいることに勇気付けられるし、やれそうだという思いにさせてくれます。

現在、球磨川の源流の地域から不知火海の地域まで1つの物語として地域づくりを行っていますが、これには連携が必要な部分もあり、行政との協力関係が大事で、行政をうまく活用して取り組んでいます。



澤田 農政局次長



ちんじゅ きよみ
【鎮守 喜代美委員】

- ・昭和32年、鹿児島県指宿市生まれ、鹿児島市（喜入町）在住
- ・昭和57年、鎮守喜治氏と結婚
- ・平成8年、「農村女性海外農家経験研修」に参加し、ドイツ、フランスで研修
- ・平成9年、グリーン・ツーリズム専門家養成講座受講
- ・平成10年、農業農村宿泊体験館「きいれ牧場ミルク工房」を開設
- ・平成13年、酪農教育ファーム認証を受ける

【鎮守委員】私が抱えている問題は正にそこです。喜入町が鹿児島市と合併したことにより、これまでは朝夕顔を合わせていた町の職員との関係がなくなり、今まで築いた行政との協力関係がリセットされて困っています。一番の問題は、行政の縦割りで、グリーン・ツーリズムの取組に地域の陶芸家等も参加してもらいたいと考えていますが、担当部署である農業振興部署では取りあってもらえず、地域振興という観点からの取組の視点が欠けていると思います。

地域で作った農産物を地域の方が作った器で地域のレストランで提供していくのが自分の考えるグリーン・ツーリズムであり、異業種の方も引き込んでいかないとこれからの新しいグリーン・ツーリズムは成り立っていかないとします。

【本田委員】市町村合併したところでは、これまでの人脈がリセットになるという同じ問題を抱えています。また、グリーン・ツーリズムを農業という面でしか捉えておらず、観光とか体験を取り入れず、枠が小さくなっていることも問題です。



【沢畑委員】人を惹きつけている点は、はっきり言って私の人柄ですね。ここは笑うところです（一同、爆笑）。近年は棚田の維持に対する世論形成も進んできたので、地元でも重労働だと思う草刈り作業に対するボランティアの募集に関して、参加費を払えば草刈りができるという仕組みでも人が集まります。このような人に対しては、活動の全

体像を示してあげることが重要で、やる気のある人にはそれ相応の作業を与えてあげればきちんと応えていただける。作業の達成感に加え、地元の人からの感謝の気持ちを感じていただいていると思う。ボランティアには頼りないイメージがあるかも知れないが、やり方次第では十分な労働力になります。

ボランティアが長続きする秘訣として、使命感や達成感と作業の後のお酒がうまいといった実利だと感じています。

【澤田次長】農村には色々な方がいて、色んな事をやっていて、都会では経験できない事が経験できます。都会の人間にとって農村はエネルギーを充電できる場所であってほしいし、そういった経験ができる場所に行ってみたいと思っています。東京では、どこまで行っても人で溢れていて、いやになります。

【片岡委員】これまでの話を伺い、キーワードとして共通するのは、自分がまず輝くということではないかと思えます。

話のなかで観光の話題がありましたが、もともと観光とは地域の光を観るという意味ですが、今、本来の語源の意味に回帰してきています。地域を見に来るのには人との触れ合いが大事で、心に響く観光、クオリティ・ツーリズムといっていますが、相手の立場に立って観光をするということが大事です。また、地域単位で頑張っている女性達を九州単位で組織化できるようなマイスター制度の創設や、農家単位でグリーン・ツーリズムを増やしていく方法として、1農家が都会の何世帯かと付き合う個別親戚制度のようなことができないかと考えています。

これから先、地域が倒れないようにするためには、若い人が必要ですが、雇用の場がないため、観光が重要となります。また、地域の取組を継続させ、マネジメントしていくのが重要で、それには多くの人が必要となります。

地域づくりのコーディネーターを育てるには、実際に取り組んでいる人に師事しないと難しいですね。



かたおか つとむ
片岡 力 委員

- ・長崎国際大学教授
- ・昭和10年長崎市生まれ、佐世保市在住
- ・大学卒業後、東映、日本エコノミストセンター常務、環境企画研究所代表、総合ユニコム顧問を経て現職
- ・日本観光研究学会、国際観光学会、全国街道交流会議、長崎のキリシタン教会群を世界遺産にする会、長崎県グリーン・ツーリズムアドバイザー、国土交通省九州運輸局交通審議会、同観光まちづくりアドバイザー会議、同九州地方整備局の全国形成計画策定・学識懇談会、長崎県観光審議会、県観光大学アドバイザー等に所属
- ・専門として、地域観光（観光による地域活性化）、サービス産業論等
- ・著書に、「観光振興マニュアル」、「特産品開発マニュアル」、「地域おこし型観光事業化」、「観光と過疎振興」等

【沢畑委員】私もコーディネーターという立場のプロなんですが、そういうプロが要という（世間の）認識が薄い。私は仕事としてやっていますが、本田さんのようにレストランの傍らでコーディネーターを努めるのは大変だと思います。その辺も観光の意味が変わってきたように、認識が変わってくるといいんですが。

【澤田次長】各地域、各地区の色というかイメージというか、訪れた人が名前を聞いただけで、イメージできるようなプロデュースが必要と思われますが。

【片岡委員】訪れた人に再び来たいと思わせるためには、「ここでおいしいコーヒーが飲めたらいいね。」というイメージが湧くようなものが大切で、どんな田舎でも文化の香りが必要です。

【林委員】自分がUターンしてから、地元の歴史を調べてみると、江戸時代の哲学者である三浦梅園（取組事例を参照）を始め、様々な人が地元に戻ってきており、その都度、活性化が起こっている。神社、仏閣以外にも人の暮らしのなかで文化がきちんと刻まれており、これを絶やしてはいけないと思っています。

【澤田次長】観光とは本来、もっとこだわりの世界であり、知れば知るほど行かなくてはという感じのものだと思います。

【河津農村計画部長】先ほどより、グリーン・ツーリズムが農家だけを対象としたお話がございましたが、現在、政府全体で取り組んでおり、農水省だけでなく地域活性化の取組を行っているところです。

失敗したと思う点について

【澤田次長】次に、皆さんがこれまで実践されてきたなかで、こういうやり方はまずかったかなとか、こういう事には気を付けた方が良いなどの体験談があれば、お願いします。

【沢畑委員】イベントを行う際、企画に力を入れすぎたあまり、人集めがうまくいかなかった経験があり、成功させるためにはPRに十分に時間をかけることが必要と感じました。

【鎮守委員】牧場のPRも兼ねていたイベントが年を重ねるごとに知れ渡り、多数の人が訪れることになった際、駐車場以外の場所に車を止めたり、近所の庭の花を無断で持ち去る人が出るなど、地域とのトラブルが発生し、5年目からイベントを中止せざるを得なくなったことや、地域の紹介のための散歩マップを作成した際、掲載した地域の花を盗掘されるということもありました。

自分の発信する情報については、良い面、悪い面を含めどういう形で地域に影響を与えるのかを十分検証することが必要であると感じました。

【林委員】Uターンして3年目で、まだ、地元の人と一緒にやっていくことが難しい面もあります。このため、あれこれ色々なことは言わないで、自分が大事であると思うことを繰り返し訴えることにしています。失敗した点については周りは言わないので分かりませんが、あまり気を遣いすぎると何もできなくなるので、ある程度、割り切ろうと思っています。

【本田委員】失敗したと思うことはありませんが、悩みとして、毎日、大型バスでたくさんの方が来るようになり、経営的には良いのですが、自分の伝えたい意図が十分に伝わりにくい状況や家族連れや少人数のお客さんに対し十分なおもてなしができにくい状況も発生しています。事業規模との兼ね合いの部分での情報発信の仕方が良いのか悪いのか判断に苦慮しています。



はやし ひろあき
林 浩昭委員

- ・くにさき農業協同組合代表理事常務
- ・昭和35年大分県安岐町に農家の長男として生まれ、現在大分県国東市に在住
- ・昭和54年東京大学に入学後、同大学院を経て、60年農学部助手
- ・平成7年同大学大学院農学生命科学研究科助教授
- ・平成15年退職
- ・平成16年、24年間の東京暮らしの後、故郷にて農業を開始
- ・平成17年から現職

昼食会（フリートーク）

【河津農村計画部長】今年施行される農山漁村活性化法では、予算の融通が利くようになって

いますし、地元のニーズにしっかり対応していかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

【鎮守委員】牛舎の建設では大変もめました。牛舎の建設に使える行政からの補助金を牛舎周りの敷地内整備に使用しようとしたが、できずに困ったことがありました。

【本田委員】鎮守さんのところは息子さんと娘さんが後継者として家に残られたとお聞きしましたが、一人息子が後継者として残って欲しいという思いのなかでグリーン・ツーリズムに取り組んだという母親の強い思いがあるものの、農業は辛く、きつくて、「大学行って公務員にでもなりなさい。」という時代だったのではないのでしょうか。私は農家出身なので、農業で食べていけるのか、子ども達を大学へやるということが大変な状況だということを感じてきました。



河津 農村計画部長

【鎮守委員】私は非農家出身です。農業というのは、企業活動だと思っています。農業というのは一つの母体であって、一つの母体からなる施設からファミリーで事業ができと思っています。私はそうやってスタートし、子や孫、ひ孫が、将来また参画してくれることが楽しみです。

【本田委員】逆に、鎮守さんは、非農家なのでそういう考え方ができると思います。

農業ほど多角化し、六次産業としてできるビジネスはない。だけど、そういう考え方になるまでが大変。

そして、そうやって後継者につないでいくことが大事。私の実家の弟は、父が農家では食べていけないからと、東京の大学にやり、東京で就職し、結婚もしましたが、子供を育てるのも自分のこれからの人生も、やっぱり田舎が良いということで3年前に帰郷し、現在、農業をやっています。弟がそこに気づいてくれたことがとてもうれしい。

【鎮守委員】もともと農業というのは、家族企業であり、それが時代と共に形を変えてきただけであって、そういった基礎の部分は残っていると思います。

【林委員】私たちの世代というのは農家出身が多く、故郷に帰りたと思っている人は多い。この世代がいなくなると農業の現場を知っている人がいなくなるのではないかと心配しており、次の子どもの世代につないでいかなければならないと思っています。守らなくてはならない土地があるということは大きいですね。

【澤田次長】守る土地があるから、何とかしなくてはいいけないということですね。

【河津農村計画部長】過去には、農業はマイナスの面ばかり言ってきた。実際、大変だった事は事実だと思いますが、これからはどんどん良いところも言って、子ども達にも伝えていくべきです。

苦労する点について

【澤田次長】それでは、次に、皆さんのお立場でご苦労なされている話しをお聞かせ下さい。苦労は言いたくないということもあるかと思いますが、実際、どういう点で苦労があるのか、また、私ども行政的にお手伝い出来る事もあるかもしれませんし、いかがでしょう。

【沢畑委員】一つはお金です。売り上げでどうこうできるようなものでなく、どこからか財源を引っばってくるしかない。資金調達が大変ということです。もう一つは、私のような立場が苦労する職業であるという理解の希薄さです。



ほんだ せつ
本田 節委員

- ・(有)ひまわり亭 代表
- ・昭和29年熊本県相良村の農家の長女として生まれ、現在熊本県人吉市に在住
- ・高校卒業後、地元農協に就職、結婚後、夫とともに建設設計事務所を経営
- ・平成7年、人吉市議会議員に当選し、2期8年間にわたり、農山村の高齢化、福祉問題、女性の自立、食育の大切さ等政策に反映させるべく活動
- ・平成10年、郷土料理の店「ひまわり亭」を人吉市にオープン
- ・現在、国土交通省地域振興アドバイザー、「郷土料理伝承塾」主宰、「火の国未来づくりネットワーク」会長、「熊本ツーリズムコンソーシアム」副会長

農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業の事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組（一次×二次×三次＝六次産業）

【本田委員】職業的には公務員なのでは。収入的には安定しているのではないですか。

【沢畑委員】私は公務員ではありません。水俣市の施設である愛林館の指定管理者であります。

収入は安定はしていません。市役所から毎月もらうお金は減っていった、「もっと売り上げを上げるように」とか圧力がかけられます。収入を上げて自分の実入りにはならない。自分の実入りにはなくても、愛林館の運営が楽になればそれはそれで良いとは思いますが。

【鎮守委員】宿泊所の管轄がいろんなところにあって、保健所とか消防署等からいろんな規制がかけられます。17年に規制緩和になりましたが、規制緩和の仕方がちょっと違うのではないかと思います。

グリーン・ツーリズムというのは、体験、交流というのが目的であって、新しく建てるのではなく、元々あるモノを改造して使うとなると、規制緩和に合わない部分が出てきます。例えば2階建てをグリーン・ツーリズムで提供しようとするとならず消防法が絡んできます。今の規制では、53㎡以上が消防法に係ってきますが、広さで規制するのではなく、1回に受け入れる人数の割合で規制する方が正しいと思います。なぜかという、私が消防法をクリアするために伺った消防署から、「もし火事になったら、一体何人の人を助けられますか」と尋ねられました。53㎡で15人が宿泊できるわけですが、15人の人は助けられませんが、3人なら私は助けられると思う。消防法に係ってくるいろんな施設が必要となり、畳や壁やカーテンの材質も指定されます。これでは、お年寄りや宿泊だけを考えている人に無理になってきます。宿泊に関する消防法の規制は、ぜひ考え直してもらいたいです。

【沢畑委員】消防法の関係には賛成です。認可制はあっても、無認可でも営業を許すべきであると思う。どちらにするかは市場(宿泊客)が選べば良い。制度としては、うちは無許可でやっていますとして市場に公表すべきです。認可制は残しても良いが、最終的には市場に選ばせるということが大事だと思います。

【鎮守委員】パンとプリンとジャムの加工を、今までの乳処理施設を加工場に替えて行おうとしたら、保健所から3つの部屋(施設)を作るように言われました。これにはどうしても納得がいきません。3つに区切ってしまったら何もできなくなります。牛乳を使ってチーズも作りたいが、作りたいモノの数だけ部屋がいるのが現実です。

それぞれの管理温度が異なることから、それぞれの部屋(施設)が必要とのことであり、管理温度が低いものにはクーラーを入れるよう指導されます。

【本田委員】お味噌も漬け物も饅頭も保健所の指導ではみんなそう。うちでも全部別々にしています。豆腐、総菜、饅頭と全部許可を取りました。

【沢畑委員】また、免許の更新時に食品衛生協会費が高い。更新料と同じくらい高い。女性の起業家推進の観点から、保健所の規制の問題はかなり阻害しています。

【本田委員】おもてなしという部分のなかでは、食はどうしても大きなウエイトを占めており、加工を行う場合、保健所(食品衛生法)との兼ね合いは避けて通れない問題です。保健所の言い分も理解できますが、それを完全にクリアするにはかなりのリスクを負うことになります。女性の起業化が叫ばれているなか、高齢者や一個人で取り組むには難しい面があります。このようなことで食文化がすたれたり、伝わっていかないのでと危惧しています。また、各県や各担当者によって見解が異なることもあります。

グリーン・ツーリズムの推進には、保健所(食品衛生法)と消防署(消防法)の問題はど



さわはた とおる

【沢畑 亨 委員】

- ・久木野ふるさとセンター愛林館・館長
- ・昭和36年生まれ、現在水俣市に在住
- ・昭和37年、父親の転勤により熊本県西合志町の農林省九州農業試験場の官舎に転居
- ・大学時代には草刈り十字軍に参加
- ・大学卒業後は都内大手百貨店に入社し、北海道物産展等を担当
- ・平成6年、愛林館の館長に全国公募で就任
- ・水俣市環境審議員、熊本県地域づくりコーディネーター、農林水産省環境相談員、熊本県ふるさと・水と土指導員、熊本県林業普及指導協力員等を歴任



うしても避けては通れません。ヨーロッパでは、仮に駄目でもこうすればできるというアドバイスがありますが、日本ではこうしなさいという指導はなく、取組に対するスタンスの違いを感じます。

【林委員】農協を経営するという立場では、一人ひとりの組合員に対し個々の経営をいかに成り立たせるかということに苦労しています。地方の農業は疲弊しており、農家自身、自分たちが行っていることに評価をしていない。周りの人から評価をしてもらうということも大事であり、いかにやる気を出して

もらうかということに腐心しています。

【鎮守委員】農業というものは自然との闘いでもあり、知識と経験が必要です。農業技術の低下を懸念しており、いかに次世代に受け継いでいくかが重要です。

【林委員】うちの母親は、田んぼのどこにクロカメムシが出るか知っています。先人は、いろいろ経験をしており、ローカルな知識はとても重要です。

【本田委員】地域全体の経営をどうマネジメントして持続可能な地域にしていくかに腐心しています。価値観やライフスタイルの違う世代間の橋渡しの難しさや経営と理念のバランスの保ち方が難しいですね。



描いている理想（構想）について

【澤田次長】 それでは最後に、皆さんが描いている理想について伺います。

【沢畑委員】これから二千年、田畑や周辺の人工林が安定して続いていくムラづくりを行っていきたくと考えています。短期的には森林の持つ公益的機能に対する理解が促進し、森林関係の仕事や耕作放棄田の経営が成り立ち、Uターン希望をする人が帰って来やすい環境が整ってほしいと考えています。

【鎮守委員】きいれ牧場ブランドの製品を作っていきたいと考えており、現在、ブランド牛の育成に取り組んでいます。将来は、自分のレストランでの提供や加工販売をやりたいと考えています。

【林委員】自分の居る場所を今のまま次世代に継承していくことと、自分の農協の組合員が日本一だと言えるように自分自身がなりたいと考えています。

【本田委員】集落のなかに埋もれ、消えかかっている食文化をもう一度聞き取り、復興するための本を制作したいと考えており、もう一度自分の活動の原点に返るということをしていきたいと考えています。

また、健康というものを一つのテーマにしたメニューを作りたいと考えており、農産物や焼酎等のおもてなしだけでなく、医療や福祉といった観点も一緒に取り込み、平成版の湯治というシステムを作り上げ、都会で心も体も疲れている人たちを受け入れることができる懐の深いふるさとづくりに取り組みたいです。医療や福祉、そこに地域の産業全体が共に取り組んでいかにないことには、スローライフという体感はないと思っており、健康の駅という一つのルネッサンス（革新運動）をもって地域おこしに取り組んでいきたいと考えています。

【澤田次長】 本日は、委員の皆さんからたくさんのご意見を頂きました。私どもも、いろいろな形で情報発信をしていきたいと思ひます。

長時間にわたり、大変有難うございました。

各委員の取組事例

沢畑 亨委員（熊本県水俣市）

○ ボランティアと地域住民が一体となった棚田の里のむらづくり
熊本県水俣市久木野（くぎの）の村おこし施設である「久木野ふるさとセンター愛林館」は、「エコロジーに基づくむらおこし」を活動のテーマとして平成6年に落成。
全国公募により館長として選出された沢畑亨さんを中心に、地域の住民が一体となり、「田援計画（でんえんプロジェクト）」に基づき多彩な活動を展開。
具体的には、「裾野を広げる／頂上を高める－二つの活動」を展開。「裾野を広げる」ためには、彼岸花を見る会・棚田音楽祭・棚田コンサート・修学旅行での棚田の案内といった「棚田を楽しむ」活動や、そば・うどん・豆腐の手作り体験教室といった「産物を楽しむ」活動を実施。また、「頂上を高める」ためには、種まきから胃袋までの体験教室、石垣名人による棚田の石垣積、朝から夕方までみっちり山仕事をする働くアウトドア体験を実施。
このような取組は、山村や棚田の持つ公益性の理解促進に力点を置き実施しており、若者を中心にリピーターも多く、Ｉターン者の定住も出現。
また、こうした活動は、「環境モデル都市」づくりを進めている水俣市の取組を牽引するものでもあり、美しい棚田の地域としてのイメージを深化・発信している事例であり、地域の活性化・魅力の増進にもつながるとし、「平成17年度過疎地域自立活性化優良事例表彰・総務大臣賞」を受賞。著書に「森と棚田で考えた」等



久木野ふるさとセンター愛林館

【トピックス】2007 棚田あかり

5月19日、今年で3回目となった「2007棚田あかり」を好天のもとで開催。沢畑さんを慕い、昨年を上回る数多くのあかりボランティアが県内外から参加し、地域のみなさんと棚田の草刈り、看板設置、竹のたいまつづくりに協力。たいまつ燃料には廃食油を加工したバイオディーゼル等を使用。点火式に際しては、「棚田を作り、守ってきたご先祖に対する報告のために火を灯す」と意味づけ、1,300本に点火を開始。

多くの観客が集まり、テレビ取材もあり、ボランティアや地区のみなさんの協力もあり、成功裏に終了。



愛林館のホームページ：<http://www7.ocn.ne.jp/~airinkan/>

鎮守 喜代美委員（鹿児島県鹿児島市）

○ 命の大切さを伝える動物のとふれあい体験を通じた子ども達との交流
鹿児島県鹿児島市喜入町で夫の喜治さんと酪農を営む喜代美さんは、平成6年、体調を崩したり、搾乳中の事故で絶望感に陥るが、平成8年、農業改良普及センターからの誘いによる「農村女性海外農家体験研修」でドイツやフランスの酪農家での忘れられない10日間の経験が人生最大の転機となる。そこでは、「いただきます」の真の意味、「命」の在りか、古い物を大切にできる精神を学ぶとともに、農村に生きる自信と誇りに満ちあふれ、生き生きと活動している農家の主婦たちと接し、グリーン・ツーリズムの主役は女性であることを知った。
帰国後、グリーン・ツーリズム専門家養成講座や家族



動物とのふれあい

全員で九州ツーリズム大学を受講し地域と共存できる「きいれ牧場」のグリーン・ツーリズム構想について検討し、10年、農業・農村宿泊体験館「きいれ牧場ミルク工房」を開設。



牧場からみた錦江湾と桜島

喜代美さんは、「私たちが生きていくためには動物たちが犠牲になっている。消えていった命がある。」そのことを知ってもらうため、都市住民に体験の場を提供し、農業の実態や農村の理解の促進のための取組を開始。独学でチーズやヨーグルトづくりをマスター。現在、体験館では乳搾り等の牛の世話、パン、チーズ、燻製づくりといった体験が可能。

19年3月には、新たに体験型牛舎が完成し、「まきばの教室」として、牛のからだと牛乳ができるまでの仕組みを紹介したり、牛と触れあい、聴診器を使って鼓動を聞くにぎやかな体験も実施。「糞掃除をしない人は、乳搾りをさせない」を信条とし、実際に体験した数多くの子ども達や先生が食の大切さや命の尊さを学ぶことができたと感激。

【酪農作業体験に参加した小学校の先生方の感想】

- ・ 「牛の乳は、血液からできている。」「大変な仕事とは思わない。人の役に立っている。」等、農家の方々の声を聞くだけで、何か大切なものを子ども達は得られると思いました。
- ・ 農家の方々から生きざまを学ぶことで、食の大切さ、命の尊さ・・・等幅広く学ぶことができました。その可能性に今後の教育への意欲を持てました。
- ・ 命というのは、やはり一つの要素だけを取り上げて伝わるものではなく、喜び、辛さ等いろいろな面を感じることで、初めて分かっていくものなのだと思う。子どもがこんなにも命を感じる体験ができることは素晴らしいことだと思う。

【これからの夢】

しぼりたての牛乳をふんだんに使った農家レストランの母娘での開設

所在地：鹿児島県鹿児島市喜入町喜入10167(電話：0993-45-2182)

林 浩昭委員（大分県国東市）

- 大学助教授の職を辞しての故郷でのハードな第二の人生の実践

大分県国東半島の山間地に農家の長男として生まれ、大学進学に伴い上京。大学の助教授を務め、24年間の東京での生活を経て、家庭の事情やこれまでの研究成果を地元で活かすため、帰郷。大学での専門は、植物栄養・肥料学。

帰郷後の1年半は、収入の確保や山仕事のノウハウの習得、体力作りのため、地元の東国東郡森林組合で働きながら、実家での農作業に取り組む。

現在、山林の管理、米作り、クヌギ原木による乾しい



昨年の米の収穫の様子(運転は奥様)

たけの生産等を行

う。17年からは、地元くにさき農協への経営参画を依頼され、代表理事常務を担当。

農協では週1回の営農相談会のほか、土、肥料、環境について農家との意見交換、地元小学校において環境に関する講義や様々な講演活動も実施。このため、故郷での第二の生活をスロー・ライフに過ごすことは厳しく、むしろハードなライフにどっぷりと浸かった状況。

農業には将来性があると考えている。「地域をつくるのは人」との思いから、ホテルの舞う豊かな環境を多くの人に見てもらい、農業を通じた様々な交流の実現を願っている。地元の農家とともに農業を継続していきたいというのが将来の夢。



営農相談会の様子

【光り輝く地元の人との交流】

林さんは、大分県、旅行会社、地元観光協会による「宇佐・国東半島広域連携観光交流推進協議会」の立ち上げに参画し、同協議会による「森羅万象の国」事業に様々な観点から助言。そのなかの観光経営大学の副学長として講義を担当。

森羅万象(しんらばんしょう)とは、宇宙間に数限りなく存在する一切の物事であるが、生まれ育ったこの地域は、三浦梅園(江戸時代の哲学者)が宇宙の真理を探究した地でもある。その山並みは訪れる人に安心や休息の場を提供できる。この地域にすむ一人ひとりが輝くような生活を送ることができるよう、地元の人たちを巻き込みながら観光と農業などの産業を結び付けることが狙い。

これらの事業を通じて、この国東半島には実に多くの人がセカンドライフを様々な形で具体化している姿を見つけだすことができる。既に多くの情報がインターネットを通じて世界に発信されている。



国東半島の山々の魅力を体験

林さんのホームページ：<http://homepage3.nifty.com/kunisaki-hayashi/>

本田 節委員(熊本県人吉市)

○ 地元の旬の食材を活かした郷土料理の提供や伝承、地域づくりや人づくりの取組

代表の本田節さんは、小さな農村の専業農家の長女として育ち、物心のついた頃から農作業の風景や祖母の家庭料理が体に染みついており、これが本田さんの活動の原点。また、農村においては、女性は地域や農業の担い手でありながら発言の機会がないという思い、子どもの独立や自身の癌との闘病生活を経て地域に恩返ししたいという思いもあった。

このため、地域のボランティアグループによる独居老人へのボランティア活動を基盤に、地域への貢献をさらに広げるため、法人化を決意し、平成10年に「待ってました定年」、「60才新入社員」、「生涯現役」をコンセプトとする「ひまわり亭」を熊本県人吉市に開設。

「ひまわり亭」は、築120年の古民家を球磨川沿いに移築、リフォームした店舗で、郷土料理を提供する農村レストラン。月代わりの献立は、安全・安心にこだわりを持ち、農薬を使用せずに栽培した地元の米や野菜を使い、化学調味料は一切使わない郷土料理を提供。スタッフは、30代から70代の女性たち15人で、ライフスタイルに合わせて自由に働き、それまでの経験、知恵、技を活かした料理を創作。



新緑端午御前(19年5月の御前)

本田さんは、同店を拠点として、料理教室、勉強会、農山村女性の活動支援、食育、まちづくり等様々な活動に取り組み、郷土料理伝承塾を主宰するなど郷土料理の伝承にも積極的に取り組んでおり、コミュニティビジネスの先駆的モデルとして注目を集め、全国から研修や視察等で多くの人々が訪問。

グリーンツーリズム大賞2005の優秀賞、平成18年度食アメニティ・コンテスト優良賞を受賞。

ひまわり亭のホームページ：<http://www12.ocn.ne.jp/~sunhana/>

ホームページで地元の様々な郷土料理のレシピも紹介するとともに、「人吉球磨くらし伝えづくり - 「ふるさとの食」 指南書 - 」（書籍）では、楽しいイラストや写真により人吉球磨に伝えられてきた様々な行事食などが紹介されています。



本田 節さんと「ひまわり亭」の皆さん

地域住民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティ（共同体）の再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。

第2節 各地で光り輝く様々な取組事例

九州においては、第1節で紹介した皆様以外にも沢山の取組が各地で行われ、農山漁村の活性化に結び付いている。このような取組を交流の度合により、「都市と農山漁村の交流の促進に向けた取組」と「農山漁村における定住等に向けた取組」との2つに区分し、取組の種類毎に事例を紹介してみた。

1 都市と農山漁村の交流の促進に向けた取組

農産物直売所を通じた取組

少量で良質な農産物の販売、生産者と消費者との交流、料理講習等各種研修を通じた地域コミュニティの推進の事例

- 女性農業者による都市と農村、消費者と農業者を結ぶ地域交流の取組
- ・ 取組主体：新開 玉子氏（福岡県福岡市）
- ・ 概要：農産物直売所の運営、研修を通じた地域交流の取組
- ・ 主な特徴：福岡市に在住する新開玉子さんは、平成11年に、農産物の直売を通して生産者と消費者が触れあう「都市農村交流拠点」となることを目指し、5名の女性農業者とともに同市内に(有)「ぶどう畑」を設立。消費者の会員数も設立当初の190名から16年には1,305名、18年には1,500名となるなど順調に会員数を伸ばしている。

直売所では約300名の生産者の会員が出荷する農産物や加工品を販売。研修室、宿泊施設、調理室も併設し、料理教室や消費者との交流会を実施。

新開さんは、地域の食育活動にも熱心に取り組み、「福岡県男女共同参画審議会委員」、「福岡県地域興しマイスター」、「福岡県指導農業士」としても活躍しており、「農業は命の原点」として、全国各地で講演、啓発活動を展開し、17年には「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣賞」を受賞。

所在地：福岡県福岡市南区中尾2-1-1（電話：092-512-5020）



新開さんと直売所「ぶどう畑」

農村レストランを通じた取組

移築した古民家における地元の旬の食材を活用した郷土料理の提供や伝承、地域の雇用の促進、食育の推進の事例

- 母ちゃんたちの店「よってみんな菜」を通じた交流、若い世代への伝承
- ・ 取組主体：「根っこの会」（佐賀県伊万里市）
- ・ 概要：レストランにおける地場産農産物を使った料理の提供、郷土料理の継承
- ・ 主な特徴：伊万里市松浦町地区内の農家の女性9名で構成する「根っこの会」の松尾会長（現在岡崎氏）は、「地産地消を実践するためには、自分たちの手でレストランを開き、地元の特産物を主力としたメニューと昔ながらの郷土料理を提供したい」と考え、平成17年8月、JA伊万里産地直売所「松浦の里」に「田舎レストラン・よってみんな菜(しゃい)」を開設。

豆腐、豆乳コロッケ・おからサラダ等をメニューとして開発し、豆腐のネーミングには地域の名前を使い「松浦とうふ」の名で販売。地元の旬の農産物や果物を使った定食のほか、豆腐丼やおからを利用した多彩なメニューを提供。

店内は、農村をイメージした丸太を割ったテーブルや椅子を置き、来訪者に田舎の食堂を感じてもらえるような古い農具等も展示。レストランを通じた幅広い来訪者との交流により、地域農産物のPRができ、昔ながらの郷土料理を提供することにより、若い世代へ地域の味を伝承。

今後も独自のメニューを開発することにより、地産地消レストランとして定着させる予定。

所在地：伊万里市松浦町山形4922-1（電話：0955-26-2201）



「よってみんな菜」の玄関

交流施設を拠点とした活動

むらづくりの拠点となる交流施設における豆腐作り、そば打ち等の体験を通じた都市住民との交流の事例

○ 廃校を拠点とした田舎体験を通じた農村と都市との交流の取組

- ・取組主体：「長谷ふるさと村」(鹿児島県川辺町)
- ・概要：自然遊び、田舎料理体験、グリーン・ツーリズムの企画
- ・主な特徴：「長谷ふるさと村」は、地域の住民で作る田舎体験等のグリーン・ツーリズム企画を「かわなべ森の学校」(旧長谷小学校跡)で行う非営利団体。素晴らしい施設を活用した交流施設を都市住民に見てもらい、都市住民との交流を持つことに楽しみを見いだしている。

地域のなかを散策し、里山の風景のなかで地元の料理を堪能したり、パンやピザ作り、林業体験、農業体験、川遊び等の様々な活動を実施。年3回のグリーン・ツーリズムツアー、年5回ほど修学旅行生を受け入れており、遠くは関東地方からの20名単位の生徒がサツマイモの苗植えやヨモギ団子作り等、季節に応じた活動に参加。ツアーはリピーターも多く、川辺町への地域経済にも貢献。



埼玉から来た修学旅行生の受け入れの様子

長谷ふるさと村のホームページ：<http://www3.megax.ne.jp/taka-21/>

体験ツアーを通じた取組

島や半島ならではの变化に富んだ自然を活用した体験型観光の展開、地域間交流の促進の事例

○ 島や半島ならではの变化に富んだ自然を活用した体験型観光の展開

- ・取組主体：NPO法人体験観光ネットワーク松浦党/松浦体験型旅行協議会(長崎県松浦市他)
- ・概要：体験型観光、インストラクターの育成、修学旅行生の受入等
- ・主な特徴：平成14年、松浦市をエリアとする「松浦体験型旅行協議会」を設立し、18年には「体験観光ネットワーク松浦党」を設立。

「体験観光ネットワーク松浦党」は、体験民宿、インストラクターの育成、保険・簡易宿所申請・遊漁船業者登録の環境整備、情報発信等を実施し、「松浦体験型旅行協議会」は、体験受け入れに係る受発注・連絡調整、体験受け入れ時の対応等を実施。

1日最大2,000名の民泊が可能で、コミュニケーション能力を高め、モチベーションを高めて「生きる力」を育む体験型観光に取り組み、修学旅行生からは高い評価を受け、受入先の地域もかつての輝きが復活。修学旅行生の受入は、15年度に始まり、17年度は約4,500名、18年度は10,000名。

18年度(第4回)のオーライ!ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)を受賞。

松浦体験型旅行協議会のホームページ：<http://homepage3.nifty.com/taiken/>



定置網漁体験の様子

○ 五島における田舎暮らし体験ツアーによる定住促進の取組

- ・取組主体：長崎県五島市・新上五島町
- ・概要：体験ツアー、交流会、意見交換を通じた定住促進の取組
- ・主な特徴：団塊の世代等を対象としたUIターン事業に積極的に取り組んでいる五島市は、平成18年11月、五島の自然や歴史の魅力をじっくりとアピールして移住を促そうとする

「五島田舎暮らし体験ツアー」を3泊4日で開催。

同ツアーには、将来、五島市への移住を考えている5組9名（参加者の居住地は、佐賀、愛知、埼玉、広島、オーストラリア）が参加し、ニンニクの植え付けやいかだ釣りなど島の暮らしを体験し、既に五島市にイターンしている方々との交流会に参加し、生活、仕事、住居等について意見を交換。



五島市でのニンニク植え付け体験の様子



新上五島町での五島うどん料理体験の様子

また、新上五島町では、18年度に「田舎暮らし体験ツアー」（2泊3日）を3回開催、13都府県から合計27組40名の参加があり、町内の空き家や分譲地を見学、イターン者宅訪問で意見交換会を行い、島での生活をイメージして病院や農水産物直売所、スーパー等の施設を見学。同ツアー参加者のうち、既に4組がイターンし、新上五島町で新生活を開始。

五島市ホームページ：http://www.city.goto.nagasaki.jp/pc/policy/index33_01.html

新上五島町ホームページ：<http://k101ow01.town.shinkamigoto.nagasaki.jp/ui/index.html>

環境・景観保全を通じた取組

農村の生態系の観察会、希少動物の保護、景観の保全等を通じた地元小学生による学習、都市住民との交流の事例

○ 昭和30年代の農村風景を復元する取組

・取組主体：「四季彩のむら」（宮崎県高鍋町）

・概要：湿原の保護・観察調査の実施、農業体験

・主な特徴：高鍋町は、高鍋藩3万石の城下町として発達し歴史と文教の町として発展。町は平成11年に環境保全型農業推進条例を制定、条例に基づくモデル地区として13年に農家12戸、非農家4戸が集まり「四季彩のむら」を発足。

同組織が活動している高平・太平寺地区には、日本で最も小さいハッチョウトンボをはじめとする12科67種のトンボやサギソウ等の貴重な野生動植物が生息する湿原があり、昭和30年代の風景を再現することを目的に、湿原の環境を守るための活動として、農村の自然環境・風景の保全及び再生活動、農業体験学習、都市住民との交流を通じた農村の再生等を実施。

秋の収穫祭には都市住民を中心に約500名の参加があり、また、高鍋湿原には、全国から年間約3万人が来訪しており、町内の有識者で構成するボランティアによるガイドを通じ、自然環境保全への認識が向上。



そばの花が満開のほ場

連絡先：高鍋町役場 農業振興課（電話：0983-26-2021）

農業体験・民宿を通じた取組

食べ物や命の大切さを知ってもらうための、牧場での牛の世話、パン作り体験、地域経済への貢献等の取組

○ 筑紫山地に囲まれた山里での新たなライフスタイルの実践

・取組主体：農家民宿「大道谷の里」（福岡県立花町）

・概要：郷土料理や創作料理の提供、体験学習、郷土料理の講習会等

・主な特徴：ご主人の中島健介さんは、平成8年農家民宿を開業し、農家レストラン、体験学習等に取り組む。築85年の母屋を持つ民宿「大道谷の里」にあるレストランでは自家製の

野菜を使った郷土料理、創作料理を提供。

町内外の小・中学校から多数の体験学習の依頼があり、「野菜づくり」「みかんやキウイフルーツのせん定、摘果、収穫」「かずらを使った籠づくり」等の体験学習を行うとともに、よもぎ饅頭づくりや郷土料理の講習会等を実施。

16年には、オーライ！ニッポン大賞ライフスタイル賞を受賞。

大道谷の里のホームページ：[http://](http://www.omitidaninosato.com/)

www.omitidaninosato.com/



中島健介さんご夫婦と「大道谷の里」

○ 美しい景色のなかでの四季折々の花や草木を楽しむ体験の提供

・取組主体：(有)ゆふいんフローラハウス(大分県由布市)

・概要：洋ラン・ハーブの栽培・販売、はた織り・押し花等の体験

・主な特徴：平成10年に有限会社化した「ゆふいんフローラハウス」(フローラハウスとは、花の妖精がすむ館の意味)では、温泉熱を利用し洋ランやハーブを生産・販売するとともに、施設内のショップ「フローラ」では、押し花を使ったしおりやうちわ等の小物類、ポプリ等加工製品も販売している。生花で出荷できない小さな花も押し花にして、すべてを使うことで生産物を余すことなく利用。さらに体験コーナーでは、ハーブのドライフラワーを織り込んだランチョンマットやタペストリー作り、しおり・うちわ等に美しい花を香りごと閉じこめる押し花作りもできる。

また、地元のたまねぎ生産者と契約し、自家製ハーブとたまねぎのドレッシングを開発して由布市湯布院町内の学校給食や国の機関(自衛隊)へ供給することで地産地消の一翼を担ったり、バリアフリーの宿泊施設「リンデン」を開設するなど、農業・商業・観光の融合をテーマに事業を展開。

ゆふいんフローラハウスのホームページ：<http://www.florahouse.jp/>



フローラ内のはた織機

市民農園を通じた取組

土や自然とふれあいを通じた農業に対する理解の促進、都市住民との交流の事例

○ 能古島の自然を活かした新たな市民農園の展開

・取組主体：NPO法人 のこのこファーム(福岡県福岡市)

・概要：食育イベントの開催、新たな形の市民農園の展開、技術指導等

・主な特徴：取組の母体となった農業生産法人「のこベジファーム」の理事長(村田邦彦さん)は、福岡市内でドレッシング販売やパスタ店を経営。気分転換のために週末ごとに能古島に渡り、農作業に汗を流すことで自然から元気をもらったことをきっかけに、平成16年同ファームを設立し、食育イベント等を開催。

従来の市民農園は、個人で特定の場所を借りることから、維持管理が不十分となることがあるため、同法人では、より多くの人に参加してもらい、管理体制を充実させ、18年7月、市民農園(段々畑3枚、約10アール)を開設し、NPO法人「のこのこファーム」を発足。同ファームでは、全会員で土地を共有し、平日の畑の作業を会員が主体的に行いながら、月に2～3回週末に行われる農体験イベントを通して、農業の楽しさ、難しさ、収穫の喜びを分かち合う活動を実施。技術指導や日頃の農作業は、「のこベジファーム」の専門スタッフが実施。

のこのこファームのホームページ：<http://www.nokonoko.jp/>



畑の手入れと間引き収穫作業

○ 遊休農地を活用した食農交流の推進

- ・取組主体：NPO 法人 スローライフ宮崎（宮崎県宮崎市）
- ・概要：市民農園の開設と消費者と生産者との食農交流の推進
- ・主な特徴：同法人は、平成15年6月に結成され、「生き生き市民農園」の運営や地元の生目小学校の児童と取り組む「5年生いきいき農園田植え事業」、生目の杜運動公園周辺の清掃活動等様々なボランティア活動を展開。

特定農地貸付法の改正に伴い、NPO法人や企業等も市民農園を開設できるようになったことから、18年10月、NPO法人としては県内で初めて市民農園の運営を開始。同法人の会員が所有する宮崎市内の農園（16アール）を35区画に分割し、市を通じて市民に貸し付ける形で開園。農業に詳しい会員が講習会の開催や栽培に関する相談を受け付けており、19年3月には会員が収穫した野菜を持ち寄り収穫祭を行い交流を親交。



市民農園に参加した会員

NPO法人スローライフ宮崎のホームページ：<http://www.slow-life.or.jp/>

2 農山漁村における定住等に向けた取組

就農・定住支援

就農講座や就農アドバイスを通じた新規就農者の発掘や育成の取組、空き地や空き家の情報提供の事例

○ 田舎暮らし希望者と空き地・空き家の所有者をつなぐ取組

- ・取組主体：NPO法人 循環型たてもの研究塾（佐賀県武雄市）
- ・概要：空き家バンクの立ち上げ、集合住宅の建設等
- ・主な特徴：平成15年に設立された「循環型たてもの研究塾」は、古民家再生や国産材の活用を提唱し、地域の空き家をホームページで紹介する「空き家バンク」を創設。都市住民に地域への転入を呼びかけ、転入希望者と空き地、空き家の所有者をつなぎ、これまで県内外から8家族24名が地域に定住。同研究塾の山田理事長は「全国から問合せがあり強いニーズを実感。農村はありのままをアピールすれば人は集まる。」と田舎の魅力と取組の効果を語る。

現在、住民主導型のコーポラティブ方式による環境共生型のミニ集落「若木エコ・ヴィレッジ計画」を推進中で、第1回説明会（18年10月）には、10組20名が参加。また、「農」の魅力を広めるため、毎週日曜日に「農のある暮らしのデザイン塾」を開催し、家庭菜園の希望者や、農業を目指す人等を対象に「農」に触れる機会を提供。さらに、同研究塾の活動や地域の情報を満載したミニコミ紙を毎週発行。

このような取組を通じて理事長は、「今まで、農村は我が身を削って世の中に貢献してきた。これからは第一次産業である農業が出発点となって、地元で第二次、第三次産業へと展開し、どんどん発展していくような取組が必要」と語る。また、「『農』の魅力や『農』に惹かれる若者も少なくないことを農村でも認識し、受け入れる環境作りを進めることが重要」と農村の課題を指摘。



家創り塾の作業の様子

NPO法人循環型たてもの研究塾のホームページ：<http://junkan.info/>

入居者が協同組合を設立し、集合住宅を建設する方式。

○ 団塊の世代を対象とした豊かな自然のなかでの田舎暮らしの推進

- ・取組主体：NPO法人 グリーンライフあまくさ（熊本県天草市）
- ・概要：共同農場の整備、体験ツアー、中長期滞在の受入、定住・二地域居住の推進等

・主な特徴：平成18年8月、天草市と包括的な連携協定を結ぶ熊本大学及び熊本経済同友会の発案により、都市部の「団塊の世代」をターゲットに、定年後の田舎暮らしを後押しすることを目的とした「グリーンライフあまくさ」が設立。

同法人には、地元住民に加え、熊本大学、さらに事業を起業につなげる観点から熊本経済同友会、天草経済開発同友会が参加。基本理念は、「農地活用」、「定住促進」、「産業育成」、「自給生活」で、天草市金焼地区の遊休農地が当面の活動の場（天草市は、18年度の農林水産省の「都市と農山漁村共生・対流関係システムの構築に関する調査」の社会実験に応募し選定されたモデル地区）。

田舎暮らし体験ツアー等を開き、天草の自然と農業の魅力を都市住民に紹介し、定住・二地域居住を推進していくほか、将来的には移り住んだ人々も参加できる、農産物や特産品の開発等生産活動にも取り組む方針。

NPO法人グリーンライフ天草のホームページ：<http://www.gl-amakusa.jp/npo/>



ばれいしょの収穫作業の様子

定住・地域貢献

都市住民等のこれまでの経験を活かした定住や地域への貢献の取組の事例

○ 農による人の喜びの体験

・取組主体：小野寺 睦氏（佐賀県佐賀市）

・概要：都会から田舎への移住、炭焼き・養鶏の取組、胸襟を開いた地域との交流

・主な特徴：小野寺氏は、東京都出身で、大学卒業後、東京にある大手広告代理店に就職。平成7年福岡に転勤。佐賀県三瀬村の田植え交流会への参加を契機に、田舎暮らしに大きな魅力を感じ同村への転居を決意。11年、会社を辞めて同村に夫婦で移り住み、竹炭焼きから始め、現在は養鶏を中心に、稲作等にも取り組む。

古民家を手に入れ、家の修理や井戸掘りは、地区の皆さんに総出で手伝ってもらい、「古き良き友人に再会した様な感動を受けた」と語る。

また、「移住してからは子どもといつも一緒にいられ、やはり子どもは自然のなかで自由に育てることが一番の教育であると感じている」と語る。

田舎暮らしについては、「結果に重きをおいていない。その過程を楽しめば、家族のあり方、生き方等大きな恵みを返してくれる」と語る。

炭、卵、米を販売しているが、お客さんが田舎の雰囲気、生産者の思い等を楽しんでくれていると実感。単に商品売るのではなく、「田舎の魅力」をあわせてパッケージして提供することも重要と考え、「生産者と消費者がお互いの顔や声を感じられるつながりを大切にしたい」と語る。同氏は、「NPO法人スローフード佐賀・三瀬村」の代表も務め、同地区と各地の都市との交流会を開催し、地域活性化に大きく貢献。



小野寺さん家族の水田除草作業の様子

○ 地域の担い手となる自立した人材育成の取組

・取組主体：NPO法人 ネイチャリング・プロジェクト（鹿児島県鹿児島市）

・概要：コミュニティビジネスの推進、人材育成、非営利事業の支援等

・主な特徴：代表理事の松村一芳さんは、東京の大学在学中から外資系の広告代理店のプランナーとして活躍。36歳の時に体調を崩し、体質改善に取り組むなかで食の重要性に目覚め、三年間の農業研修を通じて土とふれ合うことの重要性和自然の偉大さを実感。その後、自然循環型農業の実現のため、汚されていない土地と水源を求めて鹿児島へ移住。

自然農法で生計を立てるには、販売先の確保が重要と、広告代理店時代に培った能力と人脈を活かして販路を開拓。その過程で販路の確保ができず苦労している農家が多いことが分

かり、これらの農家に販路を提供。また、自然循環型農業の普及や地域活性化ために、自ら開拓できるマネジメント能力を持つ人材の育成の必要性を実感。当時、新たに施行されたNPO法を追い風に、その実現をめざすため同法人の設立に至る。

地域の資源を活用し、地域の課題を地域住民が解決することを目指すコミュニティビジネスの推進、地域の担い手となる社会企業家の育成・支援等に取り組み、これまでに様々な分野の人材を育成・輩出。国（経済産業省、厚生労働省、文部科学省等）と連携した事業を展開。各省所管の各種懇談会委員及び審査委員会委員。



人材育成講座の様子

NPO法人ネイチャリング・プロジェクトのホームページ：<http://www.naturing.org>

第3章 スローライフの実践に向けた課題と九州農政局としての取組

九州の農山漁村における農家数や農業就業人口の減少等を踏まえると、地域の農家による農業だけで農山漁村を活性化していくには限界があり、今後は、都市住民や団塊世代の力や経験も活かした農山漁村の活性化が期待される。

都市住民や団塊世代の力を農山漁村に呼び込むには何が必要か。できれば定住まで進むことを考えると何が課題か。九州農政局では、こうした課題について農山漁村の活性化に各地域で取り組んでいる地域リーダーや学識経験者から聞取を行った（平成19年1月～3月）。

本章では、この聞取結果を「交流の促進に向けた課題」と「定住の促進に向けた課題」と大きく2つに分け取りまとめ、それぞれについて九州農政局としての取組を紹介する。

1 都市と農山漁村の交流の促進に向けた課題と九州農政局としての取組

都市住民への効果的な情報発信に関する課題

- 農山漁村への都市住民等の関心が高まり、団塊の世代の大量退職が始まるなか、地域に賦存する様々な資源（農山漁村は宝の山）に地域が気が付かず、眠ったままになっている状況がある。このため、この時期を絶好の機会と捉え、いかに地域の資源を掘り起こし、都市住民等に効果的に伝えていくかが課題となっている。

【九州農政局としての取組】

- 都市と農山漁村の交流を促進するためには、都市と農村に住む双方の人々の交流を促進し、互いの生活・文化を取り入れて、お互いの地域の魅力を分かち合う「都市と農山漁村の共生・対流」の取組を進めることが重要である。
- 平成19年2月1日、九州農政局では、農山漁村活性化支援窓口（農村計画部農村振興課（電話：096-351-7217））を開設し、農山漁村の活性化に取り組む農林水産業者、地域住民、民間団体等からの相談をワンストップで受け、林野、水産分野を含めた農山漁村の活性化に役立つ農林水産省の事業の紹介や、地域の人材と豊かな地域資源を活かした交流や定住の取組、農林水産物の高付加価値化等の相談にお応えしている。
- 19年3月、ホームページに「九州の田舎に行こう！」というコーナーを設け、各県からの地域の様々な情報の提供を求め、事例として紹介している（コラム4を参照）。
- 都市と農山漁村の共生・対流のさらなる推進を図る観点から、グリーン・ツーリズムの関係者等と都市住民及び行政担当者との出会い、情報交換、啓発の場として、シンポジウムを開催し、都市と農山漁村の交流の輪を広げる取組を行っている。

コラム4 ～九州農政局ホームページの紹介～

- 九州農政局では、ホームページにおいて、「九州の田舎へ行こう！グリーン・ツーリズム等」と題し、九州の都市と農山漁村との交流等に関する情報を幅広く紹介しています。

記事内容：九州各県から推薦されたグリーン・ツーリズム情報、九州各地のイベントやシンポジウムの結果、農産物直売所・農村レストラン・農業体験・市民農園等の事例、「オーライ！九州」（九州の都市農村交流施設マップ）の冊子、各県作成の都市と農山漁村の交流関連サイトや定住サイトのリンク



- ホームページ：<http://www.kyushu.maff.go.jp/keikaku/greentourism/greentourism.html>

都市住民の受入体制の強化に関する課題

- ・ 地域のリーダーやコーディネーターを育成し、各地域に配置するとともに、その質的向上を図っていく必要がある。現在はリーダー等がいたとしても、高齢化により不在となってしまう地域もある。リーダー等を継続的に育てていく環境を整備していく必要がある。
- ・ 現場で様々な体験等が経験できる環境を都市住民等のニーズに応える形で整備していく必要がある。
- ・ 都市住民等への農業指導については、画一的な指導ではなく、楽しむ農業と本格的な農業等ニーズを踏まえた指導が重要である。
- ・ 農家民宿の開設に当たり、客室のスペースや飲食物の提供等に関し、いろいろな規制があり、阻害要因となっている。

【九州農政局としての取組】

- ・ 九州では、「九州はひとつ」のかけ声のもと、九州地方知事会と九州経済団体が官民一体となって「九州観光戦略委員会」を設立し、17年4月には、九州観光戦略を実践的かつ着実に推進するための機関として「九州観光推進機構」が発足した。
九州農政局では、同機構と連携した情報発信、農山漁村の交流に関わるNPO法人等の民間主導による九州一円のネットワーク化への支援、都市と農山漁村が広域で交流を推進する取組等の強化を図り、地域のリーダーやコーディネーターの育成を図っていく。
- ・ 19年5月、定住・二地域居住、都市・農村交流を進めるため、農山漁村が策定する活性化計画に即した施策の推進に必要な交付金の交付及び各種制度の運用の両面から支援することを内容とした「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」が成立し、九州農政局では、同法律の説明会を九州各県において開催するとともに、自治体等へのPR活動（市町村キャンペーン）を実施している。このような取組を通じ、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用した
都市等との地域間交流を促進するための市民農園等の交流・ふれあいのための施設の整備等への支援
定住等促進のための良好な生活環境を確保するための情報通信施設の整備、集落道簡易な給水・排水施設等の整備への支援
等について周知し、その活用による様々な体験設備の整備を推進している。
- ・ 農家民宿の規制に関しては、17年7月、副大臣会議において、農家民宿の取組の円滑化を図ることとを決定し、農政局としても、この内容（全国段階での規制緩和、構造改革特区での規制緩和等）を周知するとともに、都道府県段階における飲食物の提供に関する規制緩和の条例の策定を働きかけている。

コラム5 ～団塊世代等を対象にした就農向け講座の充実～

- 九州各県の農業大学校では、団塊世代等を対象としたカリキュラムを新たに開設しており、熊本県立農業大学校は、19年度、定年退職やUターンを機に新規就農を目指す人々が農業の技術や知識を学ぶ新規就農支援研修（2コース）を開設しています。
農業基礎コースは、定年帰農を目指す団塊世代や他産業で働きながら就農に向けての知識・技術の習得を目指す方等を対象に実施され、約7か月（毎週1日）の研修期間中、野菜、花、米麦の栽培技術等を学ぶこととなっています。もう一つは農業実践コースで、他産業からの就農希望者や農業法人等への就職を希望する若年層等を対象に実施され、約8か月（毎週4～5日）の研修期間中、栽培技術のほか、営農設計、農地制度、農業簿記等の特別講義を学ぶこととなっています。
- また、九州各県の農業大学校では、本格的な新規就農支援以外にも受講生のニーズに応じた様々な研修（農業体験学習、旬の野菜を使った料理教室、施設見学、農業経営に必要な知識の習得等）も実施しています。
- 農林水産省としても、農業大学校が就農に向けた実践的な研修機会を充実するに当たっての研修指導員の配置、研修ほ場の整備等に対して支援しています。

女性や高齢者のパワーの活用に関する課題

- ・ グリーン・ツーリズムの担い手は、主に、女性や高齢者である。農産物直売所、農産物の加工、農村レストラン、農泊等の運営は、女性や高齢者が主役で、農山漁村の振興は、女性や高齢者によって担われているのが実態である。このため、女性や高齢者のパワーをさらに引き出し、活用していく取組が重要である。
- ・ 女性は重要な位置付けにあるにも係わらず、農業委員会や農協の役職への登用は進んでいるものの、なかなか役職につけず、意見を反映できにくいといった課題がある。

【九州農政局としての取組】

- ・ 19年1月、「農山漁村男女共同参画推進シンポジウム」を開催し、「女性のやる気と勇気が個別の農業経営と地域の活性化のキーポイントである」旨の提案等を受け、約200名の参加者と意見交換を図り、女性の経営参画や社会参画の推進を図っている。
- ・ 19年1月、「九州ブロック女性農業経営者研修会」を開催し、「女性の感性が農業を変える」をテーマに、女性の感性でこれからの農業をどう変えていくのか、農業に夢を持って働き続けるためには何が必要かということについて活発な意見交換を行い、地域農業の活性化を図るための女性経営者として必要な知識・技術の修得を図っている。
- ・ 18年11月、「農村女性が集い、語る、農村の食文化と地域づくり」をテーマに「九州地域グリーン・ツーリズムシンポジウム」を開催し、農村の食文化や地域づくりに係わる地域で活躍中の女性のために、連携交流の場を設け、グリーン・ツーリズムビジネスに携わる女性の方々のネットワークづくりを推進している。
- ・ 今後とも、このような各種シンポジウム、研修会等の開催を通じ、地域でご活躍いただいている女性の方々の参加を募り、意見交換を図り、連携交流を推進していくこととする。

コラム6 ～グリーン・ツーリズムシンポジウムの紹介～

- 九州農政局では、18年11月17日、熊本市において、グリーン・ツーリズム実践者、都市住民、行政関係者等約250名の参加のもと、「九州地域グリーン・ツーリズムシンポジウム」を開催し、熊本県小国町町長の宮崎暢俊氏の「心の旅の時代」と題する基調講演に始まり、事例発表に続き、パネルディスカッションを行いました。

宮崎町長からは、都市と農村の交流推進のためには、農山村に住んでいる人たちが、心を開いておくことが肝心であるとともに、地域も開かれていることが重要であり、地域が開かれていけば、人との関係において、グリーン・ツーリズムの基盤が作られていくこと。



宮崎町長の基調講演「心の旅の時代」



意見を述べる女性パネリスト

行政が地域経営のなかで政策としてツーリズム関連の経済活動を興していくのであれば、行政自体が、それにふさわしい町づくりを推進していかなければならないこと等の講演がありました。

パネルディスカッションでは、「農村女性が集い、語る、農村の食文化と地域づくり」をテーマに、農産物直売所、農家レストラン、農村民泊等の現場で活躍する7名の女性のパネリストから、グリーン・ツーリズムを実践していく上で重要・不可欠な、家族の協力の得方、地域との連携の手法、行政の巻き込み方等活発な意見が出されました。

2 農山漁村における定住の促進に向けた課題と九州農政局としての取組

都市住民が定住するための仕事に関する課題

- ・ 農山漁村へ定住するには、農業を生業として生計をたてていくことは困難な場合もあるので、農業以外の就業の場も確保していく課題がある。
- ・ 九州では、長い歴史を有する様々な伝統的な産業があるが、不況や後継者不足により衰退の一途をたどっている。このような産業を農業と組み合わせ、都市住民等に就業の機会を提供していくことも重要である。

【九州農政局としての取組】

- ・ 「都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム」において取りまとめられた「共生・対流に向けた府省連携の今後の対応方向」が19年6月21日に開催された副大臣会議に報告され、地域の農林水産品をはじめ、産地の技術や観光資源等の地域資源を活用した新商品開発等に取り組む中小企業の事業展開に対する支援を農林水産省、経済産業省等関係8府省が連携して取り組むこととされた。このためには、マーケティング、食品加工分野、観光分野等における人材が必要であり、その人材活用を積極的に農山漁村へ呼び込むことが重要であると提言されている。
- ・ 九州農政局では、これを受け、地域の実情に反映した地域政策に関する総合的な行政運営に資する情報交換及び連携・協議の場としての「九州地域政策関係各省庁連絡会議」を活用し、その積極的な活用・運営による情報の共有を図るとともに、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の交付により、農林漁業の振興その他就業機会の増大を図るための、生産基盤の整備や、農林水産物処理加工施設や農林水産物直売・食材供給施設等の整備を推進していく。

都市住民を受け入れるサポート体制に関する課題

- ・ 農山漁村への定住を希望する者にとっては、農業面以外にも様々なサポートが必要であり、例えば、農山漁村で多数発生している空き家に関する情報は、まだまだ各地で充実した状況にはない。
- ・ 農山漁村への定住を希望する団塊世代にとっては、医療機関が整備されていることや介護や福祉がしっかりしていることが重要であるが、都市部に比較して充実していない。若い世代にとっては、教育施設がしっかりしていることも重要である。
- ・ 農山漁村は、光ファイバー網やケーブルテレビ等の情報に関するインフラが未整備であるといった課題がある。

【九州農政局としての取組】

- ・ 九州各県では、定住・交流促進の取組に関する総合窓口・ホームページが充実してきており、その活用が期待されている。農林水産省においては、都市から農村への定住等の促進を図るべく、定住や長期滞在の促進方策の策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討、新規住民の起業を促進するための体制整備を行うための、「農村コミュニティ再生・活性化支援事業」を18年度に創設し、実施しているところであり、本年度においても、農政局ではホームページや市町村等説明会により本事業の活用を推進している。
- ・ また、九州農政局主催による「九州地域農山漁村活性化シンポジウム」(仮称)を19年10月に開催予定しており、市町村や定住実践者(個人、NPO等)を対象とした農政局の役割を果たせるようなシンポジウムを行うことにより、転入者が安心して地域に入り込めるよう、「転入者」、「地域」、「行政」の間に入る中間的役割を担う地域コーディネーター育成の必要性や、受入市町村や地域が明確なビジョンを持って受け入れる必要性を周知する。
- ・ 医療機関に関しては、農林水産省が厚生労働省と連携し、都道府県ごとの医療サービス情報等を農山漁村への定住を希望する都市住民に利用しやすい仕組みを検討し、

情報提供を行うこととしている。九州農政局としても、このような情報をホームページ等を通じ、提供していくこととする。

- ・ 農林水産省ではIT関連主要施策として、農山漁村の振興のための情報基盤整備を進めている。具体的にはブロードバンドが利用可能な光ファイバーやケーブルテレビ施設等の高度情報通信基盤を整備して、新しい農業技術の導入や効率的な農業経営支援、高齢者の健康指導と安否の確認、インターネットを活用した情報の受発信等を推進するものである。

九州農政局においても長崎県五島市の「e - むらづくり地区計画」のなかで、ケーブルテレビによる情報基盤整備を支援するなど、地域の活性化のためのプロジェクトを総合的に推進している。

都市住民の受入における地域住民に関する課題

- ・ 農山漁村の住民の中には、都市住民には農地は貸したくない、農業用水は利用させたくない、都会の人間には農業はできないのではといった考えを持ち合わせている住民も一部いる。

【九州農政局としての取組】

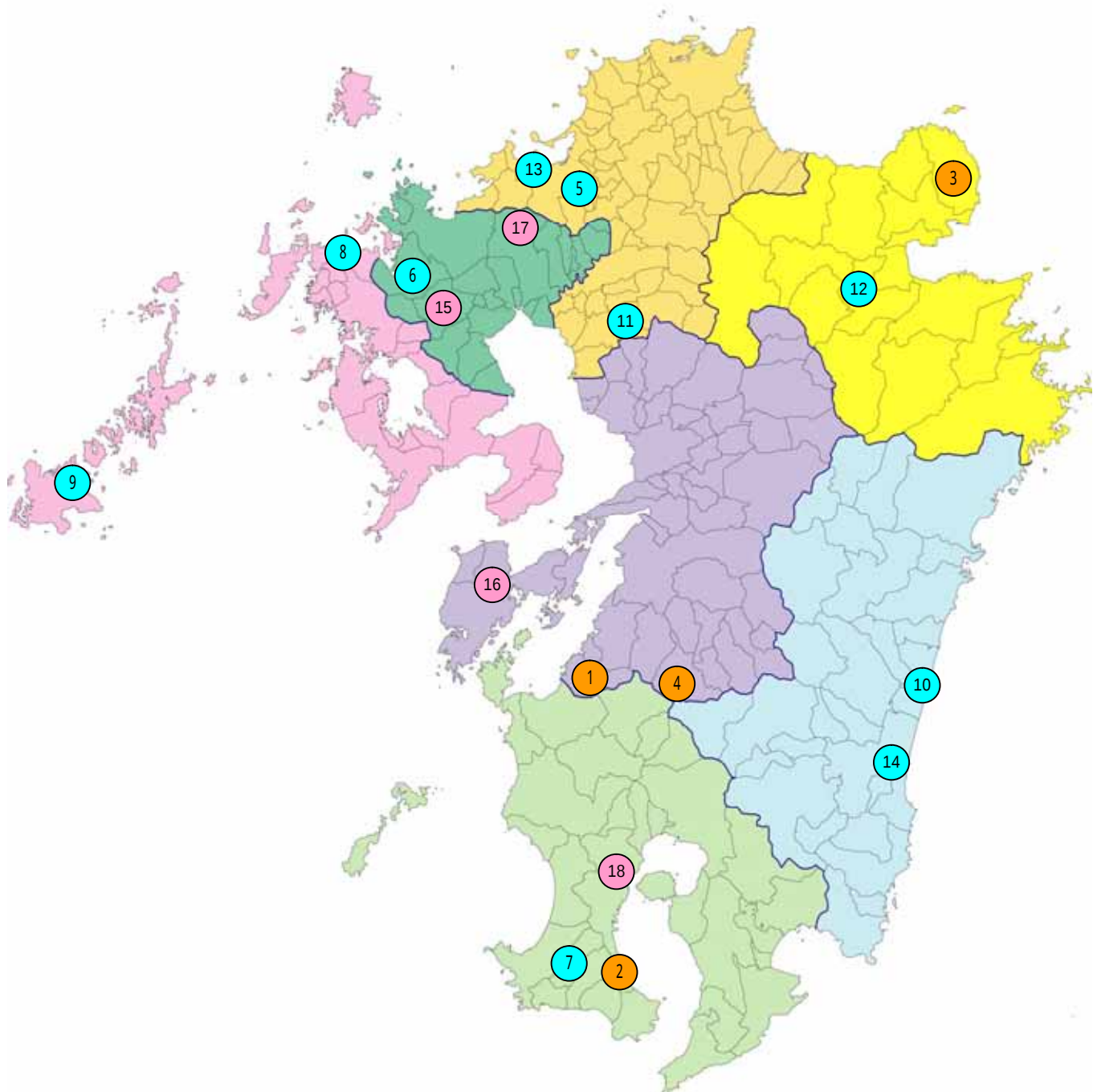
- ・ 都市住民の受入における都市住民と農山漁村の住民に関する課題の解決のためには、両者の交流等を通じて、地域住民は「自然」、「農村景観」等自らの地域を再評価し、都市住民にとっては「地域住民との親戚づきあい」という共生関係を構築することが必要である。

そのための有効手段として市民農園の活用があり、17年9月には、市民農園開設の基本法となる「特定農地貸付法」の一部が改正され、農地を所有していない個人や企業、NPO 法人等は、貸付協定を市町村及び農地の貸付けを行う地方公共団体または農地保有合理化法人と結ぶことにより、市民農園を開設することが可能となった。

九州農政局においても、制度や市民農園の必要性・有効性を理解いただくために、「市民農園の開設に向けて」等のパンフレットの作成・配布、関連情報のホームページへの掲載等を通じて市民農園の開設を推進している。

特集編事例位置図

[参考]



タ イ ト ル	取 組 主 体
ボランティアと地域住民が一体となった棚田の里のむらづくり 命の大切さを伝える動物とのふれあい体験を通じた子ども達との交流 大学助教授の職を辞しての故郷でのハードな第二の人生の実践 地元の旬の食材を活かした郷土料理の提供や伝承、地域づくりや人づくりの取組	沢畑 亨 氏 鎮守 喜代美 氏 林 浩昭 氏 本田 節 氏
女性農業者による都市と農村、消費者と農業者を結ぶ地域交流の取組 母ちゃんたちの店「よってみんな」を通じた交流、若い世代への伝承 廃校を拠点とした田舎体験を通じた農村と都市との交流の取組 島や半島ならではの变化に富んだ自然を活用した体験型観光の展開 五島における田舎暮らし体験ツアーによる定住促進の取組 昭和30年代の農村風景を復元する取組 筑紫山地に囲まれた山里での新たなライフスタイルの実践 美しい景色のなかでの四季折々の花や草木を楽しむ体験の提供 能古島の自然を活かした新たな市民農園の展開 遊休農地を活用した食農交流の推進	新開 玉子 氏 根っこの会 長谷ふるさと村 体験交流ネットワーク松浦党 / 松浦体験型旅行協議会 長崎県五島市・新上五島町 四季彩のむら 農家民宿「大道谷の里」 ゆふいんフローラハウス のこのこファーム スローライフ宮崎
田舎暮らし希望者と空き家の所有者をつなぐ取組 団塊の世代を対象とした豊かな自然のなかでの田舎暮らしの推進 農による人の喜びの体験 地域の担い手となる自立した人材育成の取組	循環型たてもの研究塾 グリーンライフあまくさ 小野寺 睦 氏 ネイチャリング・プロジェクト

動 向 編

第1章 食料自給率の向上を目指して

1 我が国の食料自給率の状況

我が国のカロリーベースの食料自給率は、近年は40%で推移しており、食料の多くを海外からの輸入農産物に依存している状況にある（図1-1）。このため、仮に不測の事態が発生して食料輸入が途絶するなどの事態に陥ったときに、肉類や野菜から、熱量効率の高いいも類等の作物に転換することで、国内生産のみで国民1人1日当たり2,020kcalの熱量供給が可能であるとの試算結果があるが、食事の中身は現在とかけ離れたものとなる（図1-2）。

食料自給率の向上を図ることは、持続可能な国内生産を維持し、国民の生存に不可欠な食料の安定供給を図るうえで重要であり、また、平素から農地や農業用水等を確保しつつ、農業の担い手の育成・確保、農業技術水準の向上等を図り、食料供給力（自給力）を強化しておく必要がある。なお、世帯における廃棄等による食品ロス率も3.7%（平成18年度）あり、注意が必要である。

図1-1 我が国の食料自給率の推移

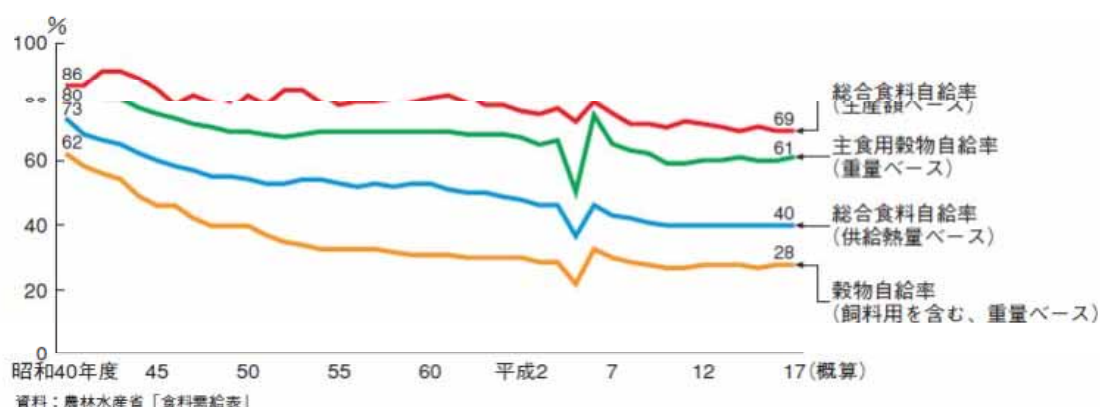
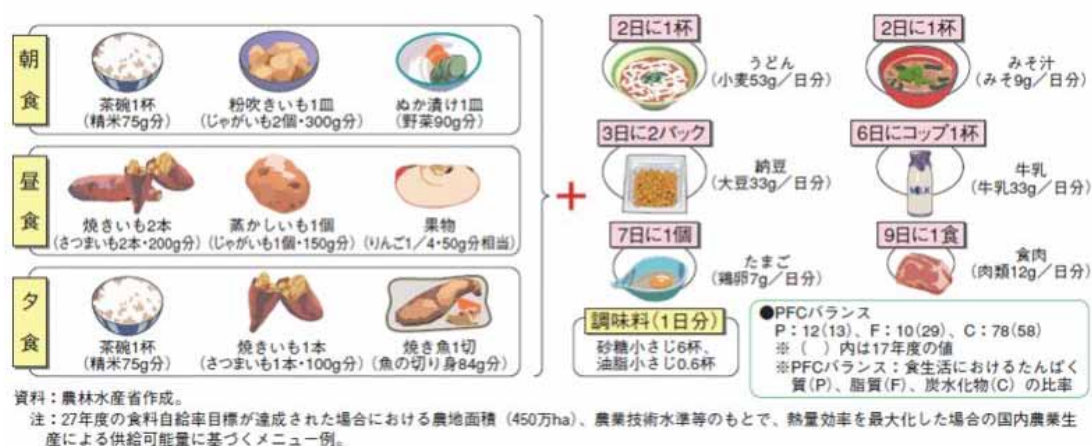


図1-2 国内生産のみで2,020kcal供給する場合の1日のメニュー例



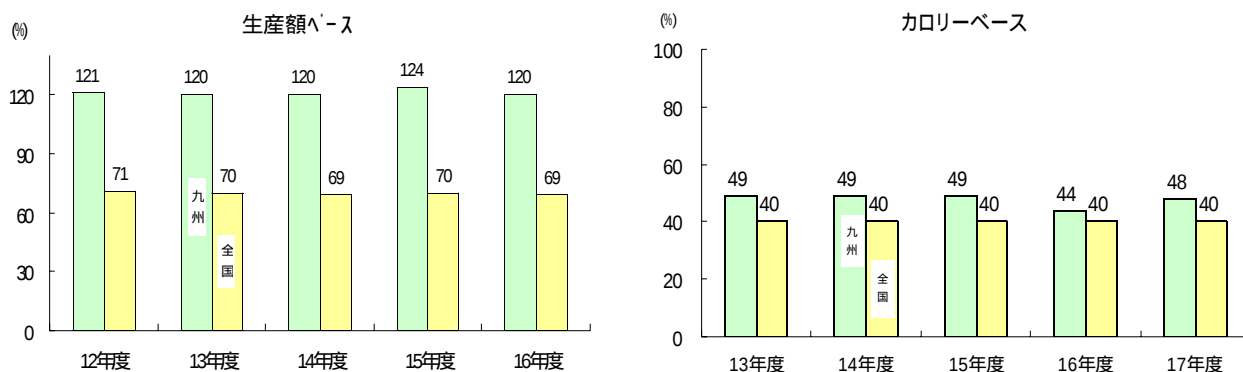
2 九州の食料自給率

九州は我が国有数の食料供給基地であることから、生産額ベースの食料自給率は120%に及んでおり、特に、肉類、野菜類等の生産額は、域内の需要量を大きく上回っている。

一方、カロリーベースの自給率は、全国よりは高いものの、48%と低い水準にとどまっている。これは、自給率の低い油脂、小麦等が、供給熱量では高い比率（油脂14%、小麦12%）を占めていること、自給率の高い米、野菜等の消費量が減少傾向にあること、畜産物の生産額は多いが、輸入飼料により生産されるものが多いこと等によるものである（図1-3、1-4）。

このため、九州農政局においては、栄養バランスのとれた「日本型食生活」の実現により、結果的に自給率向上に結びつく食育の推進、地域の農産物と地域の消費者を結びつける地産地消の取組や、地域の農産物と食品産業を結びつける取組、米、野菜等の消費拡大や飼料自給率の向上のための取組等を実施している。

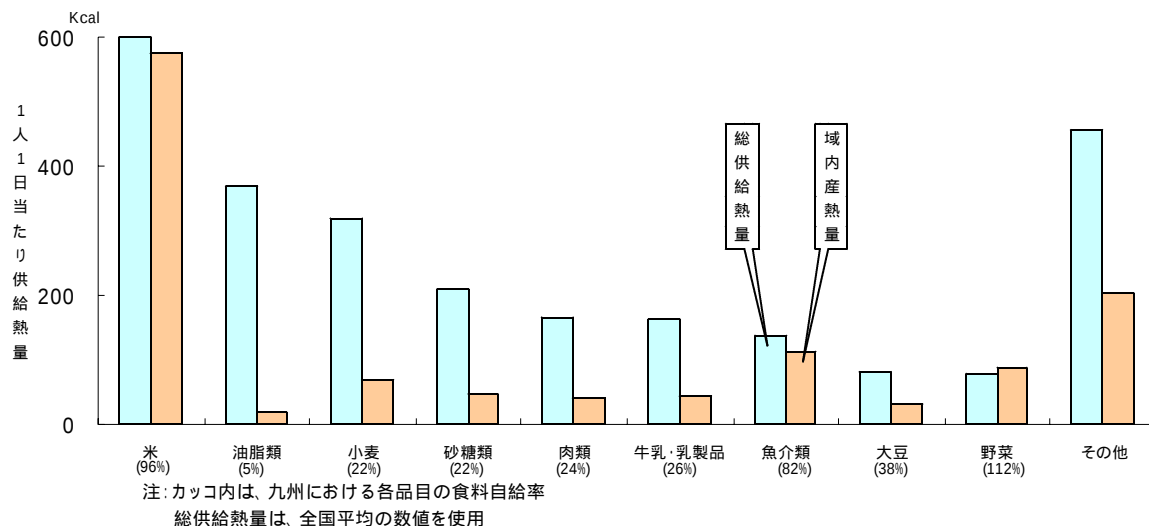
図1-3 九州の食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」等（図1-4も同様）

注：人口1人当たりの供給熱量（カロリー）については全国の数値を用いて試算

図1-4 カロリーベースでみた品目別の食料供給状況（平成17年度）（九州）



3 食育アイランド九州

九州農政局は、食育に関連して九州ブロックを管轄する唯一の国の出先機関として、様々な関係者が実施している体験活動を中心とした食育活動に関して県の範囲を越えた情報発信を行うこととし、その具体的な取組の一つとして九州農政局のホームページ上に食育データベース「食育アイランド九州」を開設した（平成18年6月8日）。

これは、九州地域における食の安全や食育に関連する様々なイベント・セミナー・体験活動を紹介する「食の安全・食育イベント情報」と、食育に取り組む関係者を紹介する「食の体験・食育マップ」から構成されており、開設以来内容の充実を図るとともにアクセス件数も大きく増加している。



「食の体験・食育マップ」には、九州の各地域で様々な食育活動に取り組んでいる関係者の情報が掲載されている（19年3月末で308件）。例えば、熊本県のあるNPO法人では、食の文化祭や「食の樂校」、郷土料理教室等に取り組まれている。また、鹿児島県のある消費者団体では、「食・技・くらしの伝承講座」や地産地消料理教室が開催されている。

今後とも、地域における様々な関係者が取り組む食育活動をさらに支援していくため、内容の充実に努めることとしている。

ホームページ【<http://www.kyushu.maff.go.jp/syohianzen/hiroba/island/island.html>】

4 九州の豊かな農産物の地産地消の推進

九州農政局は、消費者と生産者との「顔が見え、話ができる」関係の構築、生産と消費の関わりや伝統的な食文化等の食や農についての認識を深める機会の提供、地域の農業と関連産業の活性化等の効果が期待される地産地消の取組を積極的に推進している。

ア 地産地消推進計画の策定

地産地消の推進については、地域における実践的な計画（地産地消推進計画）を策定し、計画に基づく交流活動や地場産農産物の普及活動を促進することが重要である。

このため、九州農政局においても各地域における積極的な計画の策定を推進しているところであるが、平成18年度末までに171件（17年度末124件）の計画が策定された。

イ 九州「食のフォーラム」の開催

19年2月、熊本市において、九州各地の生産者、消費者等と連携して、地域と結びついた食と健康の現代的な意義について考え、その全国的な展開を推進するため、「九州から進む・広がるスローフードと健康」をメインテーマに九州「食のフォーラム」を開催した。当日は、消費者、生産者、実需者をはじめ行政関係者等約600名の方々が参加した。

ウ 地産地消優良活動表彰の取組

18年度の地産地消優良活動表彰においては、九州から9団体が応募し、長崎県大村市の「有限会社シュシュ」が農林水産大臣賞（交流促進部門）を受賞した。

（有限会社シュシュの概要）

10年に、大村市福重地区に専業農家8人で立ち上げた有限会社。地元農産物の直売所、加工施設、菓子工房、レストラン、農業体験施設、体験教室を持ち、専業農家としての自立を基本に、生産加工の人材育成、都市住民との交流、学校や市民団体との食育、団塊の世代を対象とした「農業塾」の開催等創造性に富む活動を展開している。



体験教室：ソ－セ－ジ作り

5 九州食料産業クラスターの形成

加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれる中で、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、農業・食品産業・関連産業その他異業種も含めた連携の構築（食料産業クラスターの形成）を推進し、地域食材を活用した新製品の開発、ブランド化等の取組を支援することとしている。

このため、九州農政局においては、多数の食料産業関係者の総意を得て、九州地域における食品産業と農業の連携を一層強化するための中心的な役割を担う「九州食料産業クラスター連絡協議会」（事務局：九州農政局、会員数134会員）を設立した。また地域食材を活用した新製品の開発、ブランド化等の取組を推進するため各県ごとにクラスター協議会が設置（現在5県で設置）されている。

18年度の活動は、連携のためのキープレーヤーの育成、地域食材を活用した新製品開発・ブランド化の推進の2つの分科会を設けることとし、の分科会においては、連携等の実践的知識の向上、原材料調達の円滑化、地域食品ブランドの理解を深めるため各種「セミナー」を開催した。の分科会においては、九州の地場食材を活用して開発した個性豊かな製品について、マーケティング等の専門家からアドバイスを頂く「オーディション」を開催した。

また、各地域のクラスター活動においては、熊本県産大豆を使用した子ども専用納豆、宮崎県産たまねぎ入り蒟蒻、宮崎県日向地域特産「へべす」を使用した加工品（ジャム、ドレッシング等）が製品化されており、成果が現れている。

今後も食料産業クラスターの形成を推進することによる、食品産業と農業の連携強化に向け、会員関係企業からのヒアリングや会員に対するアンケート調査を行い、関係者のニーズに沿った事業展開を図っていくこととしている。

なお、(社)九州経済連合会においても、高品質・高付加価値な商品の創出を目指して、九州の農産品と食品関連産業のマッチングについて検討が行われているところであるので、農政局としても支援していくこととしている。



セミナーの開催状況



「へべす」使用加工品シリーズ

6 放牧の推進等による飼料自給率の向上

（稲発酵粗飼料の作付けが拡大）

九州管内の飼料作物の作付面積は、飼養戸数の減少等による青刈りとうもろこしの作付けの減少から、平成18年も前年差で2,400ha減少し、10万2,300haとなった。飼料作物の生産は、自給飼料に立脚した安全で安心な畜産物の安定供給が図られるとともに、国土の有効利用、資源循環型畜産の確立、さらには食料自給率の向上に寄与するものであり、その推進が重要になっている。

このようななかで、水田における飼料生産として期待される稲発酵粗飼料は、耕種農家にとっては栽培が容易であり、畜産農家にとっては牛の嗜好性が良いなど双方にメリットがあり、米の生産調整への積極的な対応等各種の推進運動を展開した結果、18年の作付面積は2,603ha（前年比10.9%増）となり、全国の50%を占めている。

（耕作放棄地等を活用した放牧の推進）

一方、耕作放棄地の増加やイノシシ等による獣害被害が問題になっているなか、省力化・低コスト化を図りながら飼養規模拡大を行うためには、地域の土地条件に対応した放牧が有効な手段であり、近年、放牧頭数の増加が見られる。

九州農政局では、耕作放棄地や転作田等を活用した牛の移動放牧の普及拡大のため、実証展示と現地研修会等を積極的に展開している。



宮崎県高千穂町での水田放牧

（コントラクター等の育成）

さらなる規模拡大に伴い、飼養管理にかかる労働時間が増加しており、自給飼料生産にかかる労働時間の確保が課題となっていることから、労働力不足の解消、省力的・効率的な自給飼料生産を行うため、飼料作物生産の主要作業を請け負うコントラクター（作業受託組織）の育成あるいは集落営農組織による飼料作物生産の作業受託を推進している。この結果、コントラクター数は増加し、17年には114組織（前年比10%増）となっている。

（飼料増産行動計画の推進）

九州農政局では、その具体的な飼料増産行動計画に沿い、需給マップ・リスト（稲発酵粗飼料、国産稲わら、放牧、飼料生産の外部化）の作成・活用、飼料増産ネットワークの構築の取組を行い、行動会議のもとに「稲発酵粗飼料生産推進」、「国産稲わら利用推進」、「放牧推進」、「飼料生産外部化推進」の専門部会を設置し、飼料自給率向上に向けた行動をさらに進めている。

7 九州における農産物の消費拡大

(1) 米

食生活の多様化により、お米の消費が減少しているなか、これまでの食べ方を変え、「お茶碗の白ごはん」を「バラエティおむすび」に、「お米の“粒”を“粉”にしてパンや麺やお菓子に加工して食べてはいかがでしょうか？」といった提案や、米飯学校給食の促進等、食育と一体となった消費拡大に取り組んでいる。



このため、「おむすびの日」(平成19年1月17日)における日本型食生活のPR、九州米粉食品普及推進協議会会員と連携した各地での米粉のパンやケーキ等の技術講習会等を実施した。



鹿本農業高校生考案による米粉パン

このような活動は、新たな米粉食品の開発につながり、熊本県立鹿本農業高校生が「らいすカレーパン」(県産の米粉、野菜等が原料)等を考案し、県内のコンビニエンスストアで販売したところ好評で、19年6月に九州一円での販売へと拡大した。また、熊本県菓子工業組合では「銘菓くまもとのお米」を新たに開発し、県内4店舗で販売されている。

(2) 麦・大豆

近年、麦では、需要と生産のミスマッチや産地や年産による品質のばらつき、大豆では、収量の年次変動等により、実需者ニーズに対応した生産に問題が生じている。そこで、産地自らが課題解決のための取組を具体化した「麦・大豆産地強化計画」の策定を推進するとともに、麦については、麦種・銘柄別の需要のミスマッチの解消及び品質の向上等に取り組み、大豆については、「九州ブロック大豆300A技術等の新技術の普及推進について(19年3月15日)」に基づく安定生産に係る新技術の普及等を推進している。

一方、国内産志向から国産麦・大豆に対する消費者の需要は高まっており、大分県産大麦「ニシノホシ」を使用した焼酎、長崎県島原市の地場産小麦100%の手延べ素麺、九州各



大豆収穫の見学(熊本市)

地での新品種の小麦「ミナミノカオリ」のパン等の商品開発・販売や、地場産大豆の豆腐、納豆等の学校給食への導入等の取組が行われている。九州農政局においても、18年11月に「大豆生産・加工者と消費者の意見交換会～生産の現場から食卓へ～」を開催し、消費者に大豆の生産・加工現場を見て頂くなど、国産麦・大豆の消費拡大に向けた取組を実施している。

(3) 野菜・果実

国民の1人当たりの野菜及び果実の摂取（消費）量は、若年層を中心に、健康の観点から定められた目標量を大きく下回っている状況にあることから、九州農政局では、19年2月に開催した九州「食のフォーラム」において、「九州



パネルディスカッション

の旬な野菜とくだもので健康を」をテーマとし、食育との連携による野菜・果実の摂取拡大のためのセミナーやパネルディスカッション等を行った。

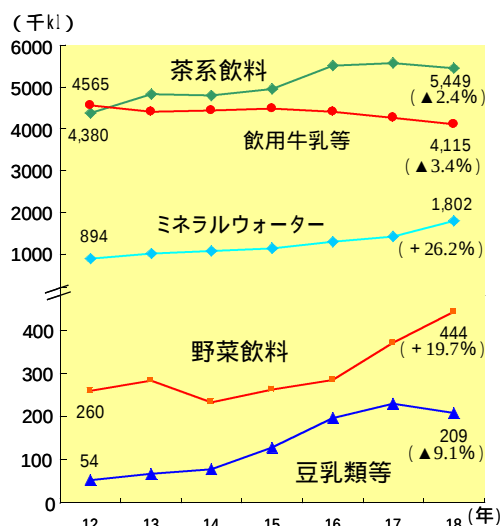
約200名の一般消費者や栄養士、医療関係者、行政関係者、農業団体等の参加のもと、野菜・果実の摂取拡大の重要性をアピールするとともに、その内容を冊子に取りまとめ、広く関係者に情報発信した。

(4) 牛乳

近年の少子化による学校給食用牛乳の供給量減少や、「太る」といったイメージを持たれがちな牛乳より、ミネラルウォーターや野菜飲料の消費が伸びたことにより、牛乳の消費量が減少している(図1-5)。

九州農政局では、食育への理解を深めるとともに、牛乳の消費拡大を図ることを目的に、18年10月に熊本合同庁舎内で牛乳乳製品の機能性等についての特別展示「牛乳乳製品の健康に及ぼす効果と消費拡大」を実施した。また、その一環として、「骨密度測定」を行い、多数の参加を得た。

図1-5 各種飲料の消費動向



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(社)全国清涼飲料工業会調べ。

注1：飲用牛乳等は牛乳、加工乳及び成分調整牛乳をいう。

注2：飲用牛乳等の数値は年度の生産量、他の数値は年次の生産量。

第2章 食の安全と消費者の信頼の確保

1 食品安全行政の推進

（GAPの普及・推進の取組）

九州農政局では、食の安全と消費者の信頼を確保するため、産地、農業者が農業生産工程全体を通じ、適正な農業生産を実現する取組として、GAP（農業生産工程管理手法）の普及・推進に努めている。

この取組の理解や普及・推進を目的に、鹿児島大学守田教授の講演や農業者、食品事業者、消費者が、それぞれの立場からの事例発表や意見交換を行う「食品安全GAPシンポジウム in 九州 ～よかもん（農産物）ば食卓に～」を平成18年11月に熊本市において開催した。



パネルディスカッションの様子

（牛トレーサビリティ制度への対応）

牛の生産から消費まで個体識別番号を正しく伝達するため、牛の管理者には、国内で飼養されるすべての牛に対して10桁の個体識別番号を印字した耳標の装着等が、販売業者等には牛肉に対して個体識別番号の表示等が、義務付けられている。

九州農政局では、この徹底を図るため、牛の管理者（生産者等約4万4千戸）、と畜場（36）、食肉販売業者（7,715）、特定料理提供業者（1,535）を対象に立入検査を実施しているほか、DNA鑑定による照合調査を行っている。

（食品トレーサビリティ・システムの導入推進）

食品トレーサビリティ・システムの導入は、食品に問題等が起きた際に問題の原因を速やかに特定し、対象商品を特定して迅速に回収でき、安全な他の流通ルートを確保することができることから、食品事業者、消費者にとって大きなメリットがある。

九州農政局では、トレーサビリティ・システムの普及・啓発の一環として、18年11月に「トレーサビリティ・システム普及啓発九州地域セミナー」（基調講演：東京農業大学・藤島廣二教授）を熊本市で開催し、生産者、食品事業者、消費者等約160名が出席した。

（農薬の適正販売、適正使用等）

18年5月29日に食品中に残留する農薬等（農薬、飼料用添加物及び動物用医薬品）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度、いわゆるポジティブリスト制度が施行された（食品衛生法）。

九州農政局としては、関係機関の担当者を参集してこの周知徹底を図る会議を開催するとともに、地域農業改良普及センター及び生産者団体が連携して地域単位の体制を整え、生産者に対して制度及び農薬の飛散低減対策等について周知徹底を図るよう指導を行った。

（食品の品質表示等に関する対応）

九州農政局では、食品表示適正化に向けた次の取組を強化している。

（１）食品表示・ＪＡＳ規格に関する普及・啓発

食品表示の適正化を進めるためには、食品表示やＪＡＳ規格の普及・啓発が重要である。

その取組として、関係機関の協力のもと、佐賀市及び霧島市で「食品表示地域フォーラム」（佐賀市280名、霧島市382名参加）を開催し、食品表示への理解を促進した。また、地域の関係団体等の要請に応じてセミナー等を開催し、18年度は305回延べ15,673名の参加があった。



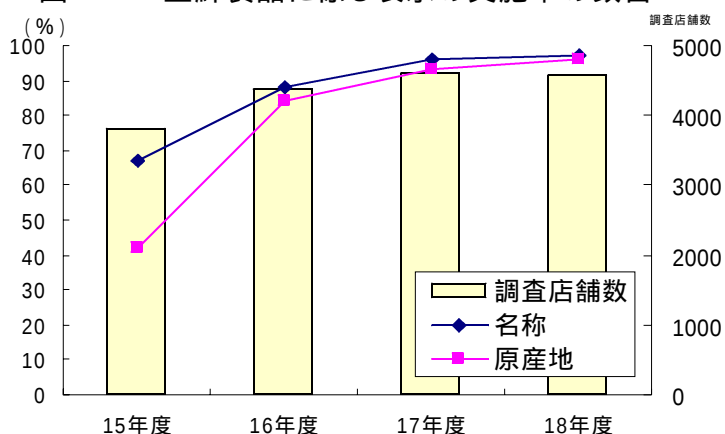
（２）食品表示に関する監視体制

九州農政局では、日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品を中心とした表示調査を行っている。18年度は4,582店舗（米穀専門店を含まない）において調査を行い、指導を行った結果、生鮮食品に係る表示の実施率が改善された（図2-1）。

また、社会的ニーズを踏まえ選定した品目を対象に、18年度は「しいたけ」「牛肉及び牛肉加工品」「北朝鮮関連農水産物」「18年産米穀」の表示状況について特別に調査を行った。

その他、「有機農産物」等について表示根拠の確認調査を行った。

図2-1 生鮮食品に係る表示の実施率の改善



資料：生鮮食品の表示調査（九州農政局）による。

（％）は全ての生鮮食品に名称及び原産地の表示がなされている店舗の割合である。

なお、別途、米穀専門店の調査を実施している。（520店舗）

(3) 食品の不適正表示への対応

九州農政局では、「食品表示110番」を開設し、一般消費者・事業者等から食品の表示に関する情報提供を受け付けるとともに、日常の買い物のなかで食品表示の状況を点検している「食品表示ウォッチャー」から不適正な食品表示の実態について情報収集を行っている（表2-1、2-2）。

なお、寄せられた情報をもとに必要に応じて調査を実施し、不適正表示が確認された場合には厳正な対応を行っている。調査の結果、JAS法に基づく措置として、18年度に指示が出されたものは6件で、その内訳は生鮮食品（原産地表示違反等）が4件、加工食品（原料原産地表示違反など）が2件であった。

その他、有機農産物加工食品でないにもかかわらず、名称に「有機」と付して販売していたため除去・抹消命令が出されたものが3件であった。

表2-1 食品表示110番受付状況
（九州農政局 平成18年度）

問い合わせ	1,674件（92.7%）
情報提供	120件（6.6%）
苦情	4件（0.2%）
提案	5件（0.3%）
その他	3件（0.2%）
計	1,806件（100.0%）

表2-2 品目分類別の食品表示110番受付状況
（九州農政局 平成18年度）

加工食品	1,080件（59.9%）
食肉加工品	113件（6.3%）
その他加工品	967件（53.6%）
米麦	325件（18.0%）
精米	277件（15.3%）
精米を除く米麦	48件（2.7%）
生鮮食品	310件（17.1%）
水産物	60件（3.3%）
青果	132件（7.3%）
食肉	71件（3.9%）
生鮮全般	47件（2.6%）
その他	91件（5.0%）
計	1,806件（100.0%）

2 消費者に対する情報提供とニーズの把握

(リスクコミュニケーション)

食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まるなかで、食品に対する国民の信頼を確保していくためには、消費者、生産者、食品事業者等の関係者に正確でわかりやすい情報を積極的に提供するとともに、意見交換の場を持つなど関係者の意見を施策に反映するためのリスクコミュニケーションが重要である。

九州農政局では、この一環として、農薬の適正使用と安全管理について、19年1月30日に、「食品に関するリスクコミュニケーション（農薬に関する意見交換会）」を大分市で開催し、消費者、生産者、食品事業者等約160名が出席した。このほか、九州農政局では、内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省の3府省の協力による意見交換会を福岡市（3回）及び鹿児島市（1回）で開催した。

(消費者と生産者、食品事業者との顔の見える関係作り)

拡大してしまった「食」と「農」の物理的・心理的な距離を近づけるための取組として、消費者を生産や流通の場に案内して顔



「畑の大豆が豆腐になるまで」
(熊本市・和水町)



「青果市場見学会」(熊本市)

の見える関係を作るため、現地意見交換会「青果市場見学会」(18年10月14日)、「畑の大豆が豆腐になるまで」(同11月22日)を開催した。

(食料品消費モニター事業)

農林水産省では、食に関する消費者の意向の把握等を目的として、全国で1,021名(うち九州131名)の消費者に食料品消費モニターを依頼し



意見交換(平成19年2月熊本市)



現地見学(菊池養生園「養生研修」)

ており、18年度も4回の定期調査を行なった。

また、九州農政局では各県ごとに食料品消費モニタ－を対象とした研修会を実施したほか、九州地域食料品消費モニター懇談会として、消費者の日々の生活のなかから生じた食品安全行政に対する意見、要望等を把握するための意見交換（阿蘇おあしす米生産組合長・吉良清一氏と（株）ティア社長・元岡健二氏が講師）と、食や食生活についての知識をさらに深めてもらうための現地見学（菊池養生園及び（独）九州沖縄農業研究センター）を開催した。

（消費者の部屋）

九州農政局では、「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。

消費者相談件数（18年度）



くまもと物産フェア
（18.11.3～5 益城町）



日中薬膳・機能性食材博覧会
（18.12.12～14 福岡市）

内容区分	件数	割合
表 示	1,809	55.5%
安全・衛生	307	9.4%
生産・流通・消費	201	6.2%
その他	943	28.9%
計	3,260	100.0%

また、各地で行われている様々なイベントの際には「移動消費者の部屋」を開設し、相談・広報等を行っている（19年3月までに107件）。さらに、食をめぐる様々な質問・要望に応えるために設けられた消費者相談窓口には、18年度は3,260件の相談が寄せられている。

（食料品小売価格の動向把握）

また、価格・需給に大きな影響を及ぼす事象が発生した際の緊急調査として、18年度においては、牛肉等緊急調査（15年8月から継続）、野菜の小売価格緊急調査（18年6月～10月）を実施した。また、19年1月、宮崎県下において高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、消費者の行動変化（買い控えの有無等）についても調査を行った。

第3章 望ましい農業構造を目指して

1 九州の農業構造の特色

農林水産省では、主たる従事者の生涯所得が他産業と遜色ない水準の農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を目指して、各般の施策を展開している。

2005年農林業センサスにより、年間所得水準と関係の深い農産物販売金額に着目し、農産物販売金額規模の大きい経営体が九州の農業生産に占めるシェアをみると、施設栽培による野菜、果樹等では、販売金額1千万円以上の経営体が50%程度の面積シェアを占めており、また、肉用肥育牛や豚の飼養頭数シェアでは、販売金額1億円以上の経営体が50%以上を占めている（図3-1）。

販売金額の大きい経営体数（1千万円以上の経営体数及び1億円以上の経営体数）の全国シェアをみても、施設野菜、肉用牛、養豚等の分野では九州が30%前後を占めており、これらの分野の経営体育成においては、九州が重要な地位を占めている（図3-2）。

一方、稲作については、販売金額5百万円未満の経営体が作付面積の7割近くを占める構造となっており、担い手への面積集積や集落営農の組織化による経営体育成が大きな課題である。

図3-1 農産物販売金額規模の大きい経営体が農業生産に占めるシェア

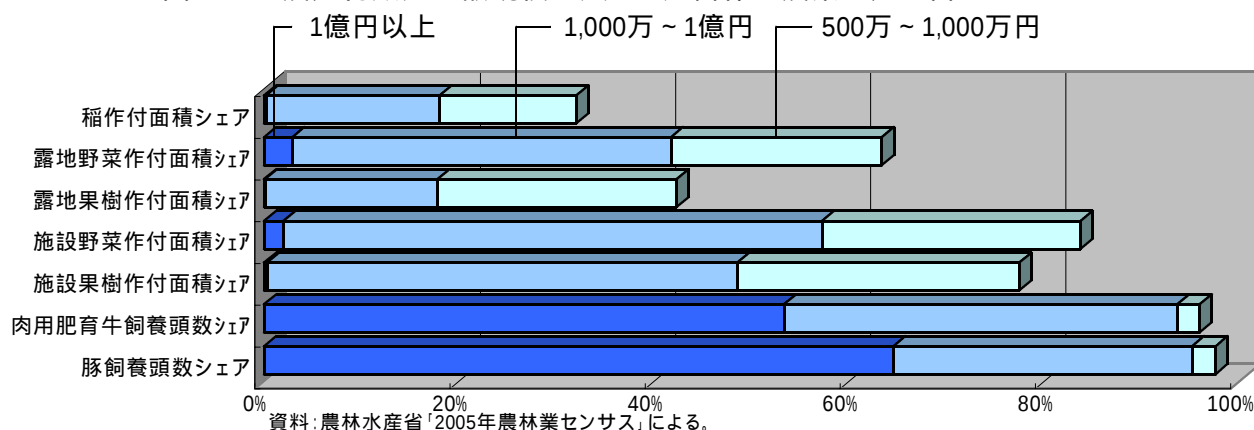
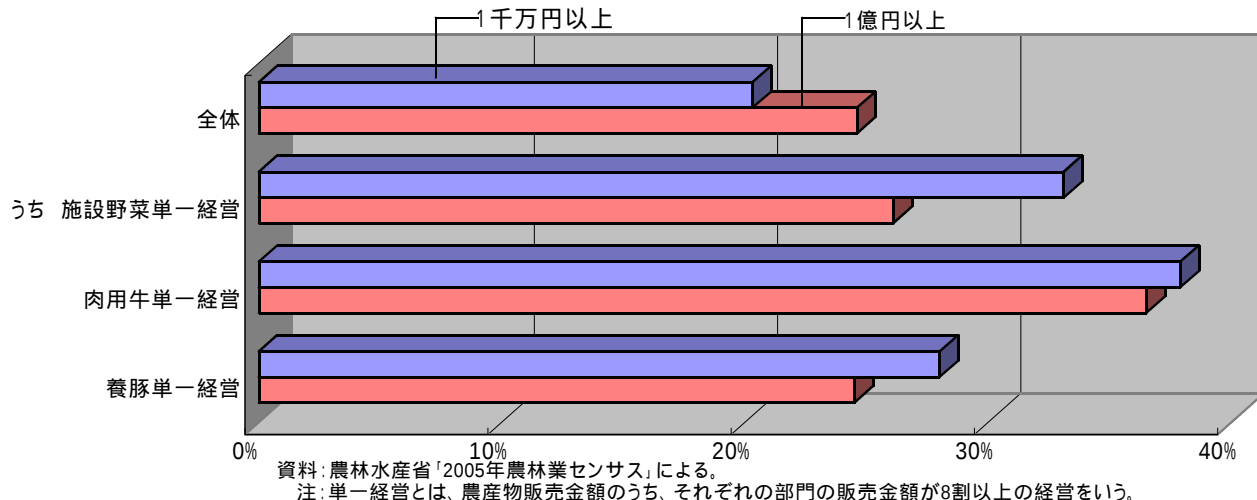


図3-2 農産物販売金額の大きい経営体における全国に占める九州シェア



2 担い手の状況

(1) 認定農業者の育成

(九州の農業経営改善計画の認定数はブロック別で全国 1 位)

平成19年 3 月末現在の農業経営改善計画の認定数は、九州の250市町村において48,699経営体（うち農業法人2,211経営体）となり、全国228,538経営体（うち農業法人10,992経営体）の21.3%を占め、ブロック別では全国 1 位になっている（図 3 - 3）。

また、県別でみると熊本県が10,996経営体（全国第 3 位）、宮崎県が8,367経営体（同 5 位）、鹿児島県8,229経営体（同 7 位）と全国の上位になっている（表 3 - 1）。

図 3 - 3 農業経営改善計画の認定状況構成比
(ブロック別)

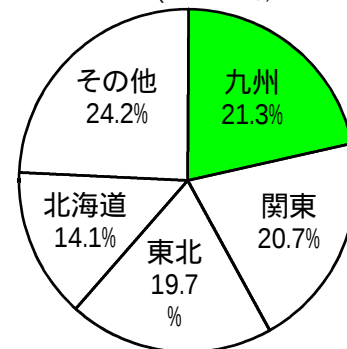


表 3 - 1 農業経営改善計画の認定状況（実数）

		平成 1 9 年 3 月末現在				18年度中に新規に認定を受けた農業経営改善計画数	平成18年3月末現在の農業経営改善計画の認定数	平成18年3月末からの増加数
		基本構想策定市町村数	認定農業者を有する市町村数	農業経営改善計画の認定数	うち農業法人			
九州	福岡県	62	62	6,369	245	664	6,044	325
	佐賀県	23	23	4,701	112	551	4,242	459
	長崎県	23	23	5,271	145	584	4,932	339
	熊本県	48	48	10,996	326	914	10,298	698
	大分県	18	17	4,766	322	419	4,730	36
	宮崎県	30	30	8,367	431	1,074	7,449	918
	鹿児島県	47	47	8,229	630	1,023	7,545	684
計		251	250	48,699	2,211	5,229	45,240	3,459
全 国		1,716	1,674	228,538	10,992	36,537	200,842	27,696

資料：農林水産省経営局調べ

注：平成19年3月末現在における農業経営改善計画の認定数は速報値である。

(18年度中に新規認定を受けた農業経営改善計画数は約 5 千)

18年 3 月末から19年 3 月末までの農業経営改善計画の認定数の増加は3,459経営体となり、17年 3 月末から18年 3 月末までの増加数（771経営体）の約 5 倍の伸びとなった。この大きな伸びの要因としては、19年度からの品目横断的経営安定対策や畜産、野菜等の新たな経営安定対策の導入に伴い、担い手育成総合支援協議会等関係機関が連携をしながら、加入対象となりうる担い手の認定農業者制度の活用促進に積極的に取り組んだことにより、新規認定数が5,229経営体と前年度（3,141経営体）より大幅に上回ったためである。

今後は、県及び地域段階の担い手育成総合支援協議会等が中心となり、農業経営改善計画認定後のフォローアップを適切に実施するとともに、認定農業者の育成・確保に向けて担い手への各種支援活動を一元的に取り組んでいくことが重要である。

(2) 農業経営の法人化の推進

(農業生産法人は増加傾向)

九州における農業生産法人の数は、19年 1 月 1 日現在1,541法人で、近年増加傾向にある(表3 - 2)。

組織形態別では、13年 3 月から認められた株式会社(株式譲渡制限があるもの。特例有限会社を除く。)が81法人(約5%)、株式会社(特例有限会社)が1,096法人(約71%)、農事組合法人が354法人(23%)で、会社法人形態によるものが全体の 8 割弱を占めている。

表3 - 2 農業生産法人数の推移

(単位:法人)

		計	株式会社 (特例有限会社を除く)	株式会社 (特例有限会社)	農事組合法人	その他
19年	福岡県	158	11	91	56	0
	佐賀県	67	8	50	9	0
	長崎県	106	5	81	19	1
	熊本県	267	15	184	63	5
	大分県	245	3	123	117	2
	宮崎県	264	18	211	35	0
	鹿児島県	434	21	356	55	2
九州	18年	1,345	36	1,022	278	9
	19年	1,541	81	1,096	354	10
	構成比	100.0%	5.3%	71.1%	23.0%	0.6%
全国	18年	8,412	180	6,345	1,841	46
	19年	9,466	385	6,818	2,198	65

資料:農林水産省経営局及び九州農政局調べ(各年1月1日現在)

注:特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものである。

なお、株式会社(特例有限会社)の欄について、平成18年の数値(全国、九州)は、「有限会社」である。

(土地利用型の特定農業法人及び特定農業団体が急増)

担い手不足が見込まれる地域で、農用地の利用集積の相手方となる特定農業法人は、19年 3 月末現在51法人で、前年同期から33法人の増加となっている(表3 - 3)。

また、特定農業法人がない地域では、農作業受託組織で農業生産法人となる計画を有している特定農業団体が設立されており、19年 3 月末現在179団体で、前年同期から175団体の増加となっている。

表3 - 3 特定農業法人・特定農業団体数の推移

(単位:法人、団体)

	特定農業法人			特定農業団体		
	18年	19年	前年からの増減	18年	19年	前年からの増減
福岡県	7	14	7	0	22	22
佐賀県	0	1	1	0	12	12
長崎県	0	5	5	3	52	49
熊本県	0	0	0	0	1	1
大分県	9	24	15	1	84	83
宮崎県	1	4	3	0	0	0
鹿児島県	1	3	2	0	8	8
九州	18	51	33	4	179	175
全国	345	558	213	213	1,323	1,110

資料:農林水産省経営局及び九州農政局調べ(各年3月31日現在)

(農業経営の法人化の推進と経営体質の強化)

農業経営の法人化は、経営管理能力や資金調達力、対外信用力の向上、経営体の円滑な継承等農業経営の改善を図る上で有効な手段である。

また、品目横断的経営安定対策との関連で設立した特定農業団体は、できる限り早期に農業生産法人となるよう関係機関がフォローアップを行っていくことが重要である。

(3) 新規就農

(新規就農者は1,308人)

九州管内の18年度の新規就農者数は、1,308人であり、そのうち新規参入者は近年増加傾向にある。県別にみると、鹿児島県が335名と最も多く、熊本県、宮崎県では200名を超える新規就農者が見られる(表3-4及び図3-4)。

経営部門別にみると、野菜(露地・施設)部門が496名、畜産(酪農・肉用牛・養豚・養鶏)部門が308名と多く、全体の約6割を占めている(図3-5)。

今後さらに将来の担い手となり得る農業者や雇用労働力を確保するため、就業形態や性別・年齢を問わず、多様なルートからの新規就農の促進を図る必要がある。

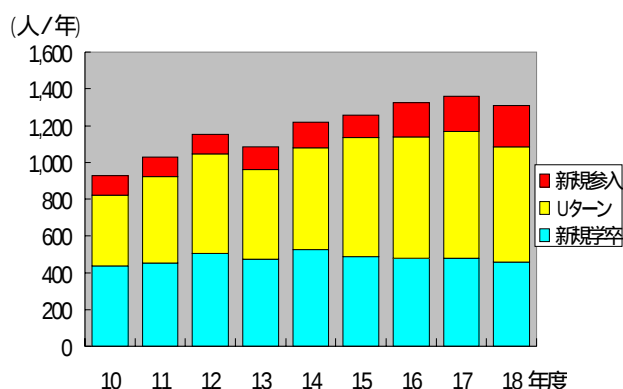
そのため、各県新規就農相談センターでは、関係機関と連携して情報提供や就農相談を行っている。また、県農業大学校や就農準備校では、農業を目指す人のための研修教育を実施している。

表3-4 県別新規就農者数(平成18年度) (単位:人)

県名	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計
新規学卒	50	22	86	113	24	51	112	458
Uターン	81	59	61	87	43	116	178	625
新規参入	21	7	3	20	53	76	45	225
合計	152	88	150	220	120	243	335	1,308

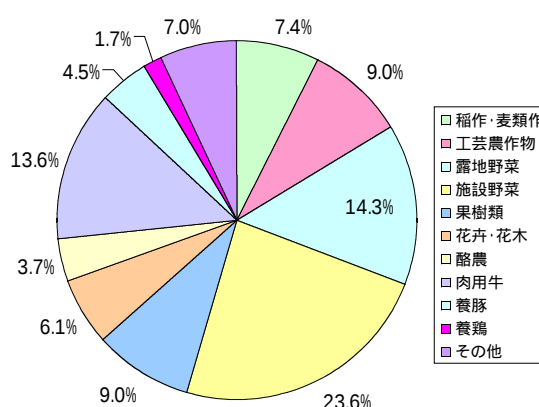
資料: 管内各県の資料を基に九州農政局で作成

図3-4 新規就農者数の推移



資料: 管内各県の資料を基に九州農政局で作成

図3-5 新規就農者部門別割合(18年度)



資料: 管内各県の資料を基に九州農政局で作成

(4) 一般企業等 (特定法人) の農業参入

(一般企業等の農業参入は着実に増加)

九州において「農業生産法人以外の法人 (一般企業等) に対する農地の貸付けを可能とする農地法の特例措置」 (リース特区) 及び特定法人貸付事業 (17 年 9 月の特区の全国展開) を活用した一般企業等の農業参入は、19 年 3 月 1 日現在で 36 法人であり、遊休農地等 74.2ha の農地を借受け、農業経営を行っている (構造改革特区によるもの 29 法人、特定法人貸付事業によるもの 7 法人)。

県別には、鹿児島が 28 法人と最も多く、次いで熊本及び大分が各 3 法人、長崎が 2 法人の順となっている。組織別には、株式会社が 17 法人、有限会社が 16 法人となっている。また、業種別には、建設業が 13 法人、食品会社が 11 法人となっている (表 3 - 5)。

表 3 - 5 一般企業等の農業参入の状況

県名	基本構想策 定市町村数	事業実施 市町村数 (予定を含む)	農業参入法人数			借受 面積 ha	組織形態別			業種別		
			計	特区	特定法 人貸付		株式 会社	有限 会社	NPO 等	建設業	食品 会社	その他
福 岡	62	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀	23	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 崎	23	14	2	2	-	3.0	2	-	-	-	-	2
熊 本	48	16	3	1	2	3.4	1	1	1	-	-	3
大 分	18	5	3	3	-	1.7	1	2	-	-	2	1
宮 崎	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島	47	19	28	23	5	66.1	13	13	2	13	9	6
九州計	251	94	36	29	7	74.2	17	16	3	13	11	12

資料: 九州農政局調べ

注: 1) 事業実施市町村数は、特定法人貸付事業の実施区域等を位置付けた市町村数である (平成 18 年 12 月 31 日現在)。

2) 参入法人数は、平成 19 年 3 月 1 日現在である。

市による農業参入企業への支援の取組 鹿児島県南さつま市

南さつま市 (旧加世田市) では、ゴルフ場建設計画の中止に伴い遊休農地が発生した地区において、構造改革特区 (平成 15 年 8 月認定) を活用し市が遊休農地を地権者から借り受け計画的に再生・復元し、一般企業等に貸し付け農業への参入を推進している。

参入法人は、16 年に 8 法人、17 年に 3 法人、18 年に 4 法人の計 15 法人が約 16ha の農地を借りて農業経営を行っている。

参入法人のほとんどは、砂丘地域の特産物であるらっきょうの生産に取り組んでおり、販売ルートを持っていない大半の法人は、J A を通じて出荷販売を行っている。

また、参入法人に対しては、市、J A の連携のもと、営農技術員を配置し、栽培技術の指導、営農情報の提供、出荷・販売の支援を行っている。

3 農地の活用状況

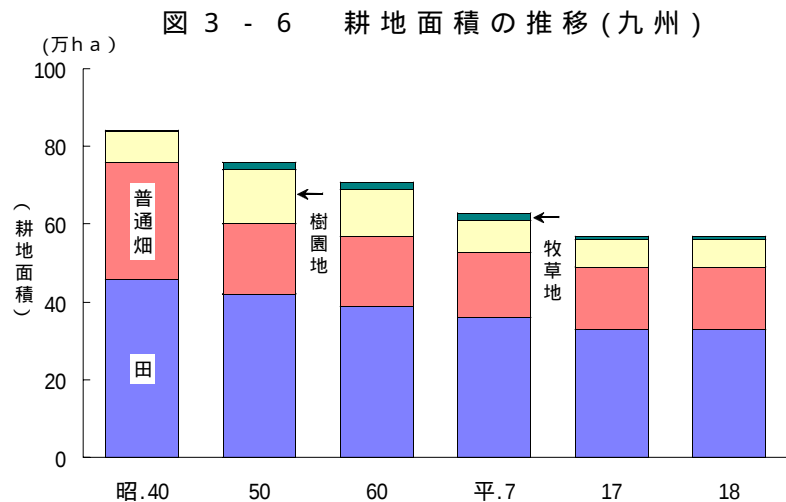
(1) 耕地面積と耕地利用率

(九州の耕地面積は3,600ha減少)

平成18年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は57万haで、耕作放棄地や宅地等への転用などにより、前年に比べ3,600ha(0.6%)減少した。

田畑別にみると、田は32万9,500haで前年に比べ1,600ha(0.5%)、畑は24万500haで前年に比べ2,000ha(0.8%)それぞれ減少した。(図3-6)

耕地面積は、昭和30年代後半頃から年々減少し、高度経済成長に伴う工業用地や宅地等への転用により40年代には1年間で1万haを超える減少の年もあったが、近年の減少幅は次第に緩やかになっている。



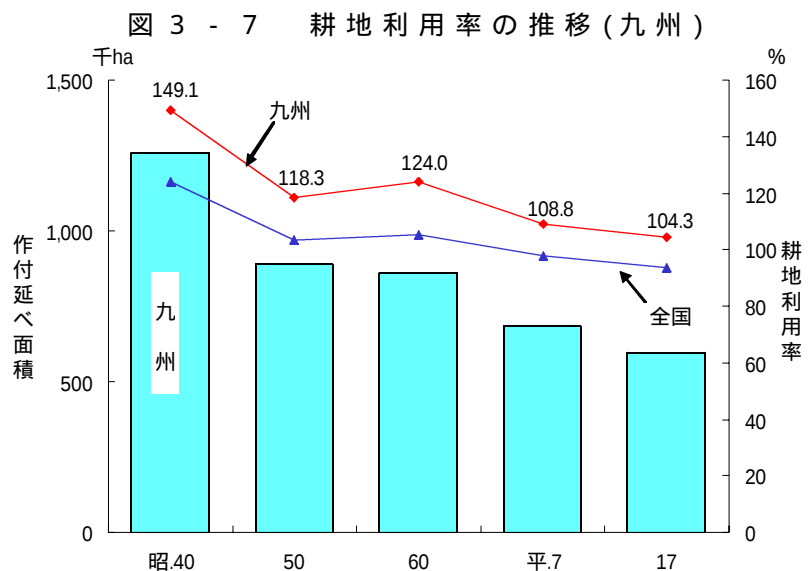
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.5ポイント低下)

17年の耕地利用率(九州)は104.3%で、前年に比べて0.5ポイント低下した。

これは、飼肥料作物の作付面積が畜産飼養戸数の減少等により減少したことに加え、豆類、工芸農作物の作付面積が減少したためである。

耕地利用率の動向をみると昭和40年には149.1%であったが50年には118.3%と大幅に低下し、60年は124.0%と微増に転じたものの、それ以降は僅かながら減少している。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 農地の流動化

(農地の権利移動は、やや増加。担い手への利用集積面積の増加は鈍化傾向)

17年の耕作を目的とした農地の権利移動面積は、1万7,131haで前年に比べ3.6%(608ha)増加し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定によるものが1万4,956haと約9割を占める(表3-6)。また、担い手が経営する農地面積は微増ではあるが着実に増加しており、17年度末では前年に比べ約5千ha増の16万6千haとなった(図3-8)。

農地保有合理化事業(売買等事業)の実施状況は、表3-7で見られるように18年度の売渡面積は345ha、新規貸付面積は1,722haとなっており、前年に比べ売渡面積は3ha減少し、新規貸付面積は588haと大幅に増加した。

表3-6 農地の権利移動面積の推移(九州)

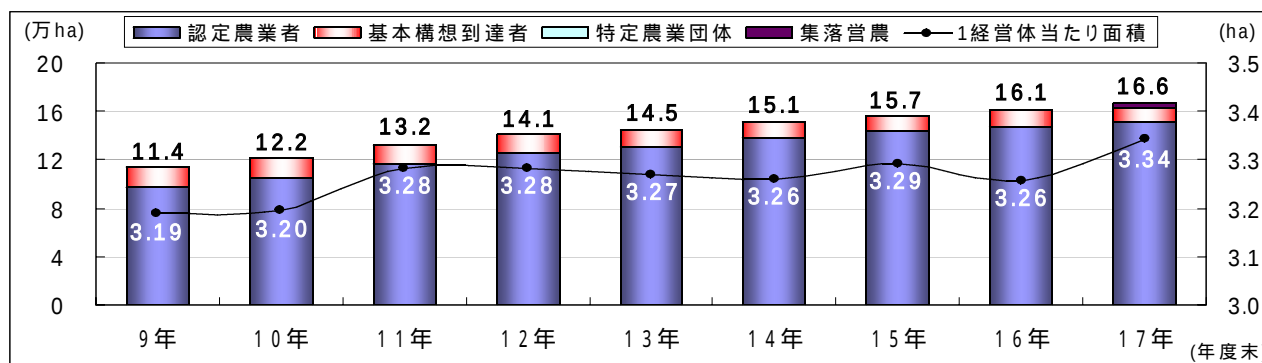
(単位: ha)

区 分	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	16,220	17,679	16,378	16,121	16,684	16,523	17,131
うち農地法によるもの	2,172	2,331	2,222	2,169	2,141	2,040	2,175
うち基盤強化法 "	14,048	15,348	14,156	13,952	14,543	14,483	14,956
(参考)利用権設定面積	13,391	14,713	13,573	13,487	13,902	13,862	14,365

資料: 農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注: 利用権設定面積は農地法による賃借権設定及び基盤強化法による利用権設定の合計である。

図3-8 担い手が経営する農地面積の状況(九州)



資料: 「農林水産省経営局構造改善課調べ」及び「集落営農実態調査(平成17年度から)」

注: 担い手とは 認定農業者(特定農業法人含む) 市町村基本構想の水準到達者 特定農業団体(平成15年度~) 集落内の営農を一括管理・運営している集落営農(平成17年度~)

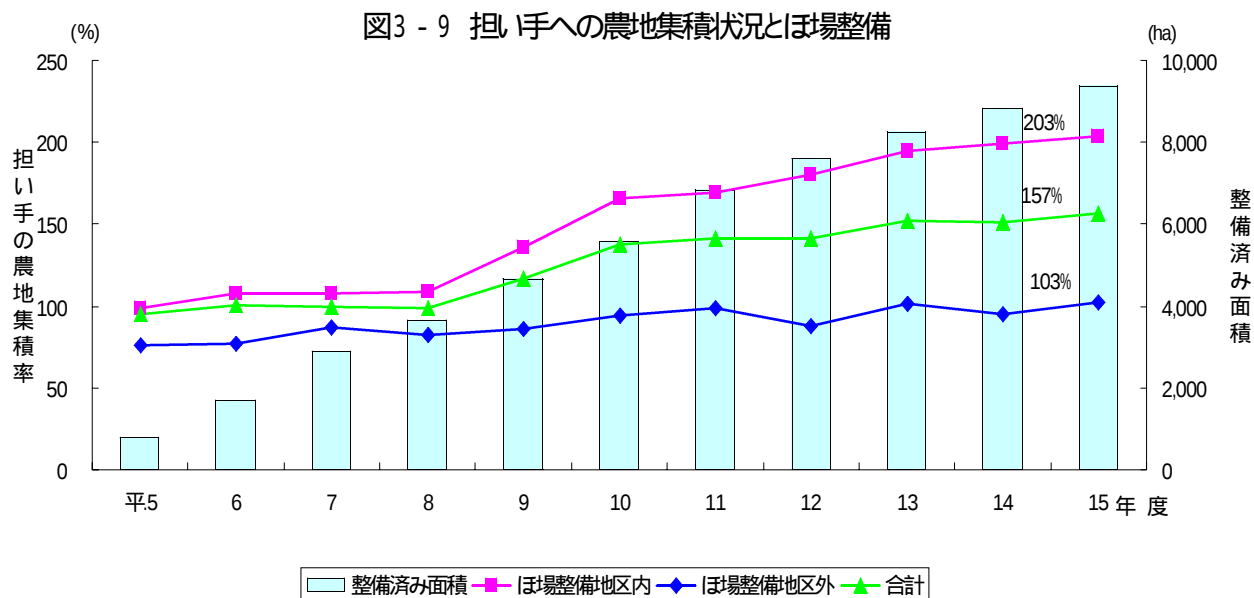
表3-7 農地保有合理化事業(売買等事業)による売渡等実績の推移

(単位: ha)

法人種別	区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
県公社	売渡面積	350	498	391	348	345
	買入面積	350	373	363	344	358
	貸付面積	172	94	167	102	116
	借入面積	158	94	167	102	116
市町村段階法人	貸付面積	1,076	1,156	1,463	1,032	1,606
	借入面積	1,097	1,272	1,036	1,033	1,553

資料: 九州農政局調べ(18年度は暫定値)

(3) 農地整備を契機とした担い手への農地集積



資料：九州農政局調べ

注：担い手の農地集積率(各年度実績の担い手の農地集積面積を事業実施前の農地集積面積で除した)

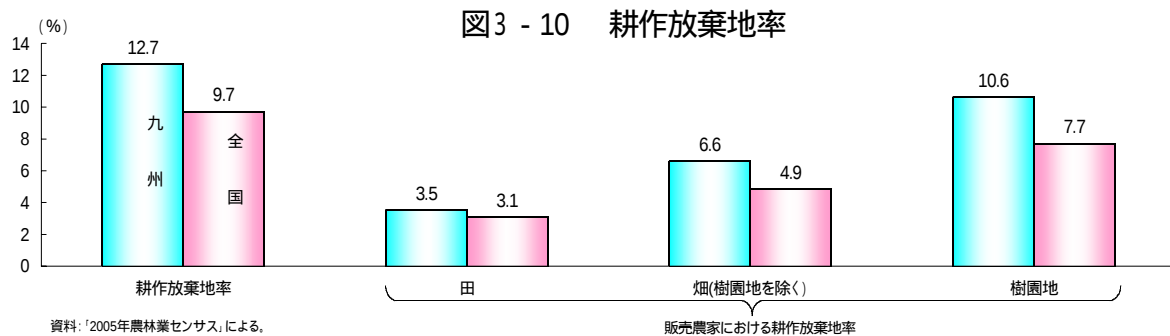
5年度から15年度で実施したほ場整備事業194地区で、約9,400haの基盤を整備することとあわせて、担い手への土地利用調整や農地集積のための支援等を行ったところ、ほ場整備が行われた農地では、担い手への集積率が事業実施前に比べ2倍(203%)に拡大した。一方、周辺ではほ場整備が行われなかった農地においては、事業実施前と同等の水準(103%)にとどまり、ほ場整備された箇所との集積率の差は明らかとなっている(図3 - 9)。

ほ場整備を行うことで、ほ場の大区画化や連担化を進めるとともに、労働時間の節減や、水田の汎用化を可能とし、担い手が規模拡大をするための作業条件を整え、さらに農地の利用集積をはかることに貢献をしていることがうかがわれる。

(4) 地目別耕作放棄地率と遊休農地対策

(土地持ち非農家の土地や樹園地で多い耕作放棄地)

2005年農林業センサスによると、九州管内の耕作放棄地率は12.7%と全国よりも高い(図3 - 10)。これは、 廃果樹園等の存在により樹園地の耕作放棄地率が高いこと、 土地持ち非農家の所有する耕作放棄地が27,487ha (耕作放棄地の45%) にも及ぶこと等が原因である。



(遊休農地再生活動緊急支援を 4 市町村で実施)

17年度から、地域における遊休農地の実態や再活用に適した作物の選定・販路確保等の調査、援農ボランティアとともに実施される解消活動支援及び再活用のための土地条件整備を、元気な地域づくり交付金(遊休農地再生活動緊急支援)により、市町村が実施している。18年度は佐賀県唐津市、熊本県山江村、大分県臼杵市、鹿児島県南さつま市が実施した。

【遊休農地を活用したかんしょの栽培(熊本県山江村)】

球磨郡山江村では、農業従事者の高齢化とともに、山間部の農地を中心に遊休化が進みつつある。このため、村では新層地区において、元気な地域づくり交付金を利用し解消した遊休農地に、村の特産品となった焼酎の原料となるかんしょの作付けを行い、焼酎は村内外で高い人気を得ている。



事業が施行される前の農地



事業により整備された農地

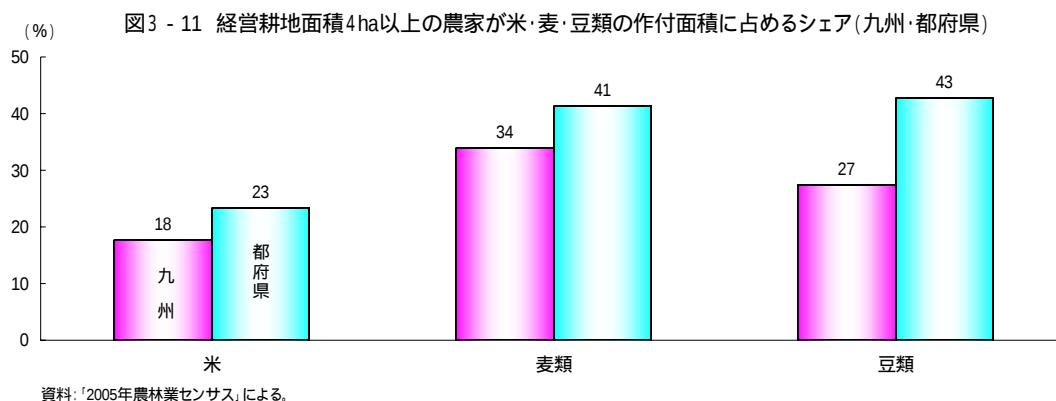
4 新たな経営安定対策の展開

(1) 米・麦・大豆

(4 ha以上の農家の作付面積シェアは18～34%)

2005年農林業センサスにより、品目横断的経営安定対策の面積要件（認定農業者）の基本原則である4 ha以上の経営規模の農家が米、麦類及び豆類の作付面積に占めるシェアをみると、米は18%、麦類は34%、豆類は27%に過ぎない（図3 - 11）。

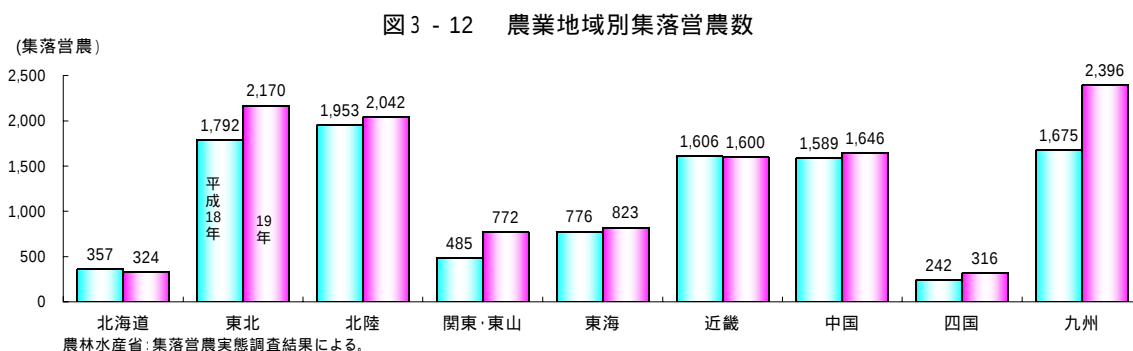
これは、九州管内の担い手農業者には、施設園芸、畜産等を中心とする経営が多く、土地利用型農業中心の経営が相対的に少ないことによるものである。例えば、主業農家（所得の50%以上が農業所得で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家）の米作付面積に占めるシェアは41%であるが、これらの農家の相当部分が米中心の経営ではないため、平均米作付面積は1.1haに過ぎない。



(集落営農によりスケールメリットを確保)

土地利用型経営の担い手農業者が少ないなかで、面積を集積し生産を効率化する手段として、九州では集落営農の組織化が活発に行われている。平成19年2月1日現在における集落営農数は2,396であり、18年5月1日現在から43%増加し、ブロック別にみると全国1位となっている（図3 - 12）。

今後は、これらの集落営農組織の経営の充実や法人化を促進することが課題である。



（大規模作付農家は増加）

米、麦、大豆の大規模作付農家は九州ではまだ少ないものの、その増加率は大きく、今後は、大規模作付農家が生産を担う地域が増えてくるものと考えられる（表３－８）。

表３－８ 九州における大規模作付農家数と作付面積シェアの推移（販売農家）

単位：戸、%

		2000年			2005年		
		水稻	小麦	大豆	水稻	小麦	大豆
農家数	作付面積5ha以上	830	337	35	1 202	735	103
	作付面積10ha以上	101	54		192	158	
作付面積シェア	作付面積5ha以上	3.9	11.0	2.0	6.0	18.6	4.0
	作付面積10ha以上	0.9	3.3	-	1.7	6.6	-

資料：「農林業センサス」による。

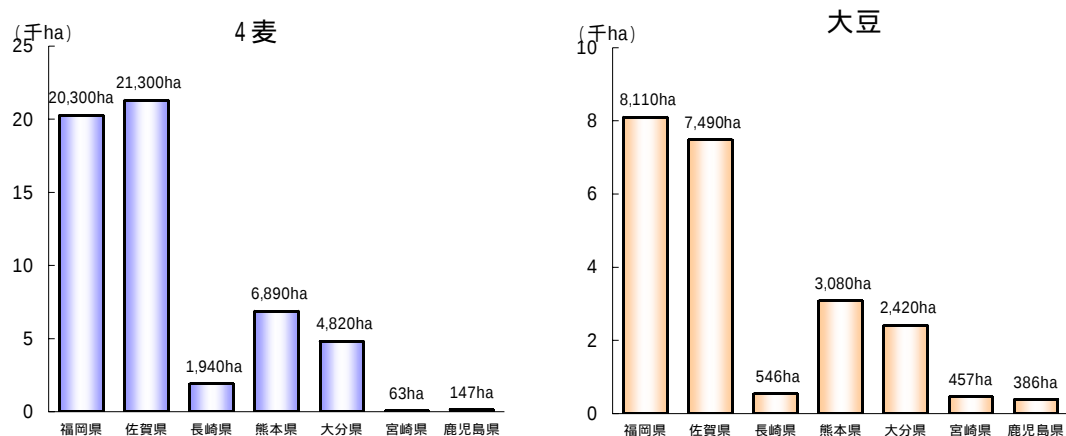
注：農家数及び作付面積シェアは当該作物を販売目的で作付した農家を集計。

（麦・大豆の地域性）

九州の多様な農業特性を反映して、麦・大豆の生産は地域間差が大きく、福岡県、佐賀県では米、麦、大豆の土地利用型作物による輪作体系が確立しており、農地の高度利用が図られている。一方、宮崎県と鹿児島県では、麦の収穫時期に雨が多く降り品質が低下すること等から生産が不安定であることと、早期水稻等他の作物と作期が競合すること等の理由から麦・大豆の作付面積は少ない。

また、熊本県は、野菜や果樹の園芸作物が盛んな地域であるとともに、麦・大豆の生産もさかんである。長崎県、大分県の麦・大豆については、実需者と直接結びついた需要に即した生産が行われている。

図３－１３ ４ 麦及び大豆の県別作付面積（平成18年）



資料：農林水産省「作物統計」による。

（品目横断的経営安定対策 18年秋の加入申請状況）

九州における秋まき麦を作付し、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入される方の加入申請手続きは、平成18年9月1日から11月30日の3か月間実施され、管内の各農政事務所等で受け付けが行われた。

その結果、18年12月5日公表の九州における加入申請数は、認定農業者で2,299経営体、集落営農組織で1,101経営体の合計3,400経営体、麦作付計画面積では認定農業者1万6,942ha、集落営農組織3万5,425haの合計5万2,367haとなっている。

加入申請の状況を県別にみると、全国でも有数の麦の産地である九州北部の福岡県、佐賀県は加入申請数が多く、19年産4麦作付計画面積を18年産の4麦の作付面積と比較すると、福岡県も佐賀県も全体の9割以上をカバーしている。また、九州の中部に位置する長崎県、熊本県、大分県は九州の中でも麦の作付面積が相当あり、上記と同様4麦面積で比較すると熊本県が9割以上をカバーしているほか、長崎県、大分県でも8割以上をカバーしている。一方、九州の南部に位置する宮崎県、鹿児島県については、気象的な要因等で麦の作付面積が少ないことから、加入申請数も少なくなっている。

表3-9 18年秋の品目横断的経営安定対策の加入申請受付結果
(平成18年12月5日公表)

単位: 経営体, ha

	認定農業者		集落営農組織		合計	
	経営体数	19年産 4麦作付 計画面積	経営体数	19年産 4麦作付 計画面積	経営体数	19年産 4麦作付 計画面積
九州計	2,299	16,942	1,101	35,425	3,400	52,367
福岡県	771	7,016	317	11,730	1,088	18,746
佐賀県	571	4,735	463	16,528	1,034	21,263
長崎県	100	630	34	1,065	134	1,695
熊本県	447	2,121	176	4,303	623	6,424
大分県	382	2,309	111	1,799	493	4,108
宮崎県	15	29	0	-	15	29
鹿児島県	13	102	0	-	13	102

資料: 農林水産省調べ

注1: 加入申請を行った経営体の数値であり、要件等の内容に係わる審査は行っていない。

注2: 麦の作付計画面積は、ビール用大麦、種子用等の交付金対象外の作付計画面積も含む。

（19年春の取組状況）

また、管内の地方農政事務所等では、平成19年4月から7月2日まで昨秋加入申請していない者で、米・大豆等を作付けしている農業者の申請受付を行っ

た。その結果、8月3日公表の春期の加入申請状況は、認定農業者が3,174経営体、集落営農組織が253経営体の合計3,427経営体で昨秋の加入申請分も含めて合計で6,820経営体となっている。

19年産の作付計画面積を品目別にみると、米作付計画面積では認定農業者8,002ha、集落営農組織4,426haの合計12,428haで昨秋の加入申請分も含めて合計で47,161ha（18年産米の作付面積200,200haの約24%を占め、平成19年度全国段階で稲作所得基盤確保対策（稲得）の加入面積の5割以上という目標も、九州地区でみれば18年産加入面積70,089haの約67%を占めている。）、4麦作付計画面積では認定農業者659ha、集落営農組織1,196haの合計1,855haで昨秋の加入申請分も含めて合計54,128ha（18年産4麦の作付面積55,400haの約98%を占めている。）、大豆作付計画面積では認定農業者818ha、集落営農組織1,446haの合計2,265haで昨秋の加入申請分も含めて合計20,558ha（18年産大豆の作付面積22,500haの約91%を占めている。）となっている。

表3 - 10 19年産の品目横断的経営安定対策への加入申請状況
(平成19年8月3日公表)

単位:経営体、ha

	認定農業者				集落営農組織				合計			
	経営体数	19年産 米作付 計画面積	19年産 4麦作付 計画面積	19年産 大豆作付 計画面積	経営体数	19年産 米作付 計画面積	19年産 4麦作付 計画面積	19年産 大豆作付 計画面積	経営体数	19年産 米作付 計画面積	19年産 4麦作付 計画面積	19年産 大豆作付 計画面積
九州計	5,467	18,327	17,492	5,447	1,353	28,834	36,635	15,111	6,820	47,161	54,128	20,558
福岡県	1,148	5,567	7,310	2,227	385	4,407	12,853	5,654	1,533	9,973	20,163	7,882
佐賀県	623	3,097	4,778	1,377	473	14,591	16,571	6,519	1,096	17,688	21,350	7,896
長崎県	143	241	647	63	54	433	1,066	251	197	674	1,714	314
熊本県	1,435	3,557	2,161	507	306	9,026	4,325	1,871	1,741	12,584	6,486	2,378
大分県	659	2,424	2,475	1,042	124	289	1,820	751	783	2,712	4,295	1,793
宮崎県	1,063	1,756	30	129	0	-	-	-	1,063	1,756	30	129
鹿児島県	396	1,685	90	102	11	88	-	65	407	1,773	90	167

資料:農林水産省調べ

注1:認定農業者には、法人化された集落営農組織(例:特定農業法人)が含まれている。

注2:結果表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件等内容に係る審査は行っていないため、すべての経営体が交付対象となるわけではない。

注3:作付計画面積は、加入申請を行った経営体の19年産作付予定面積であり、交付金の支払い対象とならないビール用大麦、黒大豆や自家消費等が含まれることから、実際に交付金の支払い対象となる面積とは一致しない。

注4:結果表については、四捨五入により、合計と一致しないことがある。

注5:表中に用いた記号の「-」は、事実のないものである。

昨秋の加入申請分も含めた県別の加入状況については、認定農業者は、熊本県で1,435経営体、福岡県で1,148経営体、宮崎県で1,063経営体の順で多く、集落営農組織は、佐賀県で473経営体、福岡県で385経営体、熊本県で306経営体の順で多く、合計では、熊本県で1,741経営体、福岡県で1,533経営体、佐賀県で1,096経営体の順が多い。

(2) 畜産

(新たな経営安定対策の対象は認定農業者が基本に)

18年3月の畜産物価格等の決定と併せて、畜産の経営安定対策の対象経営に関する基本方向が決定され、肉用牛肥育経営安定対策事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の対象経営については、19年度から、認定農業者を基本とした上で、認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定することとなった。

なお、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者補給金制度については、その対象者が、引き続き現行どおりの生産者を対象とすることとなった。

畜産の経営安定対策の対象者

○ 肉用牛肥育経営安定対策事業

目的 ・ 牛枝肉価格や豚肉価格が低落した場合に、生産者に補てん金を交付することで、肉用牛肥育経営や養豚経営の安定を図る。

効果 ・ 国内BSE発生による枝肉価格の下落等に際し、セーフティネット措置として、肉用牛肥育経営・養豚経営の安定に寄与。

対象者 ・ 肥育経営及び養豚経営では構造改革が相当程度進んでいるところ。
・ 認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定する。

○ 対象者

「認定農業者」

+

「認定農業者に準ずる者を
特認の形で個別に認定」

特認の基本的考え方

「担い手育成計画」等を有する生産組織に属していること

個別経営として「経営向上計画」を有すること
生産組織の「担い手育成計画」が個別の「経営向上計画」の積み上げになっており、両計画の実践を通じ、着実に担い手が育成・確保されると見込まれること

計画に基づき複数の経営が参画して、法人として認定農業者を目指す場合等、その他のケースについても個別事例に則し認定

（大規模化・法人化の進んでいる肉用牛肥育及び養豚経営）

九州の肉用牛肥育及び養豚は、飼養戸数・頭数とも全国の約３割を占める我が国最大の生産基地である。飼養頭数のシェアで見ると、販売金額１億円以上の経営体が、肥育牛で５３％、豚で６４％を占め、法人経営が、肥育牛で３５％、豚で７１％を占めている。（２００５年農林業センサス）

（九州農政局の取組）

九州農政局では、各畜産農家等に周知するとともに、地域の生産構造の改革を確実に進展させるためにも、今後地域の担い手の中心となるべき認定農業者の条件を具備する農家（経営体）については、可能な限り認定農業者となってもらようよう取り組みを行なった。

また、特認の形で認定農業者に準ずる者として、県知事の定める一定の基準を満たす者からの申請に対し、県知事が特認で認めることで制度の推進を図ったことにより、１９年３月末日現在の認定農業者率は、肉用牛肥育経営安定対策事業において９０．６％、地域肉豚生産安定基金造成事業において９５．４％となった（表３－１１、３－１２）。

表３－１１ 肉用牛肥育経営安定対策事業における認定農業者等 （平成１９年３月）

	総数	認定農業者数	認定農業者に準ずる者（特認）数			構成比率	
			一般の経営	農協等の直営牧場		認定農業者 ／	特認 ／
福岡	111	100	11	11	0	90.1%	9.9%
佐賀	282	267	15	15	0	94.7%	5.3%
長崎	263	240	23	13	10	91.3%	8.7%
熊本	430	421	9	2	7	97.9%	2.1%
大分	76	72	4	0	4	94.7%	5.3%
宮崎	455	416	39	22	17	91.4%	8.6%
鹿児島	572	468	104	79	25	81.8%	18.2%
九州	2,189	1,984	205	142	63	90.6%	9.4%

資料：九州農政局調べ

表３－１２ 地域肉豚生産経営安定基金における認定農業者等 （平成１９年３月）

	総数	認定農業者数	認定農業者に準ずる者（特認）数			構成比率	
			一般の経営	農協等の直営牧場		認定農業者 ／	特認 ／
福岡	34	34	0	0	0	100.0%	0.0%
佐賀	50	50	0	0	0	100.0%	0.0%
長崎	97	95	2	1	1	97.9%	2.1%
熊本	106	105	1	1	0	99.1%	0.9%
大分	31	31	0	0	0	100.0%	0.0%
宮崎	234	226	8	5	3	96.6%	3.4%
鹿児島	305	277	28	0	28	90.8%	9.2%
九州	857	818	39	7	32	95.4%	4.6%

資料：九州農政局調べ

(3) 野菜

(九州は重要な野菜供給産地)

九州の野菜は、平成17年の農業産出額で21.7%を占めており、畜産(40.0%)に次ぐ重要な作目となっている。特に、熊本県のトマト、スイカ、宮崎県のきゅうり、ピーマンが全国1位の産出額であり、全国2位、3位の品目も多く、我が国の冬春期における重要な野菜供給産地となっており、全国の主要市場へ安定的な供給に重要な役割を果たしている。

(野菜農家の減少・高齢化の進展)

野菜の販売農家数は、栽培農家の高齢化や重量野菜の栽培面積減少などから離農が進行し、長期の減少傾向にある。17年では、露地野菜が57千戸、施設野菜が32千戸の計89千戸で、露地野菜では、全国に比べ減少幅(対12年比全国3.3%減、九州8.7%減)が大きく、施設野菜の減少幅(全国8.6%減、九州6.3%減)は全国より小さくなっている。

野菜の経営類型別農家数は、全体と同様の動きであるが、特に、九州では「単一経営露地野菜」及び「準単一露地野菜が主」の減少幅が小さく、専門的な農家の残存率が高い。

しかしながら、野菜農家の高齢化の進行状況をみると、農業経営者年齢65歳以上の農家の割合は年々増加している。露地野菜では、全国が50%、九州が49%と同程度となっているが、全国に比べ近年急速に増加している。一方、施設野菜は、全国34%に対し、九州28%と6ポイント低い。

表3 - 13 農業経営組織別農家数

単位:戸

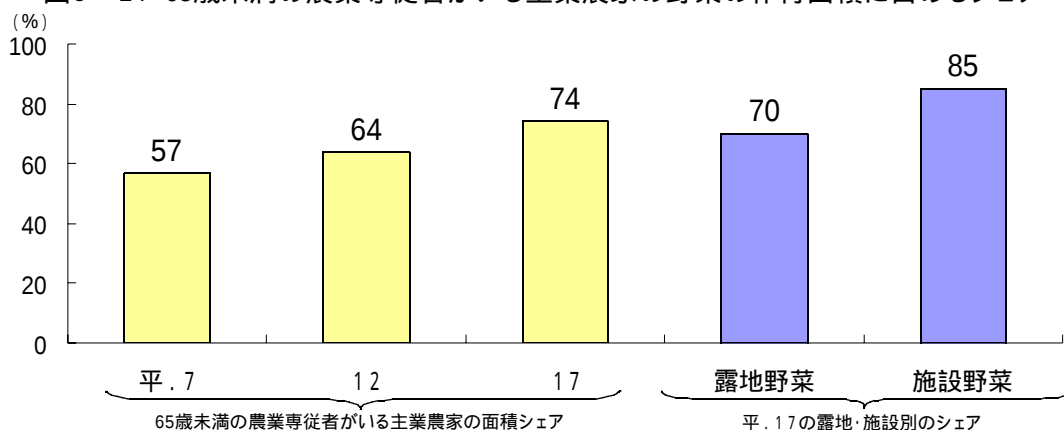
区 分		平.7	12	17	平.17/平.12	平.17/平.7
全 国	販売農家数	2,651,403	2,336,909	1,963,424	84%	74%
	単一露地野菜	89,733	87,295	80,274	92%	89%
	うち65歳以上(%)	33%	45%	50%	110%	153%
	うち55歳以上(%)	65%	71%	75%	106%	116%
	単一施設野菜	44,408	51,279	51,193	100%	115%
	うち65歳以上(%)	20%	28%	34%	120%	166%
	うち55歳以上(%)	54%	57%	64%	111%	118%
	販売農家数	392,009	344,861	293,393	85%	75%
九 州	単一露地野菜	7,498	8,805	8,570	97%	114%
	うち65歳以上(%)	29%	43%	49%	114%	169%
	うち55歳以上(%)	62%	69%	73%	106%	119%
	単一施設野菜	12,897	15,466	15,410	100%	119%
	うち65歳以上(%)	15%	22%	28%	130%	194%
	うち55歳以上(%)	49%	51%	59%	114%	119%

資料:農林水産省「農林業センサス」

(農業専従者のいる主業農家の作付面積シェアは拡大)

このような全体的な野菜農家の減少・高齢化の中で、野菜の作付面積シェアでみると、65歳未満の農業専従者(自家農業に年間150日以上従事した者)がいる主業農家のシェアが着実に拡大し、2005年には74%となっている。なかでも、施設野菜では85%と非常に高いシェアとなっている(図3 - 14)。

図3 - 14 65歳未満の農業専従者がいる主業農家の野菜の作付面積に占めるシェア



資料：農林業センサス

（新たな経営安定対策の展開）

野菜産地は、担い手の高齢化等に伴う作付面積・生産量の減少、加工・業務用需要を中心とした輸入野菜の増大が課題となっている。

このため、消費者等のニーズに的確に対応した生産を行う担い手の育成・確保と担い手を中心とした安定的な野菜の生産・出荷体制の確立を図るため、契約取引の推進、需給調整の的確な実施、担い手を中心とした産地への重点支援を推進する新たな経営安定対策を平成19年度から実施することになっている。

これまで、消費者・実需者ニーズに対応した一層の低コスト化、高付加価値化等を通じて、競争力ある生産供給体制の確立等を図るため、野菜の新たな構造改革である「産地強化計画」を17年度から策定してきたところである。

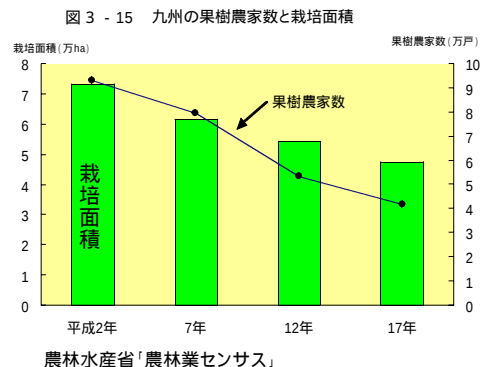
今後は、新たな経営安定対策により安定的・継続的生産者（認定農業者及び認定農業者に準ずる者）を中心とする産地を重点的に支援し育成することから、九州農政局では、新たな経営安定対策について、18年9月以降、管内ブロックでの説明会の開催、県説明会への出席及びパンフレットの配布等により制度の普及に努めるとともに、認定農業者の確保等の推進、認定農業者及び認定農業者に準ずる者を明確に位置づけた、新たな産地強化計画の策定を推進しており、平成19年6月までに149産地で策定されている。

(4) 果 樹

(減少する果樹農家と栽培面積)

九州の果樹農業を平成17年の農業産出額から見てみると、果実の占める割合は7%となっており、畜産、野菜、米について4番目の農業産出額となっている。

しかしながら、近年の価格の低迷や園地整備の遅れ、農業者の高齢化等から、果樹農家数と栽培面積は年々減少傾向にある(図3-15)。



(高齢化する果樹農家)

九州の果樹農家のうち、農業経営者年齢60歳以上の農家数が56%(全国61%)と半数以上を占め、中でも65歳以上の農家が44%(全国48%)と高齢化が著しく進んでいる。60歳以上の農家割合を県別にみると、鹿児島県が68%、大分県が65%と全国平均61%を上回っている(図3-16、3-17)。

図3-16 農業経営者年齢別果樹農家数割合(九州)

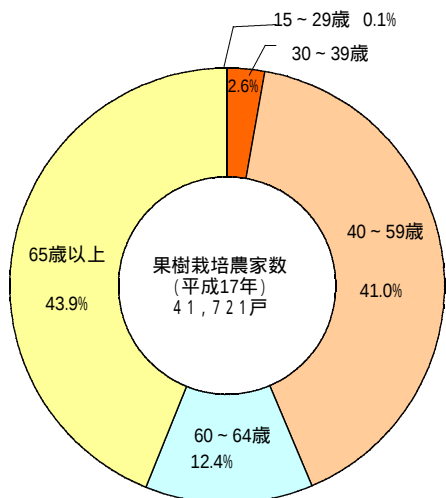
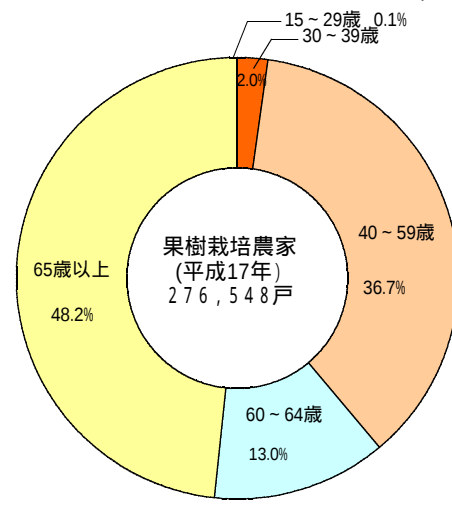


図3-17 農業経営者年齢別果樹農家数割合(全国)



(1 ha未満の農家が77%)

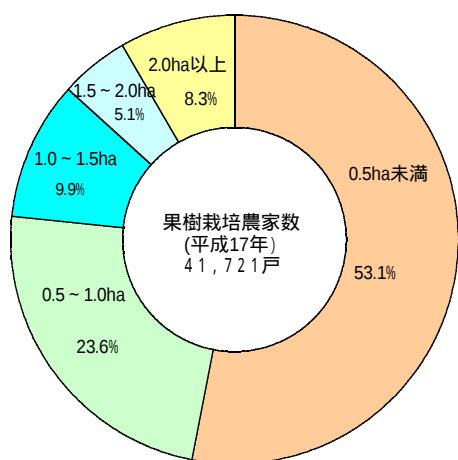
また、栽培面積規模別農家戸数については、1ha未満の農家が77%と大きな割合を占めている(図3-18)。規模別農家戸数を平成12年と比較すると、ほとんどの階層で減少しており、規模が小さくなるほど、減少割合は大きい。

一方、2ha以上の農家は微増しており、規模拡大に取り組む農家もみられる。1ha以上の規模別農家割合を県別にみると、全国平均19%に対し、熊本県が29%、佐賀県が27%、福岡県が25%、宮崎県が23%、長崎県が20%と上回っており、特に熊本県は3,189戸で九州全体の33%を占めている。

また、施設栽培による収益確保の取組もみられ、果樹施設栽培面積に占める

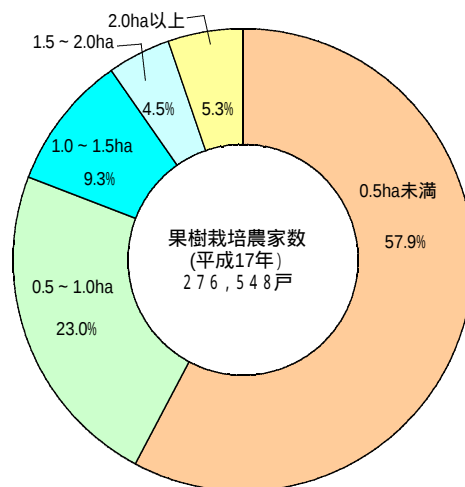
農産物販売金額1,000万以上の農家のシェアは48%となっており、特に、みかんの施設栽培では69%となっている。(2005年農林業センサス)

図3-18 果樹栽培面積規模別農家数割合(九州)



農林水産省：「農林業センサス」

図3-19 果樹栽培面積規模別農家数割合(全国)



農林水産省：「農林業センサス」

(新たな果樹対策の展開)

このように、最近の果樹農業については高齢化の進展や園地整備の遅れ等から生産基盤の脆弱化が進んでおり、このままでは将来の果樹農家数及び栽培面積は大幅な減少が懸念されるなど、危機的な状況となっている。

今後、果樹農業の継続・発展を図るためには、消費者ニーズの動向を踏まえた果実の生産を推進するとともに、産地自らが目指すべき産地の姿を明確にした上で、優良品目・品種への転換、園地整備、労働力調整システムの構築、販路開拓の推進強化など戦略的な生産・販売を計画的に進め、競争力のある産地を構築する必要がある。このため、平成17年度から各産地において具体的な目標とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」(以下「産地計画」という)づくりを進めており、九州各産地において19年6月までに90の産地計画が策定された。

19年度以降の新たな果樹対策については、産地計画に基づき優良品目・品種への転換や園地整備等の前向きな取り組みを行う担い手や産地を支援する果樹経営支援対策を実施、うんしゅうみかんとりんごについて果実価格の安定を図るため、計画的な生産出荷の推進や一時的な出荷集中時に生果の加工仕向けを行う果実需給安定対策を実施することとしている。また、果樹農家の経営安定のため、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入促進を推進することとしている。

新たな果樹対策については、管内の関係機関等への周知を図るためにブロック説明会やみかん会議等を開催するとともに、さらに、19年4月に九州各県においてキャラバンを実施した。

(5) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

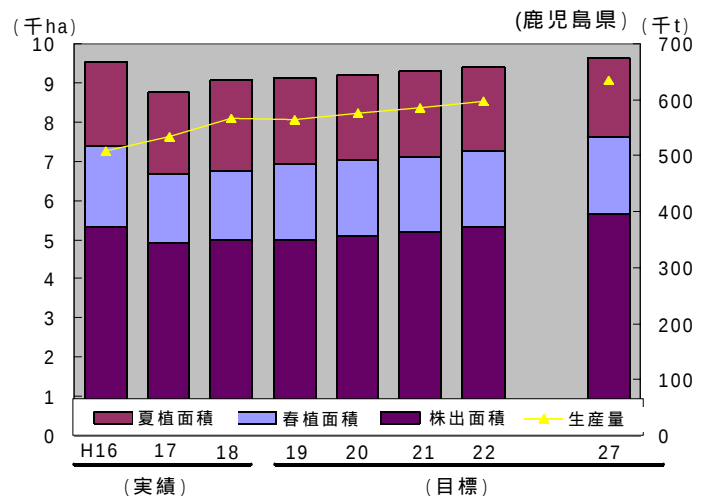
ア さとうきび

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯である鹿児島県南西諸島における基幹作物であり、国産糖製造事業者とともに地域農業及び地域経済上重要な役割を担っている。

一方、さとうきび作経営の状況をみると、1戸当たりの栽培面積が1haに満たない零細規模の生産者が全体の7割を占めているほか、農業従事者の高齢化が進むなど、生産構造の強化が緊急の課題となっている。

鹿児島県では、農林水産省の「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、18年6月に県段階および各島において策定された「増産に向けた取組目標及び取組計画（増産計画）」により、生産者、国産糖製造事業者、研究機関、行政等関係者が一体となってさとうきび増産に向けた取組を推進している。

図 3 - 20 さとうきび増産計画目標



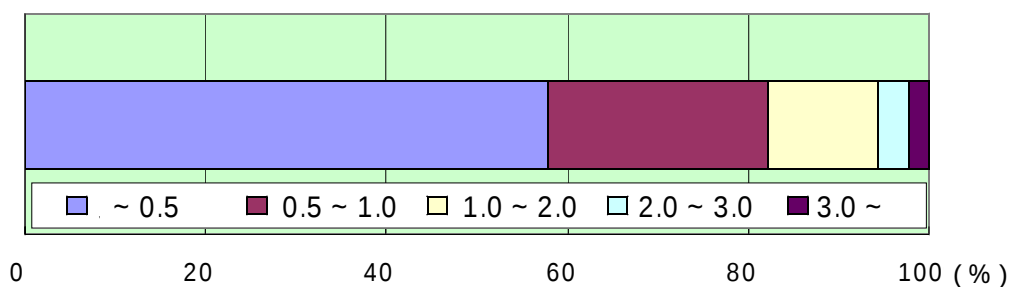
資料：実績は農林水産省、目標は鹿児島県作成

イ でん粉原料用かんしょ

でん粉原料用かんしょは、台風等の気象被害の多発、シラス土壌という特殊な土壌条件から代替作物に乏しい自然条件下にある南九州地方の基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な地位を占めている。

一方、かんしょの生産構造をみると、農家戸数の減少と農業従事者の高齢化が進行しており、農家一戸当たりの作付面積については微増傾向にあるものの、依然として零細規模の農家が大宗を占めており、安定的な生産体制の確立を図る観点から、これら生産構造の転換が必要となっている。

図 3 - 21 かんしょ作付規模別農家数割合（鹿児島県・宮崎県）



資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」（組替集計）

ウ さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る品目別経営安定対策について

さとうきび及びでん粉原料用かんしょについて、需要に即した生産をより一層促進し、品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図るため、原料作物に係る最低生産者価格を廃止するとともに、地域において安定的な生産を担う者に対し、19年産から諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策を実施する。

同対策への円滑な移行を図るため、県・市町村等を通じて生産者等に対する周知（説明会の開催・パンフレットの配布等）並びに、地域ごとの生産実態の把握を行うとともに、これらを踏まえた担い手育成に向けた取組の推進を図った。

なお、特例適用地域として延べ46市町が指定を受け、これら指定地域においては、担い手の育成に向けた組織の立上げや活動計画の作成等の取組が始まっている。

<品目別経営安定対策の対象要件>

	さとうきび	でん粉原料用かんしょ
認定農業者型	認定農業者、特定農業団体など	認定農業者、特定農業団体など
規模拡大型	収穫面積が1ha以上の個人（法人含む） 4.5ha以上の組織	収穫面積が0.5ha以上の個人（法人含む） 3.5ha以上の組織
組織参加型	共同利用組織（収穫面積で4.5ha以上）の参加者	共同利用組織（収穫面積で3.5ha以上）の参加者
作業委託型	か か受託組織・サービス事業体（収穫面積で4.5ha以上）に基幹作業を委託する者	か か受託組織・サービス事業体（収穫面積で3.5ha以上）に基幹作業を委託する者
特例型（平成19年～21年度の暫定措置）	受託組織等が存在しない地域においては、3年間に限り、地域のさとうきび生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を目的とする組織に参加する者	受託組織等が存在しない地域においては、3年間に限り、地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を目的とする組織に参加する者

注）さとうきびについては「地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成している」こと等、でん粉原料用かんしょについては「でん粉製造事業者との契約栽培を行っている」こと等も要件。

第4章 米づくりの本来あるべき姿の実現を目指して

九州各県においては、新たな需給調整システムへの移行に向け、「売れる米づくり」を基本に、水稻生産計画等を策定し、食味・品質の向上、特色ある米づくり、安全・安心な米づくり、低コスト化、担い手の育成等を図ることとしている。また、産地づくり対策については北部九州の麦・大豆産地、中・南部の野菜・畜産地帯等、様々な営農形態が存在していることから、地域の実情に即した活用が行われている。

（新たな需給調整システムへの移行）

米政策改革については、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目指し、取組を進めているところであるが、19年産からの品目横断的経営安定対策の導入とあわせて新たな需給調整システムに移行することが経営所得安定対策等実施要綱（18年7月21日農林水産省省議決定）において決定され、同年7月31日には農林水産省の「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」において、農業者・農業者団体の主体的な取組に対し、国、地方公共団体が適切に支援しつつ、地域協議会の体制整備や担い手の育成・確保との十分な連携を図りながら推進すべき旨が取りまとめられ、食料・農業・農村政策審議会食糧部会に報告・了承された。

（第三者機関的組織（地域協議会）の機能強化）

新たな需給調整システムでは、地域協議会にすべての方針作成者が実効ある形で参画し、方針作成者別の需要量に関する情報の算定、方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般的ルールの設定等、方針作成者の主体的な需給調整を支援すること等により、地域水田農業ビジョンの実現に向けた地域全体の調整機関としての重要な役割を果たすことになる。

九州農政局は、中立・公平なオブザーバーとして地域協議会に参加し、すべての方針作成者の地域協議会への実効ある参画、需要に応じた米づくりの推進、地域が一体となった地域協議会の運営等が行われるよう助言・指導を行った。

表 4 - 1 管内の地域協議会数と方針作成者数（19年3月末現在）

	地域協議会数	方針作成者数	(参考)地域協議会(幹事会含む)の開催数
福岡	85	41	371
佐賀	38	19	129
長崎	50	7	249
熊本	78	49	251
大分	24	42	115
宮崎	33	45	238
鹿児島	56	40	228

表 4 - 2 未参画の方針作成者が地域協議会に参画した事例

A 協議会	市町村合併に伴い、旧市町村単位の協議会の一本化を実現。一本化に合わせ、それまでの協議会へ代表者のみを参画させていた集荷業者の方針作成者(6名)について、全員が協議会の構成員となるとともに、担い手育成の観点から、方針作成者以外の認定農業者及び集落営農組織(2組織)の協議会参画を実現。
B 協議会	19年の生産数量目標の配分に向けて、方針作成者会議を別途開催し、生産数量目標の配分に係る事項を協議し、決定した結果を幹事会、地域協議会に諮る体制を構築。

また、地域協議会の事務局は、JAに置かれているところが17年度21%から18年度26%と農業者団体主体の運営に移行してきている。

表 4 - 3 地域協議会の事務局の状況

組織数	18年度			17年度		
	JA	市町村	共同等	JA	市町村	共同等
364	94	159	111	79	182	122
(100)	(26)	(44)	(30)	(21)	(47)	(32)

(注) 1. JAや市町村合併により、17年度の組織数とは一致しない。

2. 下段()書きは比率で単位は%

(19年産米の生産数量目標の配分)

県から市町村への需要量に関する情報においては、売れる米づくりに向けた生産努力や担い手育成、需給調整への取組状況等の要素をより多く採り入れ

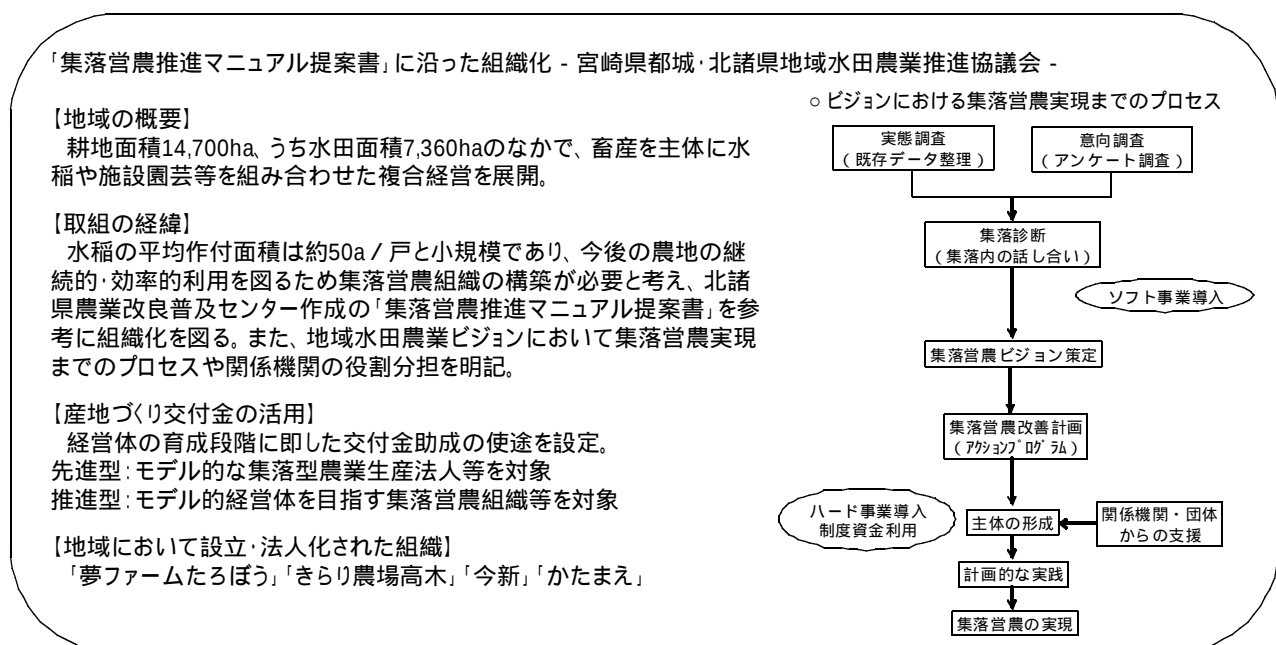
た客観性・透明性のある算定手法に移行しつつある。特に宮崎県においては、18年産の一律的配分（100％）から、19年産では一律的配分のウェイトを50％未満とするなど、売れる米づくり等にウェイトを置いた需要量に関する情報に変更され、管内すべての県で需要に応じた配分要素を取り入れた算定手法となった。

方針作成者から方針参加農業者への生産数量目標の配分の一般ルールについては、35％の地域協議会において需要に応じた配分ルールが設定されたところである（トピックス編４ページ表）。

（地域水田農業ビジョンの見直し）

産地づくり対策においては、地域水田農業推進協議会が、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定、毎年度点検して必要に応じて見直すこととされている。九州管内において、18年度は360の地域水田農業推進協議会が策定したビジョンに基づき、産地づくり交付金を活用して、地域で選択した作物の生産振興や担い手育成に関する取組を行った。

18年度の産地づくり交付金の活用事例



19年産からの品目横断的経営安定対策及び新たな需給調整システムの導入を受けて、このビジョンの見直しが行われた。

見直しに当たっては、現行ビジョンの分析、問題点の把握を行い、農業者、

集落、方針作成者等、地域の関係者の意見を十分に汲み上げ、実効の伴う内容とすることが必要であり、ポイントとしては、

米をはじめ、作物ごとの需要動向を踏まえて具体的かつ的確な目標の設定
これまでの担い手育成・確保運動を反映した担い手リストの見直し、リスト掲載者の認定農業者等への誘導

地域の弱点・課題を克服するためのメリハリの効いた産地づくり交付金の
用途を検討、特に担い手に向けた重点的活用を検討

となっている。

このため、九州農政局では、各県水田農業推進協議会と協力し、ビジョン改訂の話し合いを促すためにパンフレットの作成や地域水田農業推進協議会からビジョン改訂状況チェックリストの報告を受けるなどを実施し、助言、指導を行った。

（今後の課題）

新たな需給調整システムについては、米づくりの本来あるべき姿の実現に向け、実効ある取組と定着を図っていくことが重要であり、関係機関が連携を図りつつ、実効ある取組が行われるよう対応を行っていくこととしている。あわせて、毎年度のビジョンの見直しに当たっては、今後も市町村、農協等の担当者だけで議論するのではなく、方針作成者及び担い手農業者等、幅広く関係者の意見を汲み上げる体制を作り、産地づくり交付金は、地域振興作物を明確にした用途及び担い手の育成を加速化するための用途に活用するなど、ビジョンの見直し・高度化、産地づくり交付金、稲作構造改革促進交付金の効果的な活用に向けて、地域水田農業の実態に即した指導、助言を実施していくこととしている。

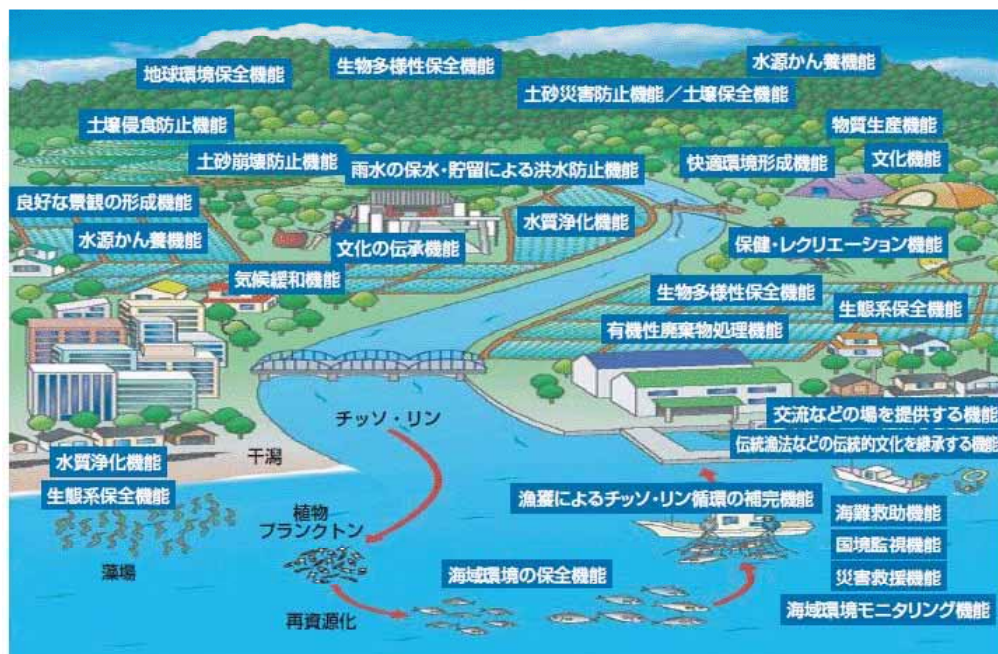
また、ビジョンの見直しに向けては進行管理を徹底することとあわせて、地域農業の振興に関わる関係機関が十分連携し、作物の生産状況、担い手の育成・確保状況等を把握することが必要であり、特に地域水田農業推進協議会及び都道府県水田農業推進協議会段階において担い手育成総合支援協議会との一体的な体制づくりの推進を図ることとしている。

第5章 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を目指して

(1) 農業の有する多面的機能

農業は、食料を供給するだけではなく、農山漁村地域のなかで林業や水産業と相互に密接にかかわりながら、国土の保全、水源のかん養、文化の伝承等の様々な多面的機能を発揮している。これらの効果は、地域住民をはじめ、国民全体が享受し得るものであり、農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能を支える社会共通資本である。

農業・森林・水産業の有する多面的機能

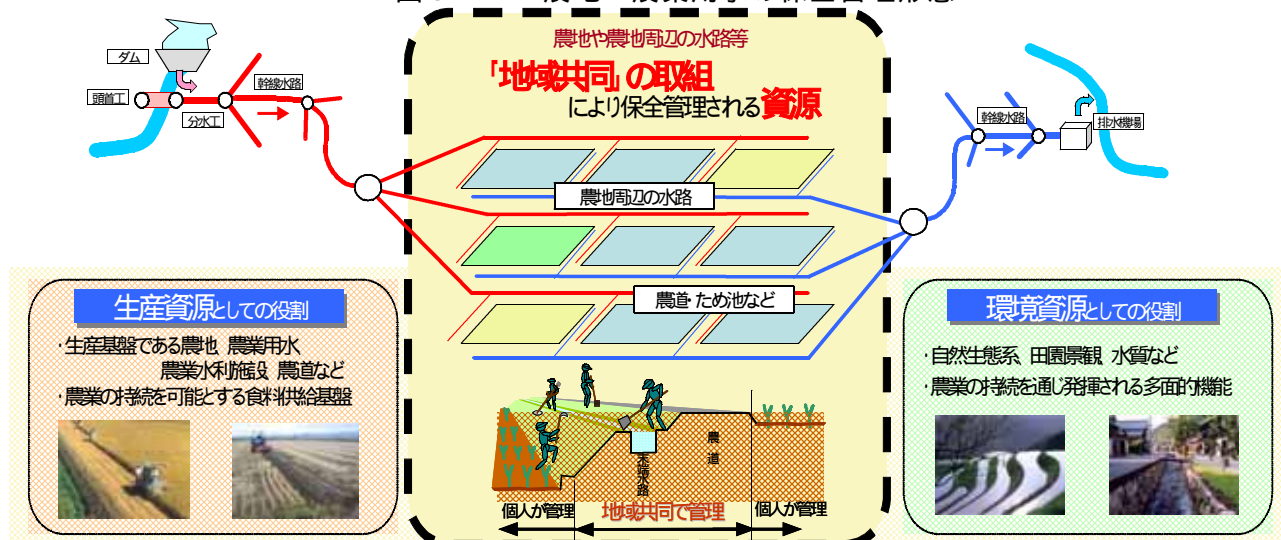


資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成。

(2) 農地・農業用水等の保安全管理の現況

農地や農地周辺の水路、農道等の資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保安全管理されていたが(図5-1)、近年の集落機能の低下により地域共同活動が衰え、力強い農業構造の実現や活力ある農村の振興に支障を来している。

図5-1 農地・農業用水の保安全管理形態



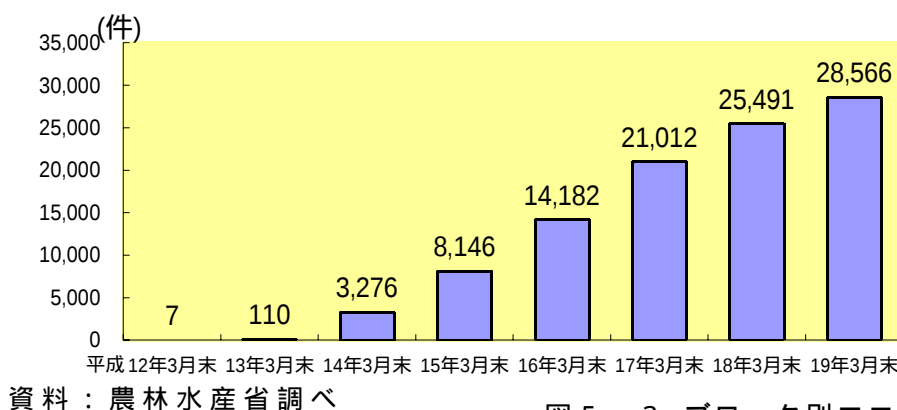
その要因として、農村集落における過疎化、高齢化の進展及び農業者の階層分化に伴い、地域共同の保全管理活動がぜい弱化しつつあることや、都市化・混住化の進展により、水路等を保全管理する農家の割合が減少しつつある一方、多面的機能の利益を受ける非農業者の割合が大きくなっていることが考えられる。

平成17年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、「農地・農業用水等の資源の保全管理施策の構築」が位置付けられ、本施策の導入に向けた調査を実施することが明記された。これを受けて、九州農政局では、17年度に農地・農業用水等の資源保全施策検討のため、地域共同による資源保全活動を行っている66地区を対象に、資源の保全状況の実態把握や保全管理手法の検討等を行い、その結果を踏まえ保全活動への支援の必要性を確認し、18年度には共同活動へのモデル的な支援を102地区で実施した。

(3) 環境保全型農業への取組

農林水産省では、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって、農業の健全な発展に寄与することを目的とした「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っている。九州管内のエコファーマー認定件数は年々増加しており、19年3月末には、前年に比べ3,075件（対前年比112%）増加し、28,566件となった（図5-2）。

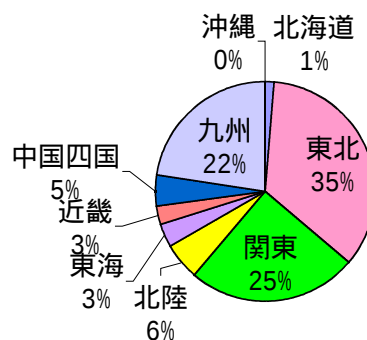
図5-2 九州のエコファーマー認定件数の推移（実数）



九州の認定件数は、全国の認定件数127,266件の22%を占め、東北、関東に次ぐ認定件数となっている（図5-3）。

県別の認定件数を見ると、熊本県8,342件（九州1位、全国3位）、長崎県4,858件（九州2位、全国10位）、鹿児島県4,120件（九州3位、全国12位）になっている。

図5-3 ブロック別エコファーマーの認定件数割合（実数）

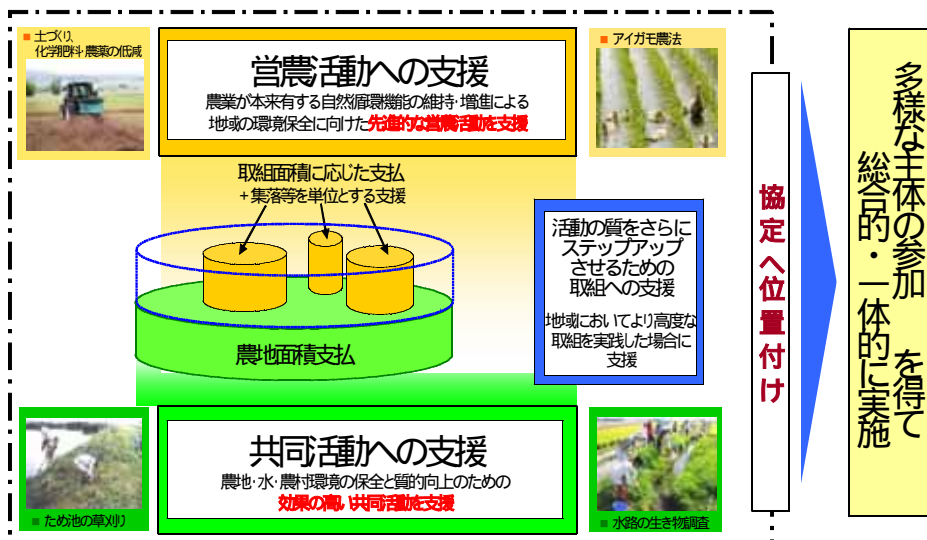


(4) 農地・水・環境保全向上対策の実施

農業の持続的発展を図るためには、力強い農業構造の確立とともに基盤となる農地・水・環境の保全が重要である。このため、農業構造施策にかかる品目横断的経営安定対策と米政策改革推進対策と一体的に、農地・水・環境保全向上対策の主要3施策を推進している。農地

図5-4 農地・水・環境保全向上対策の仕組み

・水・環境保全向上対策は、図5-4にあるように地域ぐるみで取り組む「共同活動への支援」と、地域で環境にやさしい農業に取り組む「営農活動への支援」が、一つになって構成されている。



ア 共同活動への支援

共同活動への支援を受けるには、これまで集落等で共同活動を行ってきた範囲を基本にし活動範囲を設定、その範囲で活動に参加する人たちにより活動組織を構成する。

次に活動計画の作成があり、活動計画の目安となる活動指針を国が提示するので、それを参考に計画を作成することとなる。

九州管内の特徴的な取組として、活動組織の自主施工による水路に木柵を使用した法面補修技術の伝承（福岡）、教育機関と連携し環境・景観に関する学習の場として生き物調査の実施（長崎）、活動組織内のNPOと連携し学童も含め水源かん養林の保全活動（熊本）などがある。

イ 営農活動への支援

営農活動への支援は、共同活動への支援の実施地域において、地域でまとまって環境保全に向けた先進的な営農活動に取り組む場合に、新たに交付金を交付するもので、具体的には、地域全体の農業者でたい肥の施用等の環境負荷低減に向けた基本的な取組を行った上で、一定のまとまりをもって化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減するなどの先進的な取組を行う場合に、取組面積に応じた交付金等を交付することとしている。

九州管内における地域全体の農業者が取り組む環境負荷低減に向けた取組としては、たい肥の施用、緑肥作物・稲わらのすき込み、浅水代かき、温湯種子消毒、土壌分析結果に基づく施肥の実施等が予定されている。

(5) 農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の取組事例

18年度に九州管内で102地区でモデル的な支援を通じた施策の実効性の検証を行った、実施した主な活動事例を紹介する。

ア 福岡県行橋市天生田地区

・地域住民が、ゆとり、安らぎ、心の豊かさを体感できる空間として「古里・自然・癒しの里」を造成し、地域の活性化を図っている。

・「古里・自然・癒しの里」についてのパンフレットを作成するとともに、看板、休憩所を設置するなど、誰でも体験できるようにし、地区内外の交流を図っている。

古里・自然・癒しの里整備



イ 佐賀県鹿島市中村地区

・農家は機械を使用した草刈り、非農家は草取りというように作業を分けたり、若者は水路内部に入り作業を実施し、高齢者は空き缶拾い等の簡易作業をする等、作業を分担し、非農家を含めた地域全体で活動を実施している。

地域一体となった水路の保全



ウ 長崎県諫早市川内地区

・行政機関と連携のもと、子ども達とその親と農家が協力し、生き物調査や水質調査を実施している。この活動により、子ども達が地域の豊かな生態系を再認識する機会を作っている。また、この活動は子ども達だけでなく、親の世代の環境に対する意識向上にも繋がっている。

生き物調査



第 6 章 九州の農林水産物を世界へ

(拡大する農林水産物の輸出)

九州管内から輸出される農林水産物は近年着実に増加しており、平成18年度の輸出額は全体で464億円と全国の12%を占めている(表6-1)。

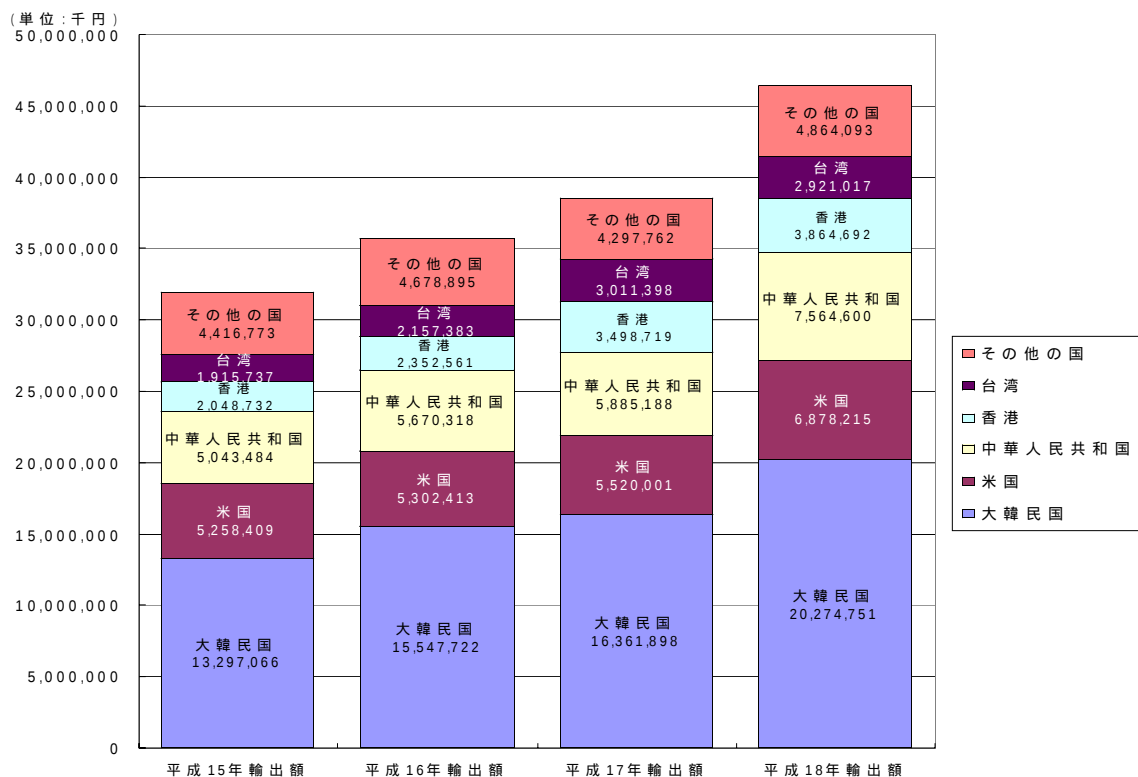
近年輸出が増加している農林水産物の例として、なし、いちご等の果実、さば、木材等が挙げられ、輸出先としては経済成長が著しい東アジア地域を中心に輸出されている。

表 6 - 1 農林水産物・食品の輸出額の伸び率

	輸出金額 (全国) (億円)	輸出金額(九州)					
		(億円)	シェア(%)	主な輸出品目			
				なし (百万円)	いちご (百万円)	さば (百万円)	木材 (百万円)
H15年	2,789	320	11	5	14	177	120
H18年	3,739	464	12	49	63	1,961	242
H18/H15(%)	134	145	-	980	450	1,108	202

資料：「貿易統計」

図 6 - 1 国別輸出金額の推移



資料：「貿易統計」

注1：九州は、門司税関、長崎税関の管轄区域からの輸出額(九州7県と山口県下の港等)。

注2：アルコール類、たばこ、真珠を除く。

注3：品目名称とHSコードのくくりは九州農政局の判断による。

注4：さばについては調製品を含まない、木材については針葉樹に由来するHSコードの合計

（いちご「あまおう」を香港、台湾等へ）

福岡県のいちご品種「あまおう」は大玉で食味が良いのが特長で、高級果実としてアジアの富裕層、中間層の人気を獲得しており、平成18年度の輸出実績は前年度比30%増の約52トンとなった。販売地域については、従来の香港、台湾等に加えて、タイ、シンガポールへ販路を拡大するとともに、日本産いちごとして初めて米国本土への輸出を実現し高い評価を得た。

福岡県産農産物の輸出については、輸出用ブランドマーク（まる福マーク）を香港、台湾、韓国、シンガポールで商標登録し、商品価値を高める取り組みを展開しながら、香港、台湾を中心に、「あまおう尽くし」等の福岡フェアを開催する等、県産農産品PRならびに販売促進・定番化に取り組んでいる。



輸出用ブランドマーク
（まる福マーク）

また、輸出に積極的に取り組む産地を「輸出モデル産地」として指定。モデル産地に海外バイヤーを招聘し、生産地視察・生産者との意見交換・商談等を実施することで、バイヤーと生産地の距離を縮め、指名買いにつなげることに取り組んでいる。



フェアでのあまおうの試食販売

（小型冷凍サバを中国へ）

長崎県北松地域の松浦市と漁業関係者団体である長崎県北松地域日中輸出入促進協議会は日本では食用として未・低利用であった冷凍小型サバを、平成16年度から中国にテスト輸出を開始した。

海外のニーズを的確に把握し、輸出市場を開拓することで、輸出数量は平成16年度から18年度の間10倍以上（47,700トン）に増加した。

同協議会は、魚食普及を目的とした料理講習会等を開催し、海外に新たな需要を喚起を行うとともに、中国での人脈づくり、現地マスコミへのPR等に注力し、販促活動を効果的なものとした。また、中国へ輸



大連での料理講習会

出することにより、松浦魚市場の相場対策・集荷戦略の構築、冷蔵庫の回転率が向上した。

（新高なしを台湾へ）

台湾へのなしの輸出に取り組んでいるＪＡ大分ひたでは、中華圏の需要期である中秋節の贈答期に対応できるよう、産地と一体となって出荷体制を整え、モモシンクイガ対策を徹底した結果、平成18年度の台湾への輸出量は前年度の約３倍（127トン）と大幅アップし、生産者の輸出気運は高まってきている。



選果風景

ＪＡ大分ひたは、九州でも有数のなし産地に所在しており、光センサーを使った最新の選果技術で１個ずつ糖度や熟度を正確にチェックするため、品質のばらつきがなく、市場や消費者から高い信頼を得ている。

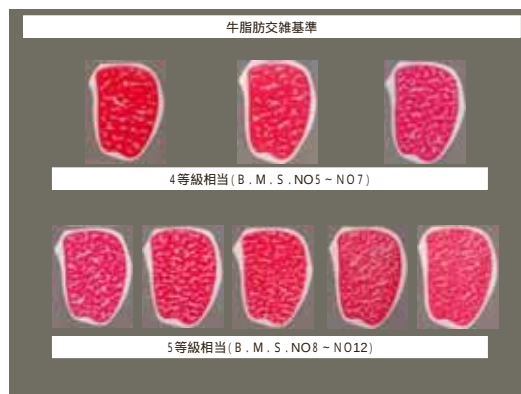
（和牛肉を北米へ）

米国の市場においては、米国内の好景気や日本食ブームの影響から、和牛に対するマーケットのニーズは大きく、輸出実績が伸びている。

現在、輸出条件等の関係から米国には宮崎県、鹿児島県の対米認定施設（３施設）で生産した商品を18年度に約70トン輸出している。

和牛肉は米国内で限定メニューとして販売されており、高いステイタスの商品として扱われている。

現時点では、米国内での日本産和牛肉の優位性を確保するために、米国内で流通している高級牛肉（黒毛和種と現地のアンガス牛などを掛け合わせた交雑種）との差別化を明確にするため、主として４～５等級が輸出されている。



４等級から５等級の
脂肪交雑（サシ）の標準

なお、19年４月27日に牛肉の香港向け輸出が解禁されたのを受け、５月14日に鹿児島県下で香港向け和牛肉第１便（約１トン）の出荷式が行われた。

第7章 「バイオマス王国」九州

九州は、家畜排せつ物や焼酎かす等のバイオマス資源が豊富に存在する「バイオマス王国」であり、その有効利用を目指したバイオマスタウン構築の取組等が進展している。

1 バイオマスタウンの構築

(九州管内で15市町村がバイオマスタウン構想を公表)

バイオマスの賦存状況や利用に対する需要等は地域によって様々であることから、バイオマスを持続的に利活用していくためには地域の実情に即したシステムを構築することが必要である。このため農林水産省等の関係省庁では、市町村が中心となって、地域の関係者の連携のもと、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の取組の拡大を図っており、九州では、平成19年4月末現在で15市町村の「バイオマスタウン」構想が公表されている(表7-1)。

(「環境都市日本一」の取組 — 大分県日田市)

例えば、大分県日田市では、環境管理の国際規格ISO14001の認証取得を契機に、「環境都市日本一」の取組を進めており、その一環として地域に豊富に存在するバイオマスの有効活用を位置づけている。これまで焼却処分していた一般家庭や事業所から出る生ごみ、豚糞尿や農業集落排水汚泥の有効活用を目的に、18年4月から「バイオマス資源化センター」において、メタンガス発電を開始した。発電により生じた電力、温水はセンター施設内でエネルギーとして利用しており、18年10月からは、時間帯によっては生じる余剰電力を電力会社に販売している。エネルギー変換率が高い生ごみの搬入が少ないため、今後は焼酎かすを活用し、発電効率を高めることにしている。メタンガス生成過程で生じた消化液とたい肥は、農家や市民に提供し、循環型農業の推進を図ることにしている。

さらに日田市では、製材端材、建設発生木材等を活用した民間企業の木質バイオマス発電施設も稼動を開始している。



日田市バイオマス資源化センター

表 7 - 1 バイオマスタウン構想が公表されている市町村（平成19年 4 月末現在）

市 町 村	公表年月日	概 要
福岡県 大木町	H17.2.10	生ごみ、し尿、浄化槽汚泥からのバイオガス発電と液肥の有機肥料としての利用、廃食用油のBDF化等
熊本県 白水村 (現 南阿蘇村)	H17.2.10	剪定材や草の熱源利用、廃食用油のBDF化、農業残さや家畜排せつ物のたい肥化、バイオガス発電等
大分県 日田市	H17.6.13	豚糞尿、生ごみ、農業集落排水汚泥のガス化発電及び熱利用、木質バイオマス発電等
鹿児島県 南大隅町	H17.7.28	家畜排せつ物、製材工場等残材、一般ごみ等の利用、廃食用油のBDF化等
宮崎県 小林市	H18.2.28	家畜排せつ物、生ごみ、汚泥のたい肥化、家畜排せつ物の電熱利用、木質バイオマスの炭化、廃食用油のBDF化等
熊本県 水俣市	H18.3.31	家畜排せつ物のたい肥化、林地残材や建築廃材等からのストランドボード製造及び木質バイオマスガス化発電等
佐賀県 伊万里市	H18.7.31	家畜排せつ物はたい肥化し農地還元、生ごみのたい肥化及びエネルギー化、下水汚泥は土壌改良材や有機物として農地還元、建設発生材の熱利用、廃食用油のBDF化等
長崎県 西海市 (旧西海市構想の見直し)	H18.7.31	木質のガス化発電システムを自給エネルギー源として、成分調整ペレット型有機肥料の製造と食品残さの飼料原料化、汚泥等の炭化と燃料化等
宮崎県 門川町	H18.9.28	生ごみを活用した土壌改良材、漁業系残さを活用した魚餌飼料、廃食用油をBDF化等
長崎県 対馬市	H19.3.29	製材残材、林地残材をチップ化、ペレット化し、熱エネルギー及び発電への利用、また、廃食用油のBDF化や生ごみ、汚泥等からのたい肥化等
宮崎県 都農町	H19.3.29	食品残さの農業資材化、家畜排せつ物を可及的速やかに農地へ還元するため土ごと発酵を推進、また、製材残材、林地残材のペレット化、廃食用油のBDF化等
鹿児島県 いちき串木野市	H19.3.29	農畜産業や林業・製材業及び酒造会社から排出されるバイオマス資源をたい肥や飼料及びエネルギー等に変換
鹿児島県 志布志市	H19.3.29	家畜排せつ物、浄化槽汚泥等を電気、熱、たい肥原料に変換、また、林地残材、焼酎廃液、竹等から木質繊維、家畜飼料原料及びバイオエタノール等への変換
福岡県 立花町	H19.4.26	生ごみや汚泥、農業系残さ、家畜排せつ物等をたい肥化し農地還元、建設廃材、製材廃材のチップ化、筍加工残さ・竹材のたい肥化、チップ化
鹿児島県 曽於市	H19.4.26	家畜排せつ物、生ごみ、食品廃棄物のたい肥化、焼酎かすの飼料化及び施設熱源利用、また、製材残材等の家畜敷料及びチップ化

(循環のまちづくり ― 福岡県大木町)

福岡県大木町では、バイオマス資源を「循環のまちづくり」の柱と位置付け、生ごみを分別収集して、し尿、浄化槽汚泥とともに資源として活用し、18年11月に本格稼働した「おおき循環センター」において、メタンガス発電を行っている。また、メタンガス生成過程で発生する消化液を地域の農業に利用し、有機資源の循環システムを目指している。同町では、この循環センターを循環型社会の学習、農産物の地産地消や都市と農村の交流の拠点として整備・活用していくこととしている。

2 バイオ燃料の生産・利用の取組

近年、地球温暖化防止や原油価格の高騰等を背景に、バイオ燃料の生産・利用について、各地で関心が高まっている。

(利用の取組が広がるバイオ・ディーゼル燃料)

(株)プレナス(本社：福岡市。持ち帰り弁当店「ほっかほっか亭」等を運営)では、平成18年9月に、九州・山口地区の936店舗から年間に廃食用油1,500キロリットルを回収し、1,350キロリットルのBDF(バイオ・ディーゼル燃料)を生産する計画を発表した。既に17年12月から試験運用を行っており、福岡地区の配送車両10台の燃料として使用している。今後は、19年秋を目途に給油施設「プレナス エコステーション」を整備し、九州・山口地区の配送車両111台の燃料の70%を賄う予定である。

鹿児島県鹿屋市の運送会社(株)岡本産業は、食品製造業者や小・中学校の廃品回収時に廃食用油を回収してBDFを製造し、BDF使用登録した20～25トントラックの内、5台にB100を使用している。また、鹿児島市のセイコー運輸(株)も自社でBDFを製造し、4トントラック10台に使用している。両社が会員である鹿児島県トラック協会では、環境学習の一環として鹿屋農業高校と連携して「鹿屋菜の花エコプロジェクト」に取り組んでいる。2回目の収穫(19年5月)では、同校の水田60アールで約700キログラムの菜種を収穫した。搾油した菜種油は学校寮の料理で使った後BDFを製造し、同校のトラクターなどで活用する。

また、佐賀県伊万里市では、市民参加型のプロジェクト「伊万里『環の里』計画」を展開、菜の花の栽培や廃食用油を回収し車用のBDFとして活用するほか、生ごみをたい肥化するなど循環型社会を目指した取組を行っている。



廃食用油のBDFで走る車

(水田を油田にするための検討)

福岡県築上町では、18年度に多収量米を活用したバイオエタノールの生産に関する可能性調査事業（経済産業省の補助事業）を実施し、多収量米の試験栽培やエタノール製造の施設整備やコストについて、検討を行った。

(ボイラー燃料としてのバイオエタノールの利用)

熊本県球磨地域の焼酎酒造元26社と7市町村が出資した球磨焼酎リサイクル（株）（熊本県人吉市）は、焼酎かすを原料としてエタノールを生産（125キリットル／年）し、焼酎かすから飼料原料を生産する施設のボイラー燃料として利用（16年稼働）している。

また、宮崎県では、県内の焼酎酒造元5社で構成する西都リサイクル協同組合（西都市）が焼酎かすリサイクル施設を建設、19年4月から稼働している。焼酎廃液を固液分離後、80%の濃度のエタノールを抽出し、施設内の熱源として活用している。将来は、エタノール濃度99%以上に精製し、自動車にも使用可能なバイオ燃料として生産の予定である。



焼酎かすリサイクル施設（西都市）

3 外食事業者等による循環型社会を目指した取組

食品流通の川下に至るほど有効活用が困難な食品廃棄物についても、外食事業者等が循環型社会の構築を目指した取組を始めた。

平成18年9月、広域連携循環型社会形成のモデル作りを目的に、九州の外食事業者、物流事業者、農業法人等が「九州食品リサイクル協議会」を設立した。その具体的な取組として、（有）御笠環境サービス（本社：福岡県大野城市）が、ロイヤル九州（株）及び（株）マイカル九州（いずれも福岡市）の福岡、佐賀県の店舗で発生した食品廃棄物を収集、これを使ったバイオガス発電の過程で発生する消化液を液肥として宮崎県の農業法人、（有）新福青果及び（有）奥松農園に供給する。取組の中核となるバイオガス発電施設は19年6月から稼働し、液肥で生産された宮崎県の農産物は、食品廃棄物の収集先であるロイヤル九州（株）及び（株）マイカル九州が利用することになっている。

第 8 章 農業農村整備の展開

1 主な国営事業の動き

(1) 諫早湾干拓事業

事業目的

諫早湾の湾奥部を締切り、優良な農地約680haを造成し、生産性の高い農業を実現するとともに、高潮、洪水、常時排水不良等に対する背後低平地の防災機能を強化することを目的としている。

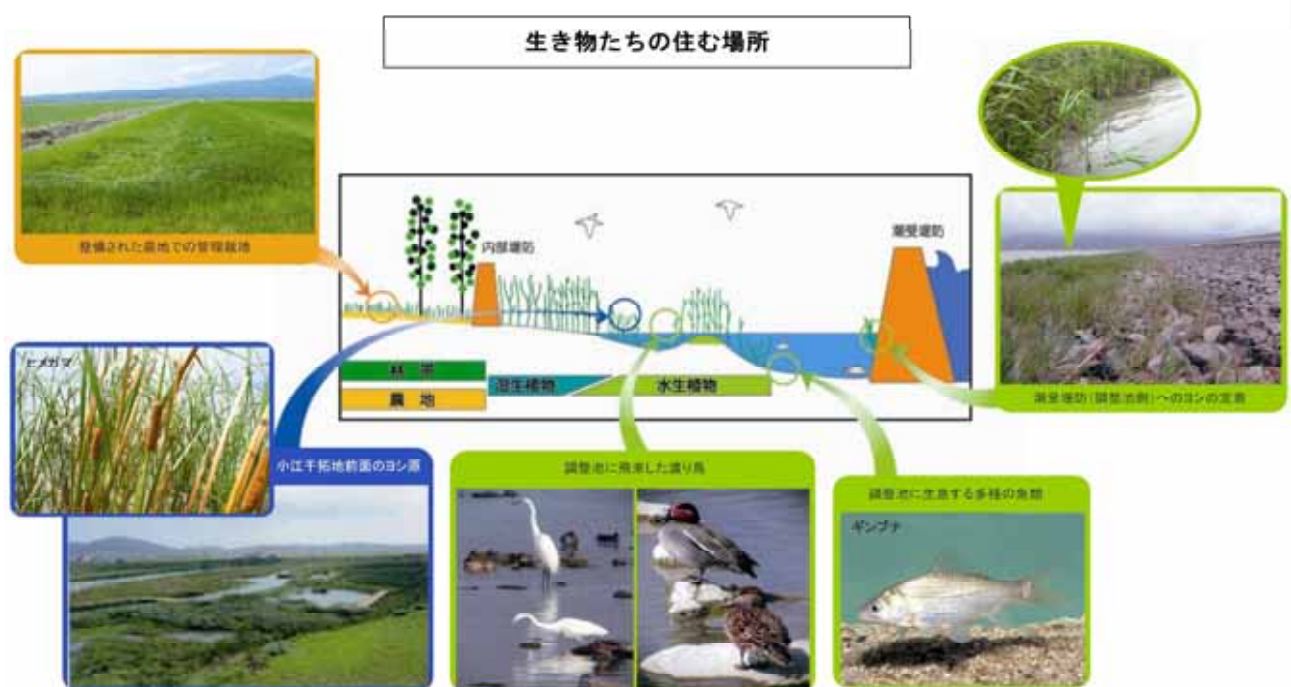
事業の状況

既に、内部堤防、排水機場、用水路工事等の主な工事が完成し、平成19年度に農地等の配分等を行い、事業完了の予定である。

また、長崎県では、諫早湾干拓地を21世紀における長崎県農業のモデルとして位置付け、環境保全型農業の推進に取り組むこととしており、「国営諫早湾干拓事業により造成された農地を、長崎県農業振興公社が一括して取得し、農業者に貸付ける」方針を表明し、19年3月には農業者等の基本的な募集条件である「諫早湾干拓地公募基準」を公表したところである。

一方、中央干拓地の前面や調整池の周辺に広がる約600haの自然干陸地は、ヨシ群落やヒメガマ群落等が広がり、また、調整池にはガンカモ類やギンブナ等が生息し、九州最大級の新たな淡水性の湿地生態系が形成されつつある。

現在、調整池の水質及び水辺環境を適正に保全するため、風波による底泥の巻上げを防止するなどの各種対策工や、地域住民の参加・協働を得て、調整池周辺の遊水池や自然干陸地を利活用する取組等を進めている。



(2) 川辺川土地改良事業

事業目的

本事業は、熊本県の南部に位置する人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、相良村及び山江村に広がる農地に対し、農業用排水施設の整備、農地造成及び区画整理を実施し、農業用水の安定供給と経営規模の拡大等を図り、農業経営の安定と近代化に資することを目的として実施している。

事業の状況

本事業における新たな利水計画については、15年6月から関係6団体による事前協議を開始し、3年2か月の間に78回の事前協議を行うとともに、関係農家を対象に意見交換会を5回、アンケート調査を4回及び現地調査を2回行うなど、関係農家の意向を十分把握しつつ、新利水計画の早期策定に向け取り組んできたところである。

その間、関係農家へのアンケート調査や現地調査の結果を踏まえ、本事業への参加意向の高い区域1,299haが事業実施地域として設定された。その後、農林水産省は、18年3月24日に熊本県知事、熊本県議会議長及び川辺川総合土地改良事業組合長の要望を受け、同年5月31日に受益面積1,299haを対象とした川辺川ダムに水源を依存しない「既設導水路活用案」を提示した。また、同年7月14日の事前協議において、熊本県により、新利水計画案を本案に絞り込み協議・検討を進めるとの整理がなされた。

その後、18年9月に本事業に関係する6市町村のうち、相良村を除く関係5市町村議会において、川辺川ダムに水源を依存しない既設導水路活用案を基本に事業を促進する旨の議決がなされた。また、相良村においては、同年11月に相良村議会において、川辺川ダムによらない治水及び利水事業の早期実現に関する意見書が議決された。

このような状況を踏まえ、今後とも地元の合意形成の状況や意向を見守りながら、対応を検討することとしている。



人吉市上原田地区における暫定水源を利用した人参の収穫状況



相良村枯塚団地における暫定水源を利用したお茶の散水状況

2 農業用水利施設の整備による干ばつ時の効果

九州農政局管内では、ダムや農業用水路等の水利施設の整備による農業用水の安定的供給を目的とした国営事業が、現在14地区で実施されている。

これらの農業用水利施設の利用により安定的な営農が行われ、特に干ばつ時にはその効果を十二分に発揮している。

(18年度の干ばつにおける畑地かんがいの効果)

平成18年度、九州南部では9月中旬の台風13号以来、約2か月まとまった降雨がない状態であった。宮崎県では、10月の月間降水量が27か所の気象台観測地点のうち、19か所で観測史上最低を記録し、月平均気温も平年を1 から2 以上高くなったところが多かった。このため、農作物の発芽不良、減収、品質低下等が発生した。

農作物への影響



はくさいの発芽不良（鹿児島県曽於市）



だいこんの根部の奇形（宮崎県西都市）



にんじんの発芽不良（鹿児島県鹿屋市）



さといもの茎葉が枯死（宮崎県小林市）

完了地区における効果

鹿児島県薩摩半島の南端に位置する南薩台地では、水に恵まれず、度々干ばつに悩まされる地域であったが、昭和45～59年に国営かんがい排水事業「南薩地区」により約6,000haの畑地の水源が確保された。本事業により、野菜やお茶を中心とした畑地かんがい営農が定着し、地域振興に大きな役割を果たしている。18年の干ばつにおいては、雨量の少なかった10月にかんがい用水を例年に比べ集中施用し、被害の防止が図られた。

南薩地区（鹿児島県）

10月は過去の約5倍使用

項 目	9月	10月	10月の雨量	主な作物
過去(H12～H17)の平均値	537,719 m3	387,062 m3	142 mm	そらまめ、えんどう、大根、キャベツ、茶
H18年	472,450 m3	1,800,810 m3	16 mm	
増加割合	88%	465%		

事業実施中のモデルほ場の状況

鹿児島県大隅半島の中央部では、年間降水量のうち梅雨時期と台風時に降雨が集中し、さらに畑地が保水性の乏しいシラス台地上に分布しているという地理的条件から、特に夏期においては、農作物が生長する為に必要な水量が確保できず、慢性的な水不足の状況になっていた。このため、畑地1,800haを対象に新規水源としてダムを建設し用水の供給を行う国営かんがい排水事業「肝属中部地区」が実施されている（9～24年予定）。本地区のモデルほ場において、かん水の有無による生育調査を行った。18年9月26日に、にんじんを播種し、写真上部の農地には定期的にかん水を行った。一方、手前は対象区として無かん水区とした。無かん水区では発芽・生育状況とも非常に悪い状況である。（11月10日撮影）



肝属中部地区（鹿児島県）

（干ばつ時における農業用水から他用途への融通）

国営事業によって確保された農業用水は、干ばつ時に関係機関と調整を行い、農家の方々の節水により他用途へ融通され、地域に貢献している。

○天神ダムの農業用水から水道用水への融通

片井野川から水道用水の取水ができなくなったことから、この近くを通る国営「大淀川右岸地区」の幹線水路（水源：天神ダム）の排水弁から取水したかんがい用水を、他目的使用等の手続きを経て、暫定的に布設した管路で浄水場まで送水することにより、水道用水に利用された。



片井野川の湯水状況

参 考 付 表

参 考 付 表 目 次

1	食品産業の状況	105
2	卸売市場の状況	107
3	農家数及び農業労働力	109
4	農地の状況	110
5	農業産出額	112
6	水稻生産の状況	113
7	麦生産の状況	114
8	大豆生産の状況	115
9	肉用牛生産の状況	116
10	酪農生産の状況	118
11	豚の生産状況	119
12	鶏の生産状況	120
13	飼料作物の生産・利用状況	121
14	野菜の生産状況	122
15	果樹の生産状況	125
16	花きの生産状況	127
17	工芸農作物の生産状況	128
18	鳥獣害の状況	130
19	中山間地域の状況	131
20	農協の状況	132
21	土地改良区の状況	132
22	災害による被害状況	133

利 用 上 の 注 意

本書の統計数値は原則として下記による。

記

- 1 「年」は暦年を、「年度」は会計年度を示した。
- 2 統計数値はラウンドの関係で、個々の積み上げと総数が一致しない場合がある。
- 3 表中に使用した符号は次のとおりである。

「 0 」：単位に満たないもの

「 ... 」：調査を欠くもの

「 - 」：事実のないもの

「 ▲ 」：負数又は減少したもの

「 」：未発表のもの

1 食品産業の状況

食品製造業の状況

食品製造業の概要(平成17年)

区 分		事業所数 (か所)	従業者数 (千人)	製造品出荷額等 (億円)	食品製造業のシェア(%)		
					事業所数	従業者数	製造品出荷額等
全 国	製造業全体	276 716	8 159	2 958 003			
	食品製造業	39 065	1 207	323 435	14.1	14.8	10.9
九 州	製造業全体	20 486	638	201 981			
	食品製造業	5 766	154	39 292	28.1	24.1	19.5
福岡県	製造業全体	7 053	219	77 515			
	食品製造業	1 330	45	13 894	18.9	20.5	17.9
佐賀県	製造業全体	1 756	60	15 616			
	食品製造業	411	17	3 355	23.4	28.3	21.5
長崎県	製造業全体	2 467	59	14 924			
	食品製造業	1 026	17	2 429	41.6	28.8	16.3
熊本県	製造業全体	2 631	96	26 208			
	食品製造業	739	20	4 471	28.1	20.8	17.1
大分県	製造業全体	1 971	69	36 717			
	食品製造業	463	10	2 749	23.5	14.5	7.5
宮崎県	製造業全体	1 797	58	12 888			
	食品製造業	539	15	3 472	30.0	25.9	26.9
鹿児島県	製造業全体	2 811	77	18 113			
	食品製造業	1 258	30	8 922	44.8	39.0	49.3

資料:経済産業省「工業統計表(産業編)」

注:(1)食品製造業は「食料品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」の合計である。

(2)従業者4人以上の事業所である。

製造品出荷額等の品目別順位(平成17年)

(単位:億円、%)

区 分	1 位			2 位			3 位		
	品 目 群	出荷額等	シェア	品 目 群	出荷額等	シェア	品 目 群	出荷額等	シェア
全 国	輸送用機械器具	520 366	18.4	食品	317 858	11.2	一般機械器具	298 446	10.5
九 州	食品	38 394	19.8	輸送用機械器具	31 353	16.2	電子部品・デバイス	20 323	10.5
福岡県	輸送用機械器具	19 517	26.0	食品	13 730	18.3	鉄鋼	7 501	10.0
佐賀県	食品	3 135	21.0	電気機械器具	1 879	12.6	一般機械器具	1 695	11.3
長崎県	輸送用機械器具	3 000	21.4	一般機械器具	2 905	20.8	食品	2 391	17.1
熊本県	輸送用機械器具	4 787	19.1	食品	4 340	17.3	電子部品・デバイス	3 520	14.0
大分県	化学工業製品	4 868	13.8	石油製品・石炭製品	4 524	12.8	鉄鋼	4 445	12.6
宮崎県	食品	3 356	27.4	電子部品・デバイス	2 105	17.2	化学工業製品	1 558	12.7
鹿児島県	食品	8 792	50.2	電子部品・デバイス	3 330	19.0	窯業・土石製品	1 424	8.1

資料:経済産業省「工業統計表(品目編)」

注:(1)食品は「食料品」と「飲料・たばこ・飼料」の合計。

(2)従業者4人以上の事業所について集計されている。

食品製造業の一事業所・従業者あたり製造品出荷額等(平成17年)

区 分	一事業所当たり	従業者一人当たり
九 州	681 百万円	2 551 万円
全 国	828 百万円	2 680 万円

資料:経済産業省「工業統計表(産業編)」

注:(1)食品製造業は「食料品製造業」と「飲料・たばこ・飼料製造業」の合計である。

飲食料品卸売業の状況

飲食料品卸売業の概要(平成16年)

区 分	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間販売額 (億円)	飲食料品卸売業のシェア(%)		
				商店数	従業員数	年間販売額
九州 (H14年)	卸売業計	39 340	355 484	271 419		
	飲食料品卸売業	10 413	104 849	85 951	26.5	29.5
	飲食料品卸売業	10 040	106 757	86 753	25.9	29.2
全 国	卸売業計	375 269	3 803 652	4 054 972		
	飲食料品卸売業	84 539	887 159	863 898	22.5	23.3

資料：経済産業省「平成16年商業統計表」

飲食料品小売業の状況

飲食料品小売業の商店数と年間販売額(平成16年)

区 分	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間販売額 (億円)	飲食料品小売業のシェア(%)		
				商店数	従業員数	年間販売額
九州	小売業計	151 539	857 301	134 348		
	飲食料品小売業	58 987	357 999	44 845	38.9	41.8
全 国	小売業計	1 238 049	7 762 301	1 332 786		
	飲食料品小売業	444 596	3 151 037	413 342	35.9	40.6

資料：経済産業省「平成16年商業統計表」

飲食料品小売業の業態別店舗数

区分		食 料 品	コンビニエンス	食 料 品	食 料 品	参 考	
		ス ー パ ー	ス ト ア ー	専 門 店	中 心 店	総合スーパー	百貨店
九州	14年	2 154	4 331	27 180	19 362	173	42
	16年	2 338	4 372	25 952	17 850	168	33
全国	14年	17 691	41 770	204 171	140 172	1 668	362
	16年	18 485	42 738	190 788	132 299	1 675	308

資料：経済産業省「平成16年商業統計(業態別データによる)」

(注)：この表は統計区分が異なるため、上表の合計値とは合致しない。

2 卸売市場の状況

中央卸売市場の状況

中央卸売市場の開設状況

単位：か所

市場区分 都市名	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産物	食肉	計
北九州市		1					1
福岡市				3	1	1	5
久留米市		1					1
長崎市				1			1
佐世保市			1		1		2
宮崎市	1						1
鹿児島市				1	1		2
計	1	2	1	5	3	1	13

資料：九州農政局調べ（平成18年4月1日現在）

九州の中央卸売市場の取扱実績（数量ベース）

単位：千トン

部類 年度	青 果				水 産 物				食 肉	花 き	合 計
		野 菜	果 実	その他		生 鮮	冷 凍	塩干等			
平.13	1 094	786	294	14	342	251	54	37	17	-	1 453
14	1 082	788	282	12	333	247	52	34	17	-	1 432
15	1 064	780	273	12	316	238	42	35	18	-	1 398
16	1 029	758	258	13	307	236	42	29	18	-	1 354
17	959	709	236	14	269	213	34	23	18	-	1 246

資料：九州農政局調べ

九州の中央卸売市場の取扱実績（金額ベース）

単位：億円

部類 年度	青 果				水 産 物				食 肉	花 き	合 計
		野 菜	果 実	その他		生 鮮	冷 凍	塩干等			
平.13	1 940	1 213	696	31	1 876	1 271	375	230	108	36	3 960
14	2 092	1 377	688	27	1 838	1 247	364	227	122	36	4 088
15	2 034	1 344	664	26	1 658	1 176	278	204	130	35	3 857
16	2 006	1 319	663	24	1 564	1 107	182	274	159	36	3 765
17	1 750	1 164	567	19	1 389	1 008	223	159	163	34	3 336

資料：九州農政局調べ

九州の中央卸売市場の集荷方法別取扱状況（平成17年度）

単位：百万円、%

集荷方法 部類	委 託		買 付		計	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
青 果	116 565	66.6	58 419	33.4	174 984	100.0
水産物	88 712	63.9	50 222	36.1	138 934	100.0
食 肉	13 216	81.0	3 090	19.0	16 306	100.0
花 き	3 125	91.2	302	8.8	3 427	100.0
合 計	221 618	66.4	112 033	33.6	333 651	100.0

資料：九州農政局調べ

中央卸売市場におけるせり・入札取引割合の年度別推移（金額ベース）

単位：％

部類 年度	青 果		水産物		食肉		花き	
	九州	全国	九州	全国	九州	全国	九州	全国
平.2	82.7	64.9	59.8	35.2	-	85.2	-	97.4
5	77.1	58.7	55.1	33.4	-	88.4	-	86.5
10	58.8	49.3	52.8	29.5	78.3	89.6	95.0	74.4
15	33.9	26.5	48.9	24.6	62.0	90.7	86.4	58.0
16	33.8	25.3	49.5	23.1	59.2	90.7	82.1	50.8
17	33.7	24.9	53.5	23.2	56.8	91.3	79.9	47.5

資料：農林水産省総合食料局流通課、九州農政局調べ

地方卸売市場の状況

地方卸売市場の開設状況

単位：か所

市場区分 県名	総合市場		青果	水産物 消費地市場	水産物 産地市場	食肉	花き	計
	青果・水産	その他						
福岡		2	19	13			13	47
佐賀			12	5	3		2	22
長崎	1	1	5		2	1	2	12
熊本	2		23	8	3	1	3	40
大分	3	1	12	4	9		4	33
宮崎		1	11	3	13		2	30
鹿児島	2		20	2	10		2	36
計	8	5	102	35	40	2	28	220
平成17年4月1日現在	7	6	104	35	40	2	28	222
増減	+1	-1	-2	0	0	0	0	-2

資料：九州農政局調べ（平成18年4月1日現在）

九州の地方卸売市場の取引実績（数量ベース）

単位：千トン

部類 年度	青 果			水産物 消費地市場	水産物 産地市場	食肉	花き	その他	合 計
	野菜	果実	実						
平.13	1 143	798	345	151	491	6	-	13	1 804
14	1 118	786	332	157	547	5	-	12	1 839
15	1 052	750	302	134	523	5	-	12	1 726
16	1 015	705	310	115	551	4	-	13	1 698
17	977	687	290	131	556	5	-	12	1 681

資料：九州農政局調べ

注：数値はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

九州の地方卸売市場の取扱実績（金額ベース）

単位：億円

部類 年度	青 果			水産物 消費地市場	水産物 産地市場	食肉	花き	その他	合 計
	野菜	果実	実						
平.13	1 706	1 081	625	965	1 396	39	540	56	4 702
14	1 821	1 192	629	972	1 325	42	529	60	4 749
15	1 707	1 134	573	976	983	42	507	55	4 270
16	1 697	1 123	574	892	1 214	44	490	54	4 391
17	1 597	1 059	538	844	1 156	43	483	48	4 171

資料：九州農政局調べ

注：数値はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

3 農家数及び農業労働力

農家数及び農業労働力(農林業センサス)

区 分	単位	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
総農家数 平. 7	100戸	5 072	903	449	485	863	644	619	1 109
12	"	4 591	818	411	444	796	577	562	982
17	"	4 211	750	379	420	742	525	507	888
販売農家数 平. 7	"	3 920	723	388	376	705	484	481	763
12	"	3 449	640	352	331	631	420	420	655
17	"	2 934	545	312	285	543	352	352	543
主業農家数 平. 7	"	1 359	193	122	136	312	113	202	282
12	"	1 012	149	91	101	239	80	154	199
17	"	846	129	82	91	199	63	126	157
準主業農家数 平. 7	"	911	171	100	112	157	116	99	156
12	"	765	144	91	101	139	87	81	122
17	"	549	106	73	70	104	62	54	80
副業的農家数 平. 7	"	1 650	360	167	129	236	255	179	325
12	"	1 672	347	170	129	253	254	186	334
17	"	1 539	310	158	124	240	228	173	307
農家人口 平. 7	100人	16 422	3 284	1 882	1 707	3 255	1 910	1 939	2 446
(販売農家) 12	"	14 232	2 853	1 673	1 480	2 869	1 633	1 660	2 065
17	"	11 498	2 294	1 426	1 212	2 365	1 285	1 305	1 612
農業就業人口 平. 7	"	6 545	1 153	611	651	1 334	724	862	1 211
(販売農家) 12	"	6 028	1 106	594	606	1 220	652	779	1 072
17	"	5 193	950	533	527	1 063	547	662	910
基幹的農業 平. 7	"	4 487	663	399	464	980	423	665	892
従事者数 12	"	4 118	639	368	453	887	381	566	823
(販売農家) 17	"	3 795	612	326	409	820	353	548	727

資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：農家人口は、販売農家におけるものである。

注2：用語の定義は次のとおりである。

農家：経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)

販売農家：経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

主業農家：農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上
の者がいる農家

準主業農家：農外所得が主(農家所得の50%以上が農外所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家

副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家

農業就業人口：自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者

基幹的農業従事者：農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

農家人口-販売農家(農林業センサス)

単位：100人

区 分	全国	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
男女計	83 705	11 498	2 294	1 426	1 212	2 365	1 285	1 305	1 612
平. 17									
うち14歳以下	9 004	1 236	242	193	158	281	113	125	123
15～29	13 049	1 678	387	238	177	350	170	176	180
30～59	29 788	3 958	811	505	429	828	428	443	515
60歳以上	31 865	4 625	854	490	448	906	574	561	793
男女計	104 674	14 232	2 853	1 673	1 480	2 869	1 633	1 660	2 065
12									
うち14歳以下	13 903	1 902	383	268	237	413	187	204	211
15～29	16 784	2 115	490	277	220	427	229	233	240
30～59	37 183	4 944	1 012	591	517	1 017	554	577	676
60歳以上	36 803	5 271	969	538	506	1 012	663	646	937

資料：農林水産省「農林業センサス」

4 農地の状況

耕地面積と耕地利用率

平成17年耕地面積及び経営耕地規模別農家数割合

区 分	単位	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
耕地面積	ha	573 600	89 900	56 000	51 300	120 400	60 400	70 200	125 400
田	"	331 100	69 800	44 500	24 100	72 300	42 200	38 100	40 200
畑	"	242 500	20 100	11 600	27 200	48 100	18 200	32 100	85 300
普通畑	"	159 800	8 430	4 260	19 600	23 200	9 720	25 900	68 600
樹園地	"	68 600	11 400	7 250	7 350	17 700	5 650	5 040	14 200
牧草地	"	14 100	264	51	204	7 190	2 810	1 190	2 400
耕地率	%	13.6	18.1	23.0	12.5	16.7	9.5	9.8	13.6
水田率	"	57.7	77.6	79.5	47.0	60.0	69.9	54.3	32.1
普通畑率	"	27.9	9.4	7.6	38.2	19.3	16.1	36.9	54.7
樹園地率	"	12.0	12.7	12.9	14.3	14.7	9.4	7.2	11.3
1戸当たり耕地面積	ha	1.4	1.2	1.5	1.2	1.6	1.2	1.4	1.4
経営耕地 （販売農家）									
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.5ha未満	"	20.9	20.0	14.4	22.6	16.8	26.8	22.3	23.9
0.5～1.0	"	33.6	37.0	29.9	36.6	29.4	39.0	32.0	32.4
1.0～1.5	"	17.7	18.9	19.4	18.5	18.3	16.1	17.2	16.0
1.5～2.0	"	9.9	9.7	13.4	9.2	11.9	7.2	9.6	8.5
2.0～3.0	"	9.4	8.0	12.9	7.8	12.9	5.6	9.1	8.8
3.0～5.0	"	5.8	4.5	7.5	4.1	7.7	3.4	6.5	6.4
5.0ha以上	"	2.7	2.1	2.5	1.2	3.2	1.8	3.3	4.1

資料：農林水産省「平成17年耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」

注：耕地率とは、総土地面積に占める耕地の割合

農作物作付延べ面積及び耕地利用率

			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	作付延べ面積	千ha	589.9	99.5	73.6	49.0	115.1	55.7	76.2	120.8
	耕地面積	千ha	570.0	89.1	55.7	51.0	119.8	59.6	69.9	124.8
	耕地利用率	%	103.5	111.7	132.1	96.1	96.1	93.5	109.0	96.8
17	作付延べ面積	千ha	598.3	100.6	74.4	49.1	116.7	57.4	76.9	123.2
	耕地面積	千ha	573.6	89.9	56.0	51.3	120.4	60.4	70.2	125.4
	耕地利用率	%	104.3	111.9	132.9	95.7	96.9	95.0	109.5	98.2
16	作付延べ面積	千ha	605.0	101.4	74.8	49.2	118.5	59.2	77.5	124.4
	耕地面積	千ha	577.1	90.6	56.4	51.5	121.1	61.1	70.4	126.0
	耕地利用率	%	104.8	111.9	132.6	95.5	97.9	96.9	110.1	98.7

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1： 作付延べ面積は、稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、果樹、野菜、工芸農作物、飼肥料作物、その他作物の作付(栽培)面積の合計である。

注2： 耕地利用率 = 作付延べ面積 / 耕地面積 × 100 である。

農地の基盤整備率

農地の基盤整備率

単位:ha

区 分	水田面積	30a程度以上	率	1ha程度以上	率
九州	329 500	187 236	56.8%	17 372	5.3%
福岡県	69 400	42 330	61.0%	3 261	4.7%
佐賀県	44 300	35 945	81.1%	5 169	11.7%
長崎県	24 000	6 982	29.1%	523	2.2%
熊本県	72 100	45 077	62.5%	2 692	3.7%
大分県	41 900	22 216	53.0%	2 943	7.0%
宮崎県	37 900	14 128	37.3%	263	0.7%
鹿児島県	40 000	20 558	51.4%	2 521	6.3%

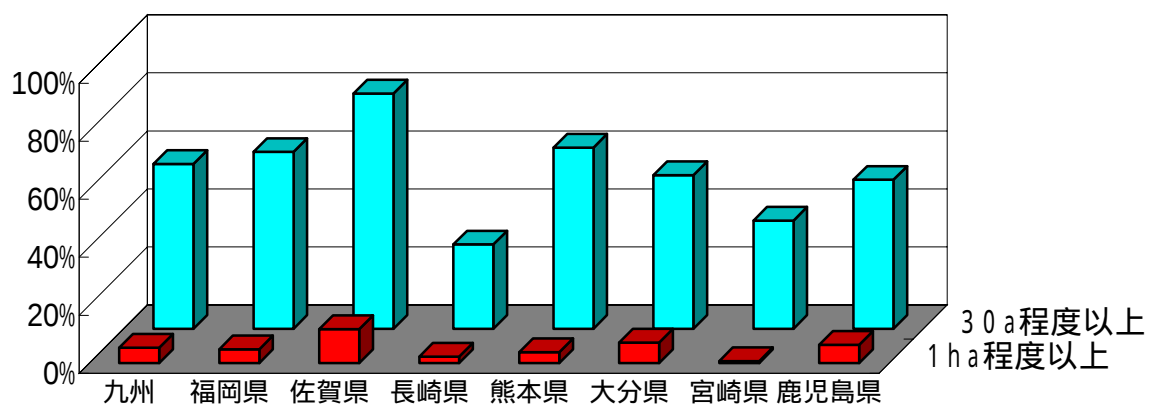
資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

注1：水田面積は「耕地及び作付面積統計」による18年7月15日現在の田耕地面積の数値である。

注2：各整備済面積は「農業基盤整備基礎調査」による平成18年3月31日時点の推計値である。

注3：数値はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

九州管内における水田整備率



資料：九州農政局調べ（平成18年3月末現在）

注：整備率は暫定値である（市街化区域農地を除く）

5 農業産出額

平成17年 部門別農業産出額と生産農業所得(九州)

区 分		九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
農 業 産 出 額 計	億円	16 808	2 236	1 376	1 367	3 102	1 353	3 206	4 168
うち耕種計	"	9 870	1 835	1 050	922	2 131	891	1 346	1 696
うち米	"	2 186	459	327	169	448	282	247	253
野菜	"	3 647	638	333	362	961	294	626	432
果実	"	1 172	212	146	134	318	144	116	101
うち畜産計	"	6 713	379	313	440	921	452	1 823	2 386
うち肉用牛	"	2 171	52	132	191	300	144	574	778
豚	"	1 737	48	48	109	178	78	522	755
鶏	"	1 960	152	102	73	142	116	615	760
生 産 農 業 所 得	"	5 562	832	499	420	1 136	433	953	1 289
生産農業所得	千円	1 321	1 110	1 318	1 001	1 531	825	1 879	1 452
農家1戸当たり	千円	97	93	89	82	94	72	136	103
耕地10a当たり	千円								

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

農業産出額の推移(九州)

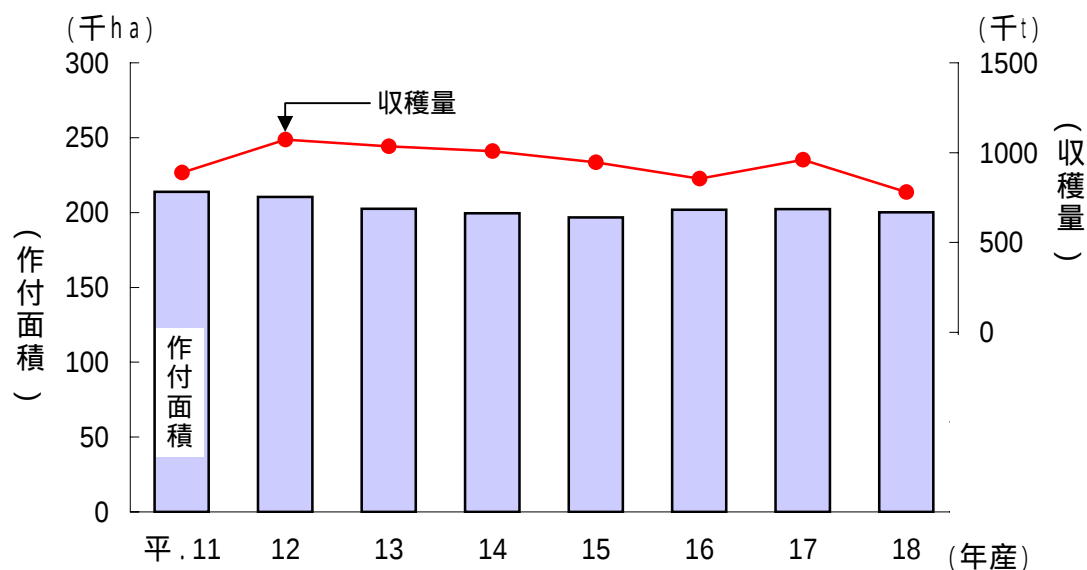
単位：億円、%

区 分	昭.60	平.2	7	12	15	16	17	対前年比
計								
全 国	115 499	112 786	105 846	92 574	89 986	89 143	88 067	98.8
九 州	19 344	20 341	19 372	17 266	16 899	16 591	16 808	101.3
割 合 /	16.7	18.0	18.3	18.7	18.8	18.6	19.1	—
耕 種 計	11 851	12 602	13 028	11 017	10 639	9 872	9 870	100.0
うち 米	4 165	3 469	3 765	2 600	2 672	2 042	2 186	107.1
麦類・雑穀・豆・いも類	1 254	1 070	937	959	844	849	915	107.8
野 菜	2 801	4 047	4 191	3 803	3 892	3 692	3 647	98.8
果 実	1 661	1 819	1 757	1 448	1 235	1 232	1 172	95.1
花き・種苗・苗木類・その他作物	690	1 013	1 195	1 141	1 113	1 085	1 051	96.9
工 芸 農 作 物	1 280	1 185	1 182	1 066	883	972	900	92.6
畜 産 計	7 251	7 497	6 060	6 031	6 037	6 468	6 713	103.8
うち肉用牛	1 597	1 988	1 695	1 785	1 763	2 034	2 171	106.7
乳用牛	879	983	841	812	817	813	801	98.5
豚	2 013	1 762	1 515	1 489	1 576	1 707	1 737	101.8
鶏	2 650	2 677	1 970	1 894	1 841	1 873	1 960	104.6
加 工 農 産 物	242	242	284	218	223	251	225	89.6

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

6 水稻生産の状況

水稻の作付面積及び収穫量の推移（九州）



資料：農林水産省「作物統計」

水稻の作付面積及び収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	作付面積	ha	200 200	41 200	29 000	14 700	42 000	26 200	21 500	25 600
	10a当たり収量	kg	390	382	262	322	440	395	465	435
	収 穫 量	t	780 400	157 400	76 000	47 300	184 800	103 500	100 000	111 400
	作況指数		78	76	49	68	85	79	95	91
17	作付面積	ha	202 300	41 600	29 500	14 700	42 600	26 200	21 800	25 800
	10a当たり収量	kg	474	482	491	450	479	459	473	467
	収 穫 量	t	959 500	200 500	144 800	66 200	204 100	120 300	103 100	120 500
	作況指数		94	96	93	95	93	91	97	98
16	作付面積	ha	201 900	42 100	29 300	14 500	42 300	26 200	21 700	26 000
	10a当たり収量	kg	424	415	422	430	396	432	462	439
	収 穫 量	t	855 800	174 700	123 600	62 400	167 500	113 200	100 300	114 100
	作況指数		85	83	80	91	77	86	95	92

資料：農林水産省「作物統計」

平成17年 米生産費と収益性（販売農家・10a 当たり）

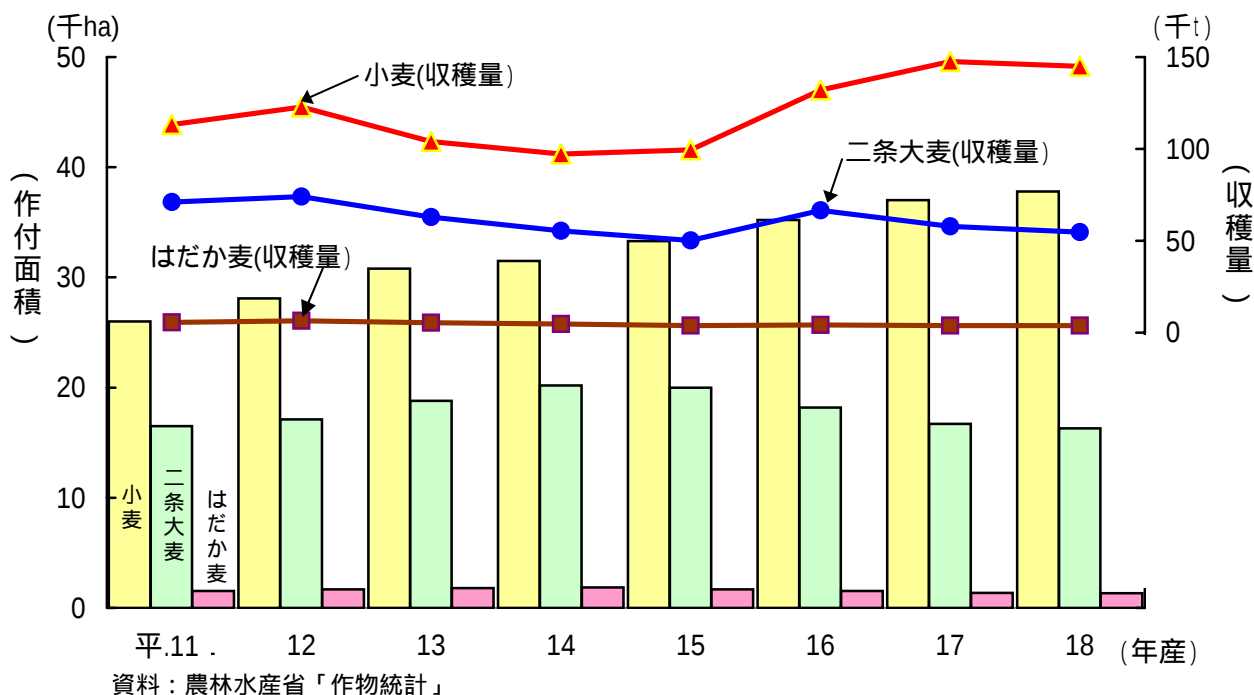
単位：円、時間

区 分		九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生 産 費	物財費	79 305	92 245	63 714	91 233	74 068	77 507	76 496	86 236
	労働費	44 685	42 443	37 367	49 218	50 582	47 036	41 631	49 488
	費用合計	123 990	134 688	101 081	140 451	124 650	124 543	118 127	135 724
	生産費 (副産物価額差引)	121 162	132 983	96 532	135 329	121 792	122 734	115 559	134 010
	支払利子・地代算 入生産費	125 454	136 546	99 793	145 209	125 179	126 709	118 746	141 718
	資本利子・地代全 額算入生産費	146 909	160 856	120 169	162 052	149 581	147 660	139 079	156 643
収 益 性	粗収益	104 655	101 818	109 632	112 420	98 721	100 188	113 780	103 305
	所得	19 187	5 045	41 483	10 408	18 525	16 156	33 620	3 826
労 働 時 間	労働時間計	32.77	29.08	25.49	36.28	38.73	31.73	34.26	40.67
	家族	30.98	27.73	24.63	35.51	36.41	29.94	33.93	34.15
	雇用	1.79	1.35	0.86	0.77	2.32	1.79	0.33	6.52

資料：農林水産省「農業経営統計調査（米生産費統計）」

7 麦生産の状況

麦の作付面積及び収穫量の推移（九州）



4 麦作付面積及び収穫量

区 分		九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	作付面積	ha	55 400	20 300	21 300	1 940	6 890	4 820	63
	収穫量	t	203 400	80 600	79 400	6 160	23 600	13 100	165
17	作付面積	ha	55 100	19 900	21 500	1 990	6 700	4 730	75
	収穫量	t	209 000	79 600	86 700	6 760	22 600	12 800	216
16	作付面積	ha	55 000	19 500	21 600	2 030	6 660	4 890	88
	収穫量	t	205 600	74 600	86 500	6 610	23 300	13 900	238

資料：農林水産省「作物統計」

注：データは4麦計。

平成17年 小麦生産費と収益性（販売農家・10a当たり）

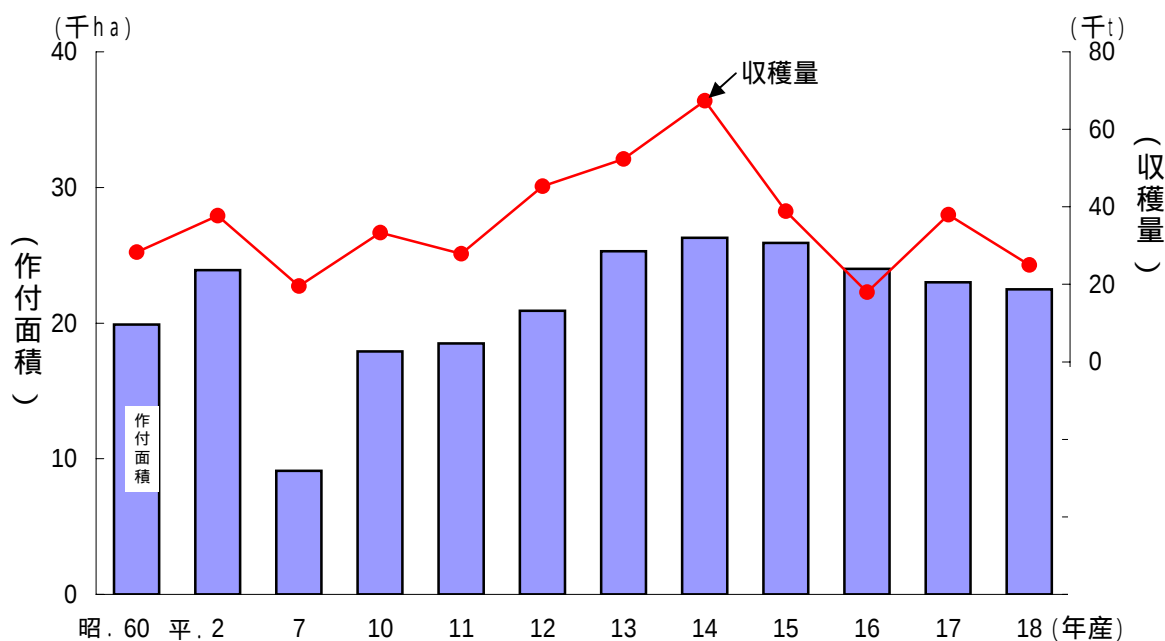
単位：円、時間

区 分	九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生産費	物財費	34 315	35 739	33 389	35 312	31 895	33 297	...
	労働費	12 770	13 497	11 443	8 889	13 506	13 373	...
	費用合計	47 085	49 236	44 832	44 201	45 401	46 670	...
	生産費 (副産物価額差引)	46 807	49 151	44 379	44 173	44 764	46 516	...
	支払利子・地代算入生産費	51 408	53 649	48 971	51 309	49 577	50 486	...
	資本金利子・地代全額算入生産費	59 632	62 088	57 789	60 847	57 006	55 890	...
	粗収益	56 745	58 163	60 196	49 839	53 466	41 693	...
収益性	所得	17 624	17 795	21 857	7 391	16 644	4 111	...
	労働時間計	8.98	9.15	8.01	6.67	10.79	9.25	...
労働時間	家族	8.83	9.00	7.79	6.67	10.66	9.00	...
	雇用	0.15	0.15	0.22	-	0.13	0.25	...

資料：農林水産省「農業経営統計調査（小麦生産費統計）」

8 大豆生産の状況

大豆の作付面積及び収穫量の推移（九州）



資料：農林水産省「作物統計」

大豆の作付面積及び収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年産	作付面積	ha	22 500	8 110	7 490	546	3 080	2 420	457	386
	10a当たり収量	kg	111	113	117	82	127	70	121	120
	収 穫 量	t	25 000	9 180	8 730	448	3 910	1 690	553	463
17	作付面積	ha	22 600	7 790	7 370	617	3 100	2 850	466	406
	10a当たり収量	kg	167	195	193	134	123	106	63	113
	収 穫 量	t	37 800	15 200	14 200	827	3 820	3 020	293	459
16	作付面積	ha	24 000	8 140	7 780	762	3 230	3 150	542	441
	10a当たり収量	kg	75	69	93	83	74	51	47	47
	収 穫 量	t	17 900	5 620	7 210	632	2 400	1 610	257	207

資料：農林水産省「作物統計」

平成17年 大豆生産費と収益性（販売農家・10a 当たり）

単位：円、時間

区 分	九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生 産 費	物財費	30 895	31 958	31 190	...	27 565	25 363	...
	労働費	14 328	12 351	12 833	...	19 475	23 670	...
	費用合計	45 223	44 309	44 023	...	47 040	49 033	...
	生産費 (副産物価額差引)	45 054	44 086	43 875	...	46 891	49 033	...
	支払利子・地代算入生産費	50 299	51 416	49 036	...	47 516	50 348	...
	資本利子・地代全額算入生産費	59 270	58 390	58 126	...	62 058	59 335	...
	粗収益	44 983	44 956	47 825	...	37 820	40 563	...
収 益 性	所得	8 633	5 653	11 156	...	9 099	13 885	...
	労働時間計	10.00	8.17	8.93	...	14.91	16.39	...
労 働 時 間	家 族	9.75	8.17	8.54	...	14.24	16.39	...
	雇 用	0.25	0.00	0.39	...	0.67	-	...

資料：農林水産省「農業経営統計調査（大豆生産費統計）」

9 肉用牛生産の状況

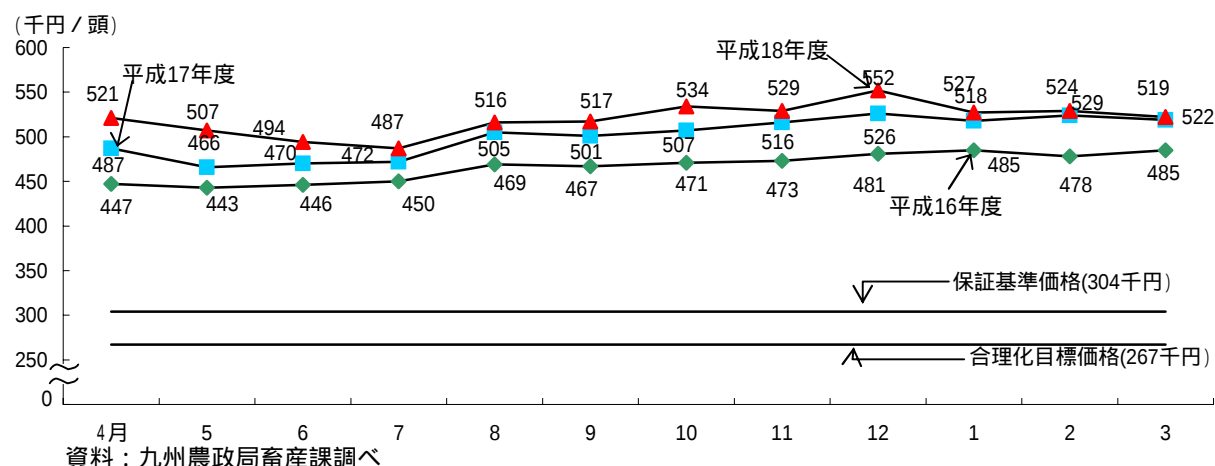
肉用牛の飼養頭数

区 分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	飼養戸数 戸 38 300	231	1 060	4 440	4 340	2 530	10 600	15 100
	飼養頭数 千頭 1 010	29	62	90	143	64	271	353
17	飼養戸数 戸 39 900	232	1 100	4 590	4 440	2 580	11 200	15 800
	飼養頭数 千頭 1 011	28	61	89	149	66	268	350
16	飼養戸数 戸 41 600	247	1 140	4 880	4 610	2 750	11 600	16 300
	飼養頭数 千頭 1 014	31	62	88	150	68	267	349

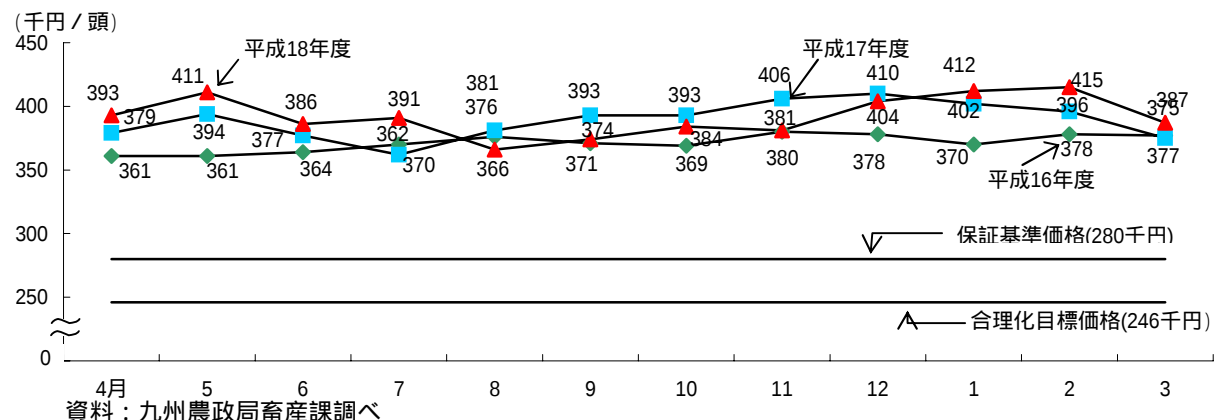
資料：農林水産省「畜産統計」

肉用子牛価格の推移

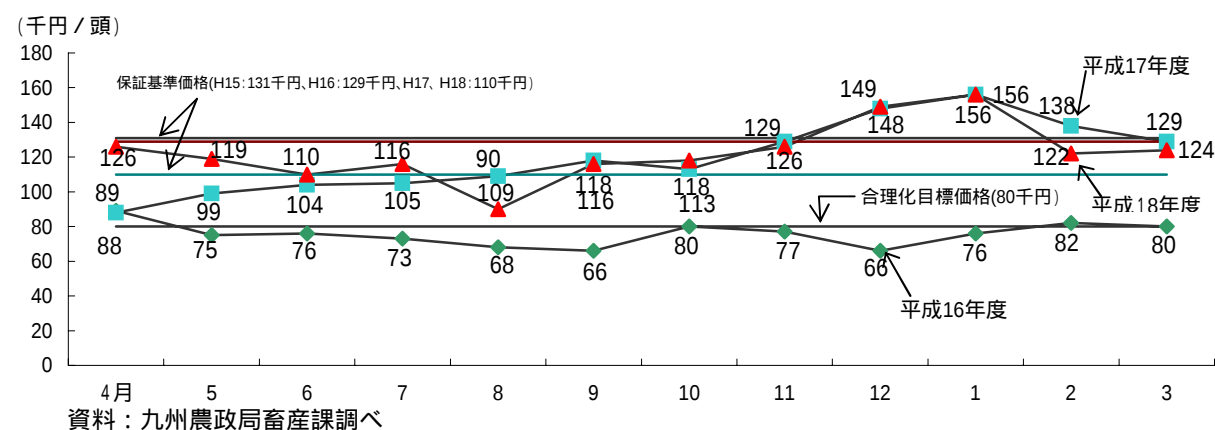
1. 黒毛和種



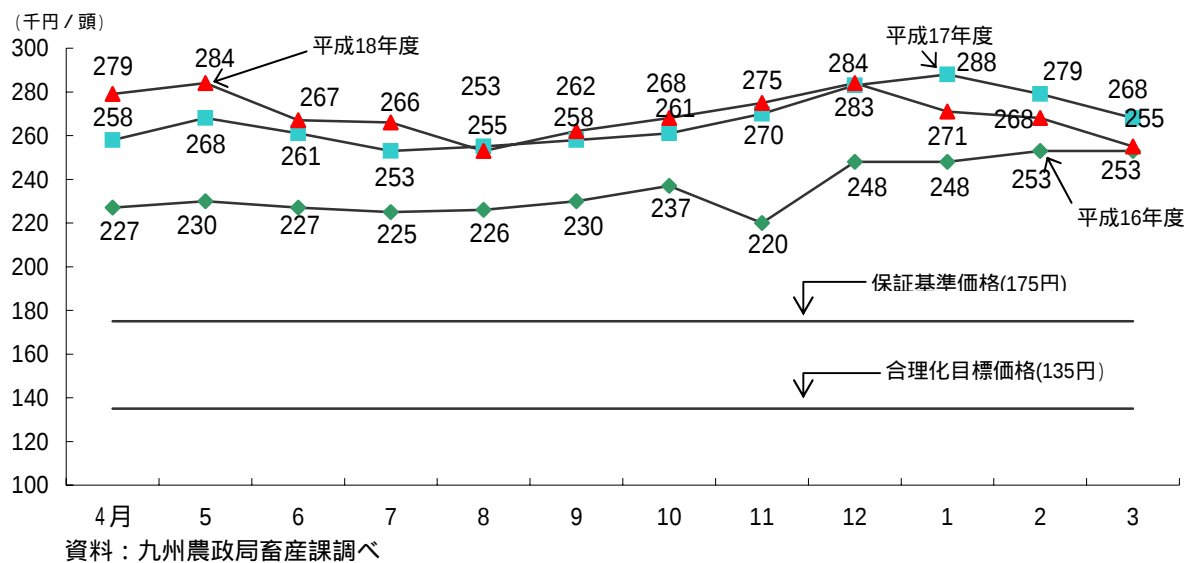
2. 褐毛和種



3. ホルスタイン種(雌を除く)



4. 交雑種(ホルスタイン種を母とするもの)



牛肉需給の推移

(部分肉ベース、単位：千トン)

年 度	昭.60	平.2	7	12	13	14	15	16	17	18 (4~1月)
生産量	389	388	413	365	329	364	353	356	348	293
輸入量	158	384	658	738	608	534	520	450	458	395
推定出回り量	542	766	1 068	1 088	913	933	903	809	806	676
在庫増減	5	6	4	15	23	▲ 35	▲ 30	▲ 3	0	12

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注1：在庫増減は、年度の期首在庫量に対する増減

平成18年 去勢若齢肥育牛生産費と収益性(肥育牛1頭当たり)

単位：円、時間

区 分	九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生 産 費								
物財費	742 559	796 729	767 026	793 550	654 758	678 142	720 267	776 615
労働費	67 486	67 217	80 451	66 313	52 442	101 124	56 994	79 615
費用合計	810 045	863 946	847 477	859 863	707 200	779 266	777 261	856 230
生産費 (副産物価額差引)	799 571	850 848	835 744	848 583	698 883	758 567	769 195	844 295
支払利子・地代算 入生産費	813 576	863 380	859 479	876 366	705 545	758 855	773 906	863 871
資本利子・地代全 額算入生産費	824 784	889 021	863 579	884 071	714 364	783 238	788 824	872 264
収 益 性								
粗収益	925 395	949 078	958 879	930 849	822 610	839 413	912 458	983 340
所得	164 029	122 037	165 876	108 960	155 881	159 655	182 597	183 458
労働時間								
労働時間計	48.05	44.82	53.76	49.31	40.83	64.57	41.86	55.86
家 族	44.02	31.78	52.00	48.91	36.01	63.78	36.92	53.16
雇 用	4.03	13.04	1.76	0.40	4.82	0.79	4.94	2.70

資料：農林水産省「農業経営統計調査(畜産物生産費)」

注：この数値は、全国を設計単位とした標本調査の中から各県分を抜き出し集計したもので、飼養農家等の平均ではありませんので、参考事例として利用願います。

10 酪農生産の状況

1世帯当たり牛乳・乳製品の支出金額(全国)

単位：円

区 分	牛乳	乳製品	粉ミルク	ヨーグルト	バター	チーズ	他の乳製品
平成18年	17 810	13 561	1 018	8 088	688	3 180	587
17	18 649	13 629	1 090	8 116	670	3 090	662
16	19 833	13 507	1 058	8 057	704	3 022	666

資料：総務省「家計調査」

飲用牛乳等の生産量と乳製品の価格(全国)

単位：千kl、千kg、円

区 分	飲用牛乳等	乳飲料	はっ酵乳	バター	価格(1kg)	脱脂粉乳	価格(25kg)
平成17年度	4 262	1 207	802	85	948	190	13 157
16	4 404	1 185	782	81	952	183	13 330
15	4 479	1 175	793	82	960	184	13 595

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

価格は生産局畜産部調べ

乳用牛の飼養戸数等

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	飼養戸数	戸	2 880	405	167	264	925	267	465	382
	飼養頭数	千頭	148.5	21.6	5.9	12.4	50.3	18.3	20.0	19.8
	生乳生産量	千 t								
17	飼養戸数	戸	2 990	417	180	278	958	279	481	399
	飼養頭数	千頭	151.3	22.6	6.3	12.8	50.1	18.4	20.7	20.4
	生乳生産量	千 t	813.3	122.1	31.1	65.7	276.4	108.2	109.9	99.8
16	飼養戸数	戸	3 110	435	195	293	986	293	499	412
	飼養頭数	千頭	153.5	23.2	6.5	13.0	51.0	18.5	21.1	20.2
	生乳生産量	千 t	805.8	124.3	33.2	65.7	269.0	105.8	110.1	97.6

資料：農林水産省「畜産統計」「牛乳乳製品統計」

注1：飼養戸数及び頭数は当該年次2月1日現在の数値。

注2：平成18年の生乳生産量は今後発行予定の「平成18年牛乳乳製品統計」に掲載予定

平成18年 牛乳生産費と収益性(搾乳牛通年換算1頭当たり)

単位：円、時間

区 分		九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生産費	物財費	526 761	479 811	472 667	599 975	526 720	603 719	498 230	423 410
	労働費	187 513	208 638	244 453	209 193	189 755	182 643	200 528	195 846
	費用合計	714 274	688 449	717 120	809 168	716 475	786 362	698 758	619 256
	生産費 (副産物価額差引)	671 511	639 275	667 985	726 698	679 041	753 331	663 971	556 198
	支払利子・地代算 入生産費	683 579	647 634	674 848	737 928	691 175	766 656	675 300	572 565
	資本利子・地代全 額算入生産費	710 017	670 020	697 873	763 313	721 339	788 714	703 890	599 489
収益性	粗収益	738 536	634 700	626 687	672 188	756 753	783 316	739 572	700 171
	所得	188 159	135 366	138 574	57 071	207 794	154 176	220 554	247 740
労働時間	労働時間計	132.27	135.27	161.06	152.81	143.03	113.48	136.45	139.20
	家族	124.63	129.32	156.40	147.99	136.67	104.16	129.99	131.19
	雇用	7.64	5.95	4.66	4.82	6.36	9.32	6.46	8.01

資料：農林水産省「農業経営統計調査(畜産物生産費)」

注：この数値は、全国を設計単位とした標本調査の中から各県分を抜き出し集計したもので、飼養農家等平均ではありませんので、参考事例として利用願います。

11 豚の生産状況

豚肉需給の推移

(部分肉ベース、単位：千トン)

年 度	昭 .60	平 .2	7	12	13	14	15	16	17	18 (4~1月)
生産量	1 091	1 075	910	879	862	872	893	884	870	729
輸入量	190	342	535	651	706	748	779	862	879	610
推定出回り量	1 269	1 446	1 461	1 516	1 549	1 622	1 662	1 720	1 716	1 369
在庫増減	13	▲ 29	▲ 17	14	19	▲ 2	9	26	33	▲ 30

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注1：在庫増減は、年度の期首在庫量に対する増減

豚の飼養頭数

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	飼養戸数	戸	2 340	79	96	172	309	92	662	926
	飼養頭数	千頭	3 081	78.3	82.3	195.7	276.5	149	903.4	1 396
17	飼養戸数	戸	...	...	106	...	326	...	...	947
	飼養頭数	千頭	...	...	82.8	...	295.8	...	...	1 398
16	飼養戸数	戸	2 540	88	111	192	332	102	730	982
	飼養頭数	千頭	3 019	77.9	85.4	195.7	284.8	134.5	863.6	1 378

資料：農林水産省「畜産統計」

注：17年はセンサス実施年のため調査を実施していないが、佐賀県、熊本県及び鹿児島県は情報収集により作成。

ウ

平成18年 肥育豚生産費と収益性(肥育豚1頭当たり)

単位：円、時間

区 分		九州	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
生産費	物財費	23 712	22 769	24 810	22 830	23 505	20 798	22 345	27 097
	労働費	4 774	4 634	4 258	5 663	3 714	5 706	4 503	6 104
	費用合計	28 486	27 403	29 068	28 493	27 219	26 504	26 848	33 201
	生産費 (副産物価額差引)	27 702	27 090	28 761	27 620	26 697	26 038	26 352	30 904
	支払利子・地代算 入生産費	28 083	27 665	29 333	28 116	27 013	26 224	26 600	31 131
	資本利子・地代全 額算入生産費	28 794	28 108	30 103	28 710	27 654	26 760	27 311	32 162
収益性	粗収益	32 678	29 847	32 088	30 948	31 042	31 235	31 783	39 613
	所得	7 976	6 503	5 421	6 928	6 544	10 221	9 048	11 401
労働時間	労働時間計	3.45	2.83	2.94	4.61	2.91	3.40	3.26	4.35
	家 族	2.93	2.83	1.96	3.82	2.35	3.39	3.08	3.69
	雇 用	0.52	0	0.98	0.79	0.56	0.01	0.18	0.66

資料：農林水産省「農業経営統計調査(畜産物生産費)」

注：この数値は、全国を設計単位とした標本調査の中から各県分を抜き出し集計したもので、飼養農家等の平均ではありませんので、参考事例として利用願います。

12 鶏の生産状況

鶏肉需給の推移

(骨付き肉ベース、単位：千トン)

年 度	昭.60	平.2	7	12	13	14	15	16	17	18 (4~1月)
生産量	1 351	1 380	1 252	1 195	1 216	1 229	1 239	1 242	1 293	1 112
輸入量	115	297	542	572	566	508	442	371	443	305
推定出回り量	1 466	1 678	1 781	1 750	1 758	1 744	1 706	1 615	1 684	1 426
在庫増減	0	▲ 9	10	13	22	▲ 11	▲ 27	▲ 3	50	▲ 12

資料：農林水産省畜産部推計、財務省「日本貿易統計」、(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」

注1：輸入量には七面鳥、その他家禽肉を含む

注2：在庫増減は、年度の期首在庫量に対する増減

鶏卵需給の推移

(単位：千トン)

年 度	昭.60	平.2	7	12	13	14	15	16	17	18 (4~1月)
生産量	2 160	2 420	2 549	2 535	2 519	2 529	2 530	2 481	2 483	1 886
輸入量	39	50	110	121	114	120	110	134	151	93
推定出回り量	2 198	2 470	2 659	2 656	2 634	2 649	2 641	2 615	2 634	1 979

資料：農林水産省統計部「鶏卵流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：推定出回り量は、生産量の公表が四半期毎のため、生産量＋輸入量と一致しないことがある。

採卵鶏の飼養戸数

区 分		九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	飼養戸数 戸	709	149	46	91	82	51	85	205
	飼養羽数 百万羽	26.7	4.6	0.8	2.1	3.0	1.8	4.1	10.3
	鶏卵生産量 千t	...	...	...	...	...	...	...	...
17	飼養戸数 戸	...	...	46	...	97	...	...	221
	飼養羽数 百万羽	...	...	0.8	...	2.9	...	...	10.3
	鶏卵生産量 千t	401.7	62.0	12.3	34.7	42.6	28.1	59.1	162.9
16	飼養戸数 戸	819	147	42	98	99	59	107	267
	飼養羽数 百万羽	28.1	5.0	0.8	2.2	2.9	2.0	4.1	11.1
	鶏卵生産量 千t	412.8	67.6	12.2	34.9	45.6	27.8	61.2	163.7

資料：農林水産省「畜産統計」

注：17年はセンサス実施年のため調査を実施していないが、佐賀県、熊本県及び鹿児島県は情報収集により作成。

ブロイラーの飼養戸数

区 分		九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	飼養戸数 戸	1 026	43	70	38	82	45	394	354
	飼養羽数 百万羽	47.6	1.4	2.7	1.7	3.3	1.9	18.4	18.3
17	飼養戸数 戸	1 058	48	70	41	82	59	403	355
	飼養羽数 百万羽	48.2	1.4	2.9	1.8	3.1	2.1	18.2	18.7
16	飼養戸数 戸	1 082	51	76	48	83	63	407	354
	飼養羽数 百万羽	47.6	1.3	3.1	1.8	2.9	2.2	17.9	18.4

資料：農林水産省「食鳥流通統計」

13 飼料作物の生産・利用状況

飼料作物の作付面積の推移(九州)

単位:千ha、%

区 分	平.15	16	17	18	対 前 年 比
作 付 面 積 計	108.2	105.7	104.7	102.3	97.7
う ち 田	38.5	37.0	35.9	34.7	96.7
う ち 畑	69.7	68.7	68.8	67.6	98.3

資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

稲発酵粗飼料作付面積

単位:ha、%

区分	平.15	16	17	18	18/17
全 国	5 214.0	4 375.0	4 594.0	5 187.0	112.9
うち九州	2 725.0	2 308.0	2 348.0	2 602.8	110.9
(割合)	(52.3)	(52.8)	(51.1)	(50.2)	-
福岡県	202.0	172.0	198.0	203.0	102.5
佐賀県	10.0	2.0	0.4	3.1	775.0
長崎県	20.0	14.0	15.0	15.0	100.0
熊本県	1 348.0	1 064.0	994.0	1 123.0	113.0
大分県	171.0	171.0	231.0	222.0	96.1
宮崎県	912.0	851.0	862.0	986.0	114.4
鹿児島県	63.0	33.0	47.0	50.7	107.9

資料:農林水産省生産局調べ

コントラクターの推移

単位:組織数

区分	平.14	15	16	17
全 国 計	267	317	400	437
九 州 計	63	74	104	114
福岡県	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—
長崎県	9	9	10	10
熊本県	9	10	19	24
大分県	14	14	24	24
宮崎県	22	32	42	47
鹿児島県	9	9	9	9

資料:農林水産省生産局調べ

平成18年産 主要飼料作物

区 分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
牧草								
作付面積	千ha	63.3	1.7	1.1	5.2	13.1	5.3	16.2
収 穫 量	千t	...	...	...	288.0	505.3	291.2	1 007.0
青刈りとうもろこし								
作付面積	千ha	16.6	0.1	0.0	0.9	4.5	1.1	6.9
収 穫 量	千t	...	...	...	39.7	208.4	58.2	343.2
ソルゴー								
作付面積	千ha	12.6	0.3	0.5	2.3	1.3	1.1	4.6
収 穫 量	千t	...	...	...	115.4	78.3	74.4	280.4
青刈りえん麦								
作付面積	千ha	4.9	0.0	0.1	0.6	0.2	0.1	1.5
収 穫 量	千t	...	...	...	27.2	6.8	...	38.9

資料:農林水産省「作物統計」

飼料作物の作付面積

単位:千ha

区 分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	102.3	2.4	1.7	9.4	20.7	7.8	30.6	29.6
17	104.7	2.5	1.8	9.5	20.8	8.1	31.0	30.9
16	105.7	2.6	1.9	9.0	21.2	8.4	31.4	31.3

資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

14 野菜の生産状況

17年産主要野菜の生産状況

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
きゅうり	作付面積	ha	2 120	214	169	135	359	203	851	189
	収穫量	t	128 100	13 000	12 400	6 870	15 000	6 320	64 900	9 640
トマト	作付面積	ha	2 190	251	93	178	1 130	184	215	138
	収穫量	t	157 200	18 600	5 630	13 500	85 300	9 490	18 700	5 990
なす	作付面積	ha	1 350	324	96	101	452	175	68	136
	収穫量	t	81 100	28 800	6 040	2 770	32 600	4 090	2 810	3 900
ネギ	作付面積	ha	2 780	705	337	142	253	745	155	439
	収穫量	t	41 300	9 600	3 500	2 470	4 340	13 400	2 010	5 980
たまねぎ	作付面積	ha	3 780	187	2 460	474	316	152	63	123
	収穫量	t	186 500	5 730	143 300	19 400	9 610	4 150	1 370	2 870
ばれいしょ	作付面積	ha	10 500	406	171	4 110	645	218	606	4 390
	収穫量	t	200 100	5 770	2 880	86 400	12 400	3 190	13 500	76 000
ほうれんそう	作付面積	ha	2 420	620	163	200	448	168	563	256
	収穫量	t	37 300	10 600	1 580	2 570	4 620	2 370	12 200	3 260

資料：農林水産省「作物統計調査の作況調査・野菜調査」

注：平成17年産は主産県調査年に当たることから、大分県のなすについては、関係機関からの情報及び現地見回り等により作成した冬春なすと調査対象の夏秋なすを合算し県計値とした。
このため大分県及び九州計は参考値である。

野菜の作付面積と収穫量の推移（14品目）

単位：ha、千t

区 分		平.元	11	12	13	14	15	16	17	17年/元年
作付面積	全国	464 270	395 070	386 110	376 460	368 160	358 060	350 380	346 020	74.5
	九州	64 640	55 221	54 660	53 838	52 795	51 019	49 778	49 100	76.0
	九州/全国	13.9	13.9	14.2	14.3	14.3	14.2	14.2	14.2	-
	福岡県	7 521	6 818	6 681	6 496	6 258	6 183	5 820	5 671	75.4
	佐賀県	4 633	4 533	4 551	4 406	4 293	4 084	4 032	4 153	89.6
	長崎県	12 571	9 190	9 178	9 227	9 148	8 971	8 780	8 485	67.5
	熊本県	9 925	8 825	8 946	8 944	8 762	8 447	8 249	8 140	82.0
	大分県	5 523	4 727	4 584	4 437	4 328	4 369	4 162	3 998	72.4
	宮崎県	10 837	8 907	8 589	8 413	8 260	8 046	8 087	7 939	73.3
	鹿児島県	13 586	12 222	12 081	11 955	11 705	10 927	10 652	10 692	78.7
収穫量	全国	15 250	13 171	13 030	13 009	12 877	12 438	11 858	11 880	77.9
	九州	1 995	1 801	1 861	1 820	1 842	1 720	1 640	1 637	82.1
	九州/全国	13.1	13.7	14.3	14.0	14.3	13.8	13.8	13.8	-
	福岡県	248	221	221	212	199	195	175	181	73.0
	佐賀県	177	194	212	190	185	185	178	193	109.0
	長崎県	320	272	300	296	316	285	288	265	82.8
	熊本県	310	276	296	309	309	286	269	277	89.4
	大分県	151	118	126	123	122	117	97	107	70.9
	宮崎県	381	361	352	346	361	335	324	320	84.0
	鹿児島県	407	359	354	343	350	318	307	293	72.0

資料：農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」

注：作付面積、収穫量とも、主要野菜13品目にばれいしょを加えた14品目である。

野菜の作付面積

単位：ha

区 分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	76 600	10 800	5 940	11 500	15 600	5 680	10 900	16 200
17	77 700	11 200	5 880	11 400	15 700	5 990	11 100	16 500
16	78 500	11 400	5 710	11 600	16 000	6 300	11 200	16 200

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

主要野菜の全国的な地位（平成17年野菜産出額）

（単位：億円、％）

品 目 名	産 出 額		九州各県の全国順位（10位以内）						
	九州	九州の割合	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
だいこん	143	14.9			9			6	7
にんじん	62	10.6			8			10	9
ごぼう	52	20.5				8		4	9
さといも	58	21.8				9		3	4
はくさい	41	10.3			9				
キャベツ	107	12.1				8			9
ねぎ	174	13.7	5				6		
たまねぎ	130	18.1		2	6	9			
なす	167	21.5	3			2			
トマト	451	24.2				1		10	
きゅうり	265	20.8						1	
ピーマン	163	41.7				8	7	1	4
さやいんげん	47	17.6			10	9			3
いちご	578	33.4	2	6	7	3			
すいか	148	24.5				1			
メロン	178	21.2				4		7	
レタス	80	12.1	6		9				
ばれいしょ	210	17.1			2				3
アスパラガス	59	26.9	10	4	3	7			
野菜計（産出額）	3,647	18.0	638	333	362	961	294	626	432
10位以内の品目数			5	3	9	12	2	8	8

資料：九州農政局統計部作成の生産農業所得統計（推定期間：平成14年1月1日から12月31日）を利用

注：表中の「メロン」は露地メロン及び温室メロンである。

主要野菜の地域別市場出荷量の割合

（単位：千トン、％）

区 分	16年産 出荷量	17年産 出荷量	前年比	九州域外への出荷割合（％）				
				全体	京浜	東海	近畿	中国
だいこん	98	108	110.2	45.6	0.7	1.3	29.0	11.0
にんじん	75	69	92.0	49.2	2.7	2.6	22.6	13.5
はくさい	90	111	123.3	47.4	0.5	4.1	28.2	9.4
キャベツ	108	107	99.1	21.3	0.8	0.6	8.9	9.9
ほうれんそう	12	12	100.0	33.7	0.8	1.3	13.2	11.0
ねぎ	22	23	104.5	42.7	17.3	4.6	10.5	5.7
レタス	57	57	100.0	39.7	15.1	2.9	10.3	6.9
きゅうり	124	121	97.6	52.5	10.8	4.7	21.9	8.9
なす	64	63	98.4	64.6	30.4	7.0	8.9	9.3
トマト	119	123	103.4	64.7	25.6	3.6	21.2	6.5
ピーマン	50	48	96.0	61.7	18.1	10.6	15.4	6.7
さといも	29	25	86.2	50.1	9.3	9.2	17.1	5.6
たまねぎ	136	147	108.1	74.1	41.8	0.8	11.9	4.5
13品目計	984	1014	103.0	52.3	15.1	3.4	18.2	8.3
ばれいしょ	197	160	81.2	80.7	27.1	11.5	24.9	4.2
いちご	54	54	100.0	79.6	27.9	4.8	30.4	10.2
計	1 234	1 228	99.5	57.2	17.2	4.5	19.6	7.9

資料：農林水産省「青果物産地別入荷量調査」

注：九州域外への出荷割合は、必ずしも出荷量とは対応しない。

野菜の価格動向

単位：円/kg、トン

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年 計	
													価 格	入 荷 量
平 年	212	203	201	188	177	170	171	186	200	184	175	197	187	216 619
17 年	204	214	221	195	167	144	162	155	180	164	158	211	181	218 604
平年比	96%	105%	110%	104%	94%	85%	95%	83%	90%	89%	90%	107%	97%	101%
前年比	94%	103%	95%	83%	88%	101%	86%	89%	108%	147%	147%	94%	101%	99%

資料：福岡市中央卸売市場調べ

注：１）いちご、すいか、メロンは、野菜に含む。

２）平年は、12～16年の単純平均である。

指定産地数の推移

単位：産地

	平.14年度	15	16	17	18
九州合計	219	211	204	191	186
福岡県	34	33	31	29	29
佐賀県	21	19	18	17	17
長崎県	33	33	33	22	21
熊本県	47	47	47	48	47
大分県	22	21	20	20	18
宮崎県	31	31	31	31	30
鹿児島県	31	27	24	24	24

資料：九州農政局調べ

産地強化計画の策定状況

単位：産地

	平.17年度	18	累計
九州合計	262	108	370
福岡県	90	0	90
佐賀県	4	52	56
長崎県	54	30	84
熊本県	73	6	79
大分県	0	5	5
宮崎県	36	0	36
鹿児島県	5	15	20

資料：九州農政局調べ

注：平成19年3月31日現在

15 果樹の生産状況

果樹の栽培面積

単位：h a

	区 分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	果樹計	46 100	7 970	5 370	5 760	13 500	5 000	3 540	4 990
	うんしゅうみかん	17 800	2 120	3 400	3 870	5 080	1 220	933	1 230
	主要中晩かん	2 185	185	286	185	829	294	58	351
	その他かんきつ	7 030	262	448	368	2 230	988	775	1 960
	主要落葉果樹	14 630	4 090	863	1 095	4 838	1 663	1 388	689
	その他果樹	4 455	1 313	373	242	523	835	386	760
17	果樹計	47 300	8 230	5 590	5 840	13 600	5 250	3 630	5 140
	うんしゅうみかん	18 500	2 230	3 570	3 930	5 140	1 310	1 000	1 270
	主要中晩かん	2 363	214	309	189	896	331	66	356
	その他かんきつ	7 070	267	445	353	2 190	1 010	780	2 020
	主要落葉果樹	14 900	4 174	880	1 124	4 877	1 734	1 392	719
	その他果樹	4 467	1 345	386	244	497	865	392	775
16	果樹計	48 300	8 370	5 740	5 940	13 800	5 510	3 720	5 220
	うんしゅうみかん	18 900	2 300	3 710	4 000	5 190	1 390	1 030	1 300
	主要中晩かん	2 505	222	314	203	965	374	71	357
	その他かんきつ	7 030	267	434	342	2 140	1 010	795	2 050
	主要落葉果樹	15 300	4 223	908	1 142	4 993	1 867	1 431	736
	その他果樹	4 565	1 358	374	253	512	869	393	777
15	果樹計	49 800	8 630	6 160	6 110	14 000	5 870	3 750	5 340
	うんしゅうみかん	19 800	2 400	4 080	4 140	5 230	1 560	1 060	1 360
	主要中晩かん	2 703	250	327	209	1 015	454	72	371
	その他かんきつ	7 050	264	426	325	2 140	1 020	807	2 070
	主要落葉果樹	15 630	4 342	935	1 172	5 029	1 951	1 437	766
	その他果樹	4 617	1 374	392	264	586	885	374	773

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：１）主要中晩かんは、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジを単純合計した。

２）主要落葉果樹は、日本なし、かき、びわ、ぶどう、くりを単純合計した。

うんしゅうみかんの収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	栽培面積	ha	17 800	2 120	3 400	3 870	5 080	1 220	933	1 230
	結果樹面積	ha	16 700	2 040	3 140	3 590	4 690	1 160	861	1 180
	収 穫 量	t	258 800	25 800	50 800	54 900	75 300	20 200	14 000	17 800
17	栽培面積	ha	18 500	2 230	3 570	3 930	5 140	1 310	1 000	1 270
	結果樹面積	ha	17 200	2 170	3 310	3 620	4 740	1 250	922	1 210
	収 穫 量	t	369 200	40 300	77 200	83 700	101 000	26 500	18 000	22 400
16	栽培面積	ha	18 900	2 300	3 710	4 000	5 190	1 390	1 030	1 300
	結果樹面積	ha	17 600	2 230	3 450	3 680	4 740	1 320	950	1 240
	収 穫 量	t	344 200	37 000	73 900	74 800	94 600	26 600	16 700	20 700

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」及び「果樹生産出荷統計」

果樹栽培面積規模別農家戸数

単位：戸

区 分		総数	規模別				
			0.5ha未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0ha 以上
全 国	平.17	276 548	160 087	63 665	25 593	12 473	14 730
	12	330 397	199 151	74 574	28 670	13 334	14 668
九 州	平.17	41 721	22 161	9 854	4 138	2 123	3 445
	12	53 413	30 258	12 343	4 879	2 454	3 479

資料：農林水産省「農林業センサス」

農業経営者年齢別果樹栽培農家戸数

単位：戸

区 分		総数	年齢別				
			15～29歳	30～39歳	40～59歳	60～64歳	65歳以上
全 国	平.17	276 548	337	5 422	101 527	35 899	133 363
	12	330 397	483	9 305	130 094	49 038	141 477
九 州	平.17	41 721	49	1 082	17 095	5 191	18 304
	12	53 413	91	2 240	22 400	8 027	20 655

資料：農林水産省「農林業センサス」

主要果実の産出額（平成17年）

単位：億円、%

区 分	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全 国	りんご 1,378	みかん 1,337	ぶどう 998	なし 872	もも 486
九 州	みかん 470 (35)	ぶどう 117 (12)	なし 117 (13)	しらぬい 96 (74)	なつみかん 39 (57)
福 岡	ぶどう 60 (6)	みかん 40 (3)	かき 31 (9)	なし 29 (3)	キウイフルーツ 18 (22)
佐 賀	みかん 89 (7)	なし 23 (3)	しらぬい 11 (8)	清美 5 (11)	ぶどう 5 (1)
長 崎	みかん 88 (7)	びわ 25 (43)	ぶどう 6 (1)	しらぬい 4 (3)	なし 3 (0)
熊 本	みかん 129 (10)	しらぬい 68 (52)	なし 36 (4)	なつみかん 20 (29)	ぶどう 14 (1)
大 分	みかん 60 (4)	なし 22 (3)	ぶどう 15 (2)	かぼす 11 ...	ぼんかん 6 (11)
宮 崎	みかん 35 (3)	マンゴー 21 (43)	きんかん 14 (70)	ぶどう 13 (1)	日向夏 11 (52)
鹿 児 島	みかん 29 (2)	なつみかん 13 (19)	たんかん 11 (11)	ぼんかん 11 (19)	しらぬい 6 (5)

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：（ ）内は全国シェア、○内は全国順位

16 花きの生産状況

花き・花木類等の栽培農家数

(単位:戸)

	平.13	14	15	16	17
全 国	130 932 (▲ 2.7)	125 843 (▲ 3.9)	125 697 (▲ 0.1)	119 839 (▲ 4.7)	114 635 (▲ 4.3)
九 州	19 692 (▲ 4.1) <15.0%>	18 758 (▲ 4.7) <14.9%>	21 751 (16.0) <17.3%>	18 164 (▲ 16.5) <15.2%>	17 652 (▲ 2.8) <15.4%>
福岡県	6 429 (▲ 4.7)	5 980 (▲ 7.0)	9 328 (56.0)	6 519 (▲ 30.1)	6 429 (▲ 1.4)
佐賀県	729 (3.3)	693 (▲ 4.9)	687 (▲ 0.9)	650 (▲ 5.4)	661 (1.7)
長崎県	1 851 (14.7)	1 641 (▲ 11.3)	1 555 (▲ 5.2)	1 546 (▲ 0.6)	1 555 (0.6)
熊本県	2 667 (▲ 0.9)	2 494 (▲ 6.5)	2 489 (▲ 0.2)	2 426 (▲ 2.5)	2 321 (▲ 4.3)
大分県	1 805 (▲ 2.8)	1 817 (0.7)	1 741 (▲ 4.2)	1 440 (▲ 17.3)	1 428 (▲ 0.8)
宮崎県	1 684 (▲ 6.4)	1 575 (▲ 6.5)	1 534 (▲ 2.6)	1 505 (▲ 1.9)	1 453 (▲ 3.5)
鹿児島県	4 587 (▲ 11.2)	4 524 (▲ 1.4)	4 456 (▲ 1.5)	4 136 (▲ 7.2)	3 805 (▲ 8.0)

資料:農林水産省統計部「花き生産出荷統計」及び農林水産省生産局花き対策室「花木等生産状況調査」

注1:「花き生産出荷統計」の切り花類、鉢ものの類、花壇用苗ものの類、球根類の各栽培農家数に、「花木等生産状況調査」の花木類、地被植物類の各栽培農家数を合計した値で延べ数である。

注2:()は対前年増減率、< >は全国シェア

花き・花木類等の作付(収穫)面積

(単位:ha)

	平.13	14	15	16	17
全 国	43 666 (▲ 4.1)	42 691 (▲ 2.2)	41 981 (▲ 1.7)	40 197 (▲ 4.2)	37 934 (▲ 5.6)
九 州	8 425 (▲ 2.0) <19.3%>	8 464 (0.5) <19.8%>	8 118 (▲ 4.1) <19.3%>	8 119 (0.0) <20.2%>	6 974 (▲ 14.1) <18.4%>
福岡県	2 359 (▲ 5.2)	2 372 (0.6)	2 339 (▲ 1.4)	2 310 (▲ 1.2)	2 139 (▲ 7.4)
佐賀県	207 (5.1)	201 (▲ 2.9)	198 (▲ 1.5)	195 (▲ 1.5)	191 (▲ 2.1)
長崎県	351 (5.7)	401 (14.2)	385 (▲ 4.0)	377 (▲ 2.1)	385 (2.1)
熊本県	1 056 (▲ 0.5)	1 070 (1.3)	999 (▲ 6.6)	972 (▲ 2.7)	949 (▲ 2.4)
大分県	346 (▲ 5.2)	344 (▲ 0.6)	338 (▲ 1.7)	303 (▲ 10.4)	282 (▲ 6.9)
宮崎県	1 151 (▲ 3.3)	1 144 (▲ 0.6)	1 121 (▲ 2.0)	1 119 (▲ 0.2)	1 094 (▲ 2.2)
鹿児島県	2 951 (▲ 0.6)	2 935 (▲ 0.5)	2 737 (▲ 6.7)	2 842 (3.8)	2 259 (▲ 20.5)

資料:農林水産省統計部「花き生産出荷統計」及び農林水産省生産局花き対策室「花木等生産状況調査」

注1:「花き生産出荷統計」の切り花類、鉢ものの類、花壇用苗ものの類、球根類の各作付(収穫)面積に、「花木等生産状況調査」の花木類、地被植物類の各作付(収穫)面積を合計した値である。

注2:()は対前年増減率、< >は全国シェア

花き・花木類等の生産額

(単位:億円、%)

	平.13	14	15	16	17	
全 国	5 695 (▲ 2.8)	5 697 (0.0)	5 470 (▲ 4.0)	5 209 (▲ 4.8)	4 997 (▲ 4.1)	
九 州	1 090 (▲ 2.9) <19.1%>	1 117 (2.5) <19.6%>	1 067 (▲ 4.5) <19.5%>	1 040 (▲ 2.5) <20.0%>	990 (▲ 4.8) <19.8%>	全国 順位
福岡県	399 (▲ 6.1)	401 (0.5)	394 (▲ 1.7)	392 (▲ 0.5)	361 (▲ 7.9)	2
佐賀県	43 (13.2)	43 (0.0)	45 (4.7)	45 (0.0)	43 (▲ 4.4)	32
長崎県	63 (0.0)	65 (3.2)	65 (0.0)	65 (0.0)	65 (0.0)	26
熊本県	125 (▲ 0.8)	123 (▲ 1.6)	118 (▲ 4.1)	110 (▲ 6.8)	107 (▲ 2.7)	16
大分県	85 (▲ 3.4)	82 (▲ 3.5)	75 (▲ 8.5)	73 (▲ 2.7)	70 (▲ 4.1)	22
宮崎県	147 (▲ 2.0)	159 (8.2)	143 (▲ 10.1)	137 (▲ 4.2)	134 (▲ 2.2)	11
鹿児島県	228 (▲ 1.7)	245 (7.5)	225 (▲ 8.2)	221 (▲ 1.8)	209 (▲ 5.4)	6

資料:農林水産省統計部「生産農業所得統計」及び農林水産省生産局花き対策室「花木等生産状況調査」

注1:「生産農業所得統計」の切り花類、鉢ものの類、花壇用苗ものの類、球根類の各生産額に、「花木等生産状況調査」の花木類、地被植物類の各生産額を合計した値である。

注2:()は対前年増減率、< >は全国シェア

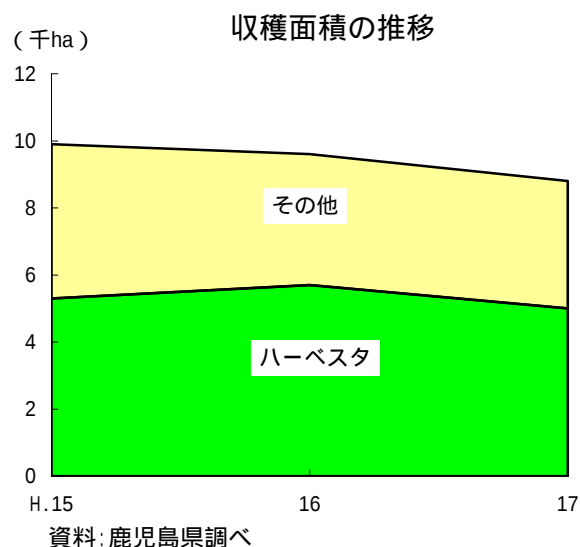
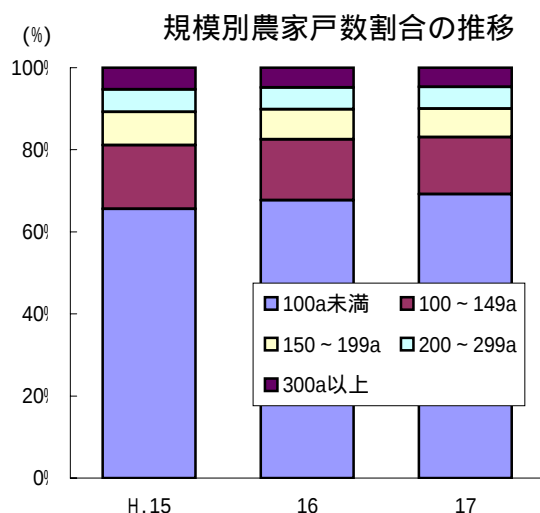
切り花類の作付面積及び出荷量

			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	作付面積	ha	3 119	622	139	264	561	250	404	879
	出荷量	百万本	1029.0	268.1	54.6	103.6	153.5	77.3	117.4	254.7
17	作付面積	ha	3 176	629	142	253	577	248	423	905
	出荷量	百万本	1037.0	274.3	56.9	104.5	156.2	76.1	118.1	250.7
16	作付面積	ha	3 201	636	146	243	586	256	436	897
	出荷量	百万本	1049.0	279.9	58.4	105.1	152.4	80.4	126.5	246.5

資料:農林水産省「花き生産出荷統計調査」

17 工芸農作物の生産状況

さとうきび



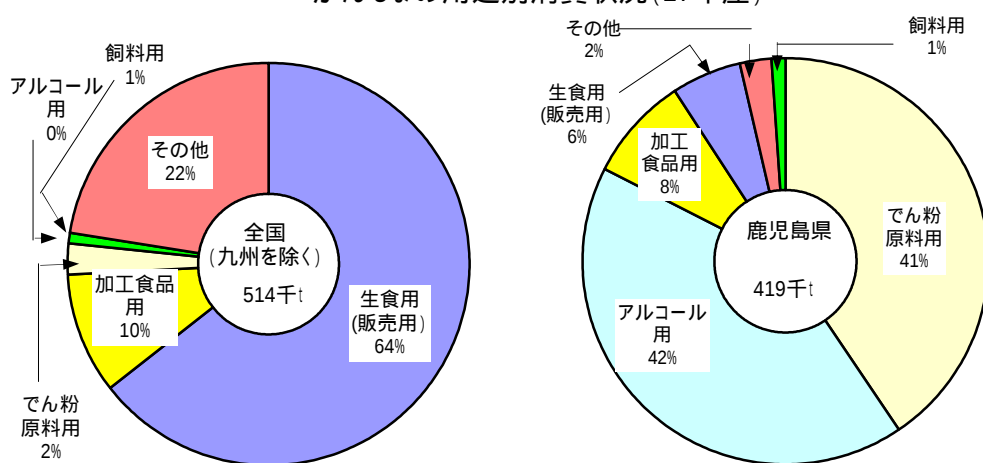
さとうきびの収穫面積及び収穫量

区分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年産	9 060	...	...	...	...	...	...	9 060
17	8 750	...	...	...	...	...	...	8 750
16	9 550	...	...	...	...	...	...	9 550
収穫量	567 500	...	...	...	...	...	...	567 500
17	533 700	...	...	...	...	...	...	533 700
16	506 900	...	...	...	...	...	...	506 900

資料: 農林水産省「作物統計」

かんしょ

かんしょの用途別消費状況(17年産)



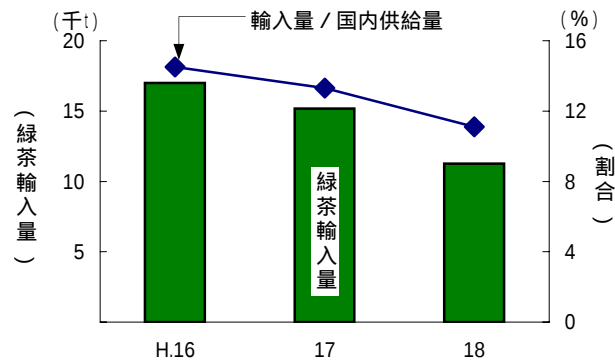
かんしょの作付面積及び収穫量

区分	九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	19 000	194	118	556	1 250	307	2 870	13 700
17	18 400	210	121	584	1 250	306	2 430	13 500
16	17 400	225	122	644	1 270	315	2 260	12 600
作付面積	491 500	3 220	2 380	12 900	30 000	5 980	59 000	378 000
収穫量	...	...	...	9 560	27 100	...	70 300	401 400

資料: 農林水産省「作物統計」

茶

緑茶の輸入量と国内消費に占める割合



資料: 財務省通関統計、社団法人 日本茶業中央会

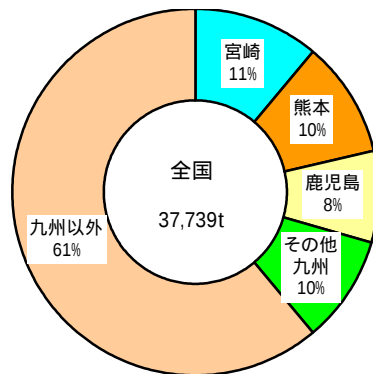
茶の摘採面積及び生葉収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	摘採面積	ha	...	1 430	956	647	1 430	...	1 310	7 750
	生葉収穫量	t	...	11 100	8 830	4 700	8 670	...	15 100	114 500
17	摘採面積	ha	...	1 440	970	634	1 460	...	1 310	7 690
	生葉収穫量	t	...	11 100	8 810	4 990	9 340	...	17 800	116 600
16	摘採面積	ha	13 800	1 460	968	667	1 470	476	1 290	7 500
	生葉収穫量	t	179 000	10 900	9 770	5 370	9 200	1 690	18 600	123 500

資料: 農林水産省「作物統計」

葉たばこ

18年産葉たばこの買い入れ実績



資料: 日本たばこ産業株式会社

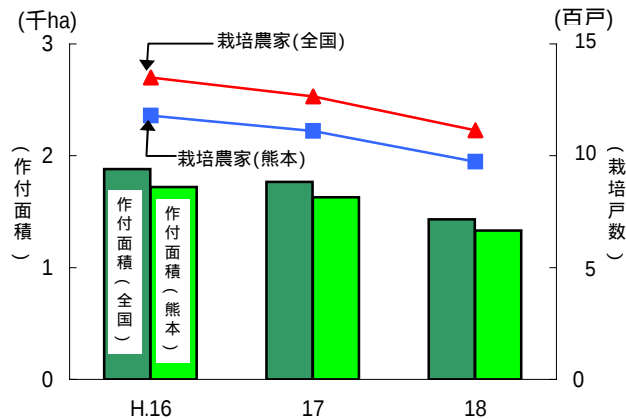
葉たばこの収穫面積及び収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年	収穫面積	ha	7 830	19	381	1 040	1 940	751	2 170	1 540
	収 穫 量	t	14 700	39	549	1 520	3 890	1 480	4 230	2 960
17	収穫面積	ha	8 050	21	382	1 060	1 980	772	2 230	1 610
	収 穫 量	t	21 500	56	1 020	2 670	5 090	2 110	6 350	4 220
16	収穫面積	ha	8 900	22	394	1 120	2 130	892	2 450	1 890
	収 穫 量	t	21 900	58	939	2 520	5 560	2 320	5 910	4 610

資料: 日本たばこ産業株式会社『葉たばこ生産統計表』による。

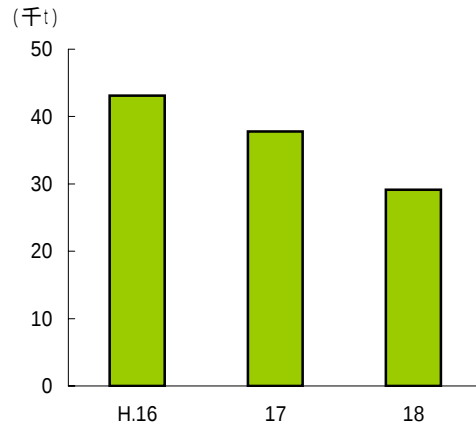
い(いぐさ)

いぐさの作付面積と栽培農家の推移
(全国・熊本)



資料: 全国い生産団体連合会、農林水産省「作物統計」

畳表輸入量の推移



資料: 財務省「貿易統計」

いぐさの作付面積及び収穫量

区 分			九州計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県
平成18年産	作付面積	ha	...	46	...	...	1 330	...	...	...
	収穫量	t	...	549	...	...	14 800	...	...	...
17	作付面積	ha	...	65	...	...	1 630	...	...	...
	収穫量	t	...	893	...	...	20 900	...	...	...
16	作付面積	ha	...	77	...	...	1 720	...	...	...
	収穫量	t	...	872	...	...	19 800	...	...	...

資料: 農林水産省「作物統計」

18 鳥獣害の状況

平成15～17年度農作物被害面積・被害量・被害金額

区 分		平.15年度	16	17
被害面積 (ha)	九州	18 000	20 000	16 000
	全国	131 000	139 000	120 000
被害量 (t)	九州	36 000	39 000	32 000
	全国	333 000	320 000	320 000
被害金額 (千万円)	九州	400	440	390
	全国	1 990	2 060	1 870

九州各県の農作物被害金額(17年度)

単位: 億円

県名	合計	鳥類	獣類	イノシシ	サル	シカ
福岡県	13.1	8.6	4.6	4.1	0.1	0.2
佐賀県	5.1	1.8	3.3	3.0	0.2	-
長崎県	5.4	2.0	3.4	3.1	0.0	0.2
熊本県	4.9	1.9	3.0	2.9	0.1	0.0
大分県	2.7	0.7	2.0	1.2	0.5	0.2
宮崎県	3.1	0.5	2.7	1.8	0.4	0.4
鹿児島県	4.2	0.9	3.3	2.1	0.5	0.5
九州	38.5	16.3	22.2	18.1	1.8	1.5
全国	186.9	69.0	117.8	48.9	13.9	38.8

資料: 九州管内各県報告による。

注: 数値は、ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

19 中山間地域の状況

県別五法指定地域の状況(平成19年3月31日現在)

単位:市町村

都道府県名	市町村数	過疎地域		振興山村地域		特定農山村地域		半島地域		離島地域	
			全域指定		全域指定		全域指定		全域指定		全域指定
福岡県	66	18	14	15	2	25	7	0	0	5	0
佐賀県	23	7	3	3	0	12	4	3	2	1	0
長崎県	23	14	11	0	0	16	4	12	7	10	5
熊本県	48	27	25	24	7	36	17	5	3	2	0
大分県	18	16	12	14	0	15	3	4	4	3	1
宮崎県	30	17	14	17	9	21	15	2	2	3	0
鹿児島県	49	43	38	7	0	26	12	18	17	11	7
九州計	257	142	117	80	18	151	62	44	35	35	13

平成18年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

都道府県名		交付市町村数	協 定 数			交付面積(ha)			加 算 単価面積 (ha)	(参考) H17年度 交付面積 (ha)
			集落協定	個別協定	計	基 礎 単価面積	体制整備 単価面積			
九州	福岡県	35	685	11	696	6 585	1 831	4 754	42	6 488
	佐賀県	18	529	0	529	8 152	3 025	5 127	11	8 087
	長崎県	21	886	7	893	6 894	2 995	3 899	30	6 657
	熊本県	35	1 339	18	1 357	32 332	10 635	21 697	168	32 303
	大分県	17	1 049	29	1 078	14 163	3 717	10 447	1 640	13 603
	宮崎県	24	448	0	448	5 665	676	4 989	1	5 536
	鹿児島県	31	765	1	766	7 322	3 296	4 026	187	7 162
	九州計	181	5 701	66	5 767	81 114	26 174	54 939	2 077	79 835
都府県計		943	27 667	441	28 108	338 954	113 646	225 308	10 532	329 161
北海道		97	406	1	407	323 818	23 987	299 831	82	324 562
全国計		1 040	28 073	442	28 515	662 772	137 633	525 139	10 614	653 723

注:1 加算単価面積は規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算の交付見込み面積の累計である。

20 農協の状況

総合農協数(平成19年4月1日現在)

単位：組合、%

区 分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全 国
農協数	25	4	7	15	23	13	18	105	813
構想数(A)	3	1	7	11	1	11	12	46	391
実現数(B)	0	1	7	11	0	11	12	42	306
達成率(B/A)	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	91.3	78.3

資料：全国農業協同組合中央会「JA合併推進情報＜速報＞」

注1：福岡県では15年11月、佐賀県では15年12月の県農協大会決議をもって構想を変更している。

注2：「構想数とは」広域農協合併構想の地区数であり、地区内に一部の不参加農協がある場合もほぼ実現したものとして取り扱っていることから、進捗率が100%の場合の実現数と農協数の差は不参加（未合併）農協が存在することを示す。

最近の合併状況(平成17年6月～19年4月)

県 名	合併年月日	合併農協名 (市町村数)	合併参加農協
鹿児島県	H17.6.1	鹿児島きもつき農協 (1市16町)	高山町(事業譲渡)
鹿児島県	H18.3.1	グリーン鹿児島農協 (1市1町2村)	グリーン鹿児島、谷山
佐賀県	H18.4.1	唐津農協 (1市1町)	唐津市、松浦東部、佐賀松浦、上場
鹿児島県	H18.4.1	種子屋久農協 (1市9町2村)	鹿児島くまげ、西之表市、屋久島
	H18.4.1	あまみ農協 (1市9町2村)	奄美、喜界町、徳之島、天城町、 和泊町、知名町、与論町
佐賀県	H19.4.1	佐賀県農協 (8市11町)	佐賀市、諸富町、富士町、神埼郡、 さが東部、佐城、佐賀みどり、 白石地区

資料：九州農政局調べ

21 土地改良区の状況

土地改良区の概要

単位：区数、人、ha、%

区 分	土地改良区数		組合員数		地区面積	
	17年度末	18年度末	17年度末	18年度末	17年度末	18年度末
全国 a	5 853	5 632	4 041 847	3 963 107	2 830 785	2 795 220
九州 b	988	950	565 912	559 001	347 920	344 439
割合 b/a	17	17	14	14	12	12

資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

土地改良区面積区分別表

単位：区数、%

区 分	100ha 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000ha 以上	計
全 国	2 580	1 354	503	554	448	193	5 632
(割合)	45.8	24.0	8.9	9.8	8.0	3.4	100.0
九 州	462	236	81	87	66	18	950
(割合)	48.6	24.8	8.5	9.2	6.9	1.9	100.0

資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

注：割合の合計については四捨五入の関係上、一致しないことがある。

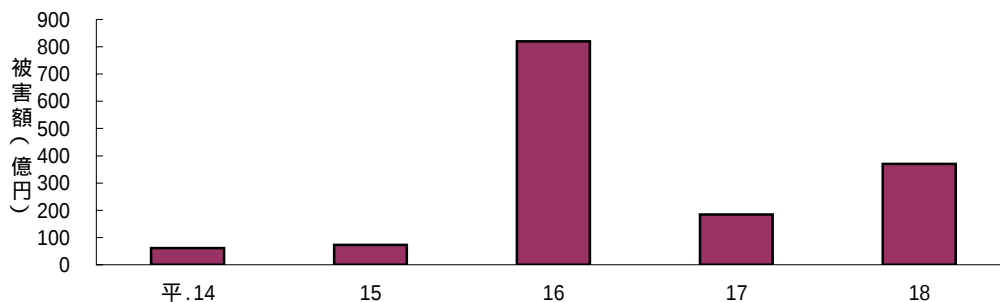
平成18年度における管内土地改良区の統合整備の状況

合併件数			合併関係 地区数	合併による 解散地区数	合併の様態		単純解散 地区数
新設合併	吸収合併	計			水系	行政	
5件	0件	5件	23地区	23地区	0件	5件	28地区

資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

22 災害による被害状況

最近 5 か年の管内農作物等被害額の推移



平成18年 管内の県別農作物等被害

単位：件、億円、ha

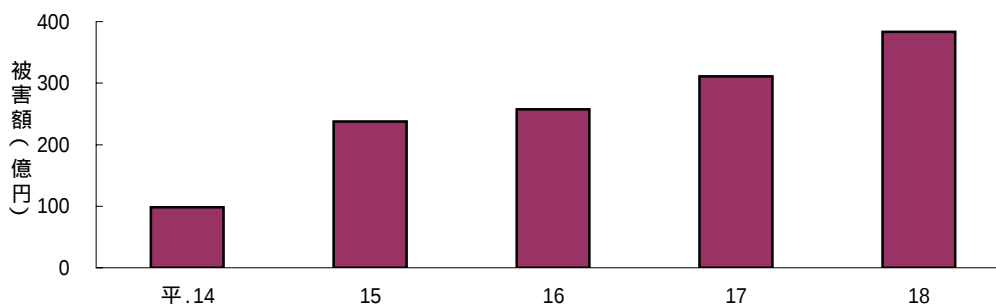
県名	農業関係施設		農作物、樹体		家畜	計
	件数	金額	面積	金額	金額	金額
福岡県	1,462	6	28,223	80	0	86
佐賀県	1,876	16	32,594	139	0	155
長崎県	1,152	5	15,314	65	0	71
熊本県	601	1	8,180	21	0	22
大分県	403	1	4,427	11	0	12
宮崎県	141	1	4,252	7	0	8
鹿児島県	97	1	14,838	15	1	17
計	5,732	31	107,828	339	1	370

資料：九州管内各県報告による。

注：(1) 農業関係施設とは、共同利用施設、ビニールハウス、畜舎等である。

(2) 数値は、ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

最近 5 か年の管内農地・農業用施設被害額の推移



平成18年 管内の県別農地・農業用施設被害

単位：億円

県名	農地			農業用施設		計	
	箇所	面積(ha)	金額	箇所	金額	箇所	金額
福岡県	228	40	4	353	14	581	18
佐賀県	2 885	214	29	2 158	38	5 043	66
長崎県	1 874	136	23	1 328	32	3 202	55
熊本県	3 054	1 492	43	2 194	43	5 248	86
大分県	946	158	11	536	9	1 482	21
宮崎県	566	105	7	795	21	1 361	28
鹿児島県	3 357	538	42	2 654	66	6 011	107
計	12 910	2 683	159	10 018	222	22 928	381

資料：各県からの被害報告書を基に九州農政局で作成。

注：(1) 農業用施設とは、用排水路、農業用道路等である。

(2) 数値は、ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。